

博士学位申請論文（2023年5月27日）

# 株式会社会計制度の変遷と再生

－現代資本主義における株式会社のゆくえ－

立教大学大学院経済学研究科博士課程後期課程

西森 亮太

# 目 次

序章 会社法会計とは何か	1
—日本における会計制度の歴史と構造—	
1 日本の会計制度の転機	
2 会社法会計とは何か	
3 研究の目的	
4 各章の概要説明	
第 I 部 株式会社会計とトライアングル体制の変容	
第 1 章 グローバリゼーションと株式会社会計の変容	7
—ジンマーマン=ヴェルナーの議論を手がかりとして—	
1 会計制度をめぐる 3つの論点とグローバリゼーション	
2 ジンマーマン=ヴェルナーの議論について	
3 グローバリゼーションの中での会計制度の変容	
4 会社法、証券法、税法における会計制度	
5 国家と会計制度の関係	
6 小結	
第 2 章 トライアングル体制の形成と変容	24
—商法・会社法会計と証券取引法会計—	
1 商法・会社法会計と証券取引法会計	
2 商法改正と株式会社会計	
3 トライアングル体制について	
4 会計制度の現状	
5 トライアングル体制の変容	
6 小結	
第 3 章 商法・会社法会計と法人税法会計	43
—確定決算基準をめぐって—	
1 法人税法会計をめぐって	
2 確定決算基準とはなにか	

- 3 確定決算基準に関する先行研究
- 4 確定決算基準の再構築についての考察
- 5 小結

## 第Ⅱ部 会社法会計の再構築

第4章 会社法改革案についての考察	54
―公開会社法と会計についての批判的検討―	
1 公開会社法の提起	
2 公開会社法とは何か―上村学説の検討	
3 公開会社法要綱案第11案について	
4 公開会社法会計とトライアングル体制	
5 「公開」について考える―会計ディスクロージャーのあり方―	
6 公開会社法会計とステークホルダー論	
7 会社法会計の今日的意義	
8 小結	
第5章 株式会社と分配的正義	66
―会計についての原理的考察―	
1 会計における正義	
2 フラワーの議論について	
3 分配的正義と会計	
4 マルチステークホルダー・アプローチ型株式会社会計の可能性	
5 小結	
第6章 ステークホルダー資本主義と株式会社会計	77
1 はじめに	
2 戦後日本における株式会社会計の変遷	
3 イギリスにおけるステークホルダー型資本主義と株式会社会計制度の動向	
4 企業の社会的責任と株式会社会計―日本における議論―	
5 株式会社会計の改革試論	
6 小結	
第7章 株式会社会計の再構築と中小企業会計	91

1	中小企業会計の歴史	
2	日本経済における中小企業の重要性	
3	「中小企業の会計に関する指針」について	
4	「中小企業の会計に関する基本要領」について	
5	「中小企業の会計に関する指針」と「中小企業の会計に関する基本要領」との違い	
6	会計制度論から考える中小企業会計のあり方	
7	小結	
終章	各章の要点と本研究のまとめ	104
1	各章の要点	
2	本研究のまとめ	
	引用・参考文献	109

## 序章 会社法会計とは何か —日本における会計制度の歴史と構造—

### 1. 日本の会計制度の転機

日本の会計制度、会計理論は、山地秀俊によれば、近代から現代にかけて大きな転機が3回あったとされる。すなわち、1回目は明治期の西洋式複式簿記の導入であり、2回目は第二次世界大戦後のアメリカ的会計制度の導入であり、そして3回目として会計グローバリズムの拡大である<sup>1</sup>。

1回目の転機となった明治期の西洋式複式簿記の導入とは、1873（明治6）年の福沢諭吉の『帳合之法』と同年のアラン・シャンド（A.Allan Shand）の『銀行簿記精法』による日本初の複式簿記解説書の刊行を指す。福沢による『帳合之法』はアメリカ系のブライアント＝ストラットン（H.B.Bryant＝H.D.Stratton）の簿記教科書の翻訳であり、シャンドによる『銀行簿記精法』はイギリス系のギルバート（J.W. Gilbart）の銀行簿記書やアメリカ系のマルシュ（C.C.Marsh）の簿記書を素材として、国立銀行の経理のための解説書として作られたものである。このような英米系簿記の導入により「損益法」「誘導法」「取得原価主義による資産評価」といった複式簿記法が、日本において採用されることとなった。

さらに西洋式複式簿記の導入の一方で、会計制度を支える商法の制定も行われた。ドイツの法学者ロエスレル（K.F.H.Roesler）が1884年に起草した日本商法草案を基として、1890年にドイツ法の影響が強い商業帳簿規定（会計規定）を定めた商法として公布されたのが、旧商法と呼ばれる明治23年商法である。明治23年商法の商業帳簿規定は財産目録を採用し、英米系簿記法とは対照的に「棚卸法」「財産法」「時価主義による資産評価」を会計方法とするものであった。

このように、明治期において英米系簿記と大陸系商法という二系統の会計制度が導入され、併存する状況となったことは、世界では類例を見ない、特殊日本的な構造であることは大変重要であり、今日まで続く日本の会計制度をめぐる論点となっている。

2回目の転機となったのが第二次世界大戦後のアメリカ的会計制度の導入であるが、後述するように、この転機によって導入されたアメリカ的会計制度が戦前からのドイツ的会計制度と併存することとなり、それが日本の会計制度の特徴を形づくることとなった。アメリカ的会計制度の導入とは、具体的には1948年に証券取引法（以下、証取法）が制定され、

---

<sup>1</sup> 山地（2012）2ページ。山地は会計グローバリズムの拡大を“IFRSの導入”と端的に表現している。IFRSとは国際会計基準（International Financial Reporting Standards）のことをいい、IAS（International Accounting Standards）を前身とする。経済をはじめとした国際化、グローバル化に伴い、会計の領域においてもIFRSによって、グローバル・スタンダードが図られることとなった。

アメリカ型証券取引法会計が成立したことを指す。そうした中でドイツをはじめとする大陸法の影響が強かった商法会計についても、アメリカの影響を受けた法改正が行われるようになった。これにより財務報告の目的が、次第に受託責任から投資家志向の意思決定有用性へと重点が移っていったのである。

3 回目の転機は、1990 年代末からの会計グローバリズムの拡大であり、日本の会計がグローバリゼーション (Globalization) に組み込まれる形になることで、日本の会計制度が変容していくこととなった。この点についても本論文において論じているが、会計グローバリズムの拡大は、2 回目の転機により形成された日本の会計制度の諸問題をさらに深化させるものとなった。2001 年以降、会計基準の国際化は会計プロフェッションの団体によって担われてきたが、各国の基準設定主体から成る組織へ再編が行われ、その影響の下に日本の会計基準の設定の枠組みも大きく転換してきている。そうした中で株式会社会計制度のあり方が重要な問題となってきている。

グローバリゼーションの展開の中で日本の株式会社会計制度はいかにあるべきか。戦後から続くアメリカ追随主義のままで果たしてよいのか。政治・経済という大きな視点において、グローバリゼーション下における株式会社会計制度のあり方をいま一度問い直す必要に迫られているように思われる。

以上の 3 回の転機を、日本における株式会社会計の制度および理論のエポック・メイキングと捉えたうえで、以下 2 部 7 章構成にて論じたものが本論文である。第 I 部は「株式会社会計とトライアングル体制の変容」と題して、第 1 章から第 3 章にかけて論じている。第 II 部は「会社会計の再構築」と題して、第 4 章から第 7 章において議論を展開している。それに先立つ本章では、本論文が研究の対象とする会社会計とは何かについて筆者の考えを示し、研究の目的について述べておくことにしたい。

## 2. 会社会計とは何か

会社会計は、株式会社の法制度化とともに制度化された。1844 年にイギリス株式登記法で株式会社がはじめて法制度化され、同時に貸借対照表が義務づけられた。債権者保護のための会社財産の有高を示す会計として成立したのである。

さらに株式会社会計は、債権者と株主の間の利害調整を目的に利益分配のための会計としても作られた。その元になったのは複式簿記の資本利益計算であり、帳簿の作成である。帳簿の作成は、当初は財産目録を義務付けた 1673 年のフランスの商事王令から始まる。

分配会計における利益の計算と分配をめぐる会計理論が発展してきた。資産評価論や費用論 (費用配分論) などがそれである。また会計主体論も展開され、誰のどのような持分かという所有論的 (会社は誰のものか) 的理論も展開されてきた。

分配については、それ自体「誰にどのように分配するか」「公平な分配とは何か」が問わ

れ、株式会社の発展の中で変化してきている。

株式会社とともに株式市場が発展する中で、分配会計から情報会計が派生してくる。20世紀における株式市場が拡大した証券市場において会計情報による株価形成が経済的に大きな役割を果たすようになり、証取法の制定を経て情報会計が発展していった。

分配会計と情報会計は元来一体であったが、やがて対立し、会計の構造を複雑にしていた。その中で単体会計とは別に連結会計も形成され、分配会計、情報会計、単体会計、連結会計が絡み合う会計制度の構造が生まれてきている。

### 3. 研究の目的

日本の株式会社会計は、第1回目の転機において明治期に商法にもとづく分配会計として形成されたが、第二次世界大戦の敗戦を契機とする第2回目の転機の中で、証取法の情報会計との交錯を通じて大きく変化していった。特に戦後GHQの統治下から始まり今日に至るまで、株式会社および会計は制度面においてアメリカの影響を多分に受けているといえよう。とりわけ1985年のプラザ合意や2000年前後の金融ビッグバン、それに伴う会計ビッグバンは重要な局面をもたらした。プラザ合意後、1990年代にかけて日本企業の多国籍化が進展するようになった<sup>2</sup>。そして日本企業の多国籍化を促進するように、金融ビッグバン、会計ビッグバンが実施された。

株主主権に基づく経営や親会社・子会社による企業グループの形成は、戦前から見られたが<sup>3</sup>、戦後の財閥解体や株式保有の大衆化によっていったんは清算された後、日本の独立回復後、再び6大企業集団として再編され、日本独特の法人資本主義が形成された。しかし、プラザ合意、金融ビッグバン、会計ビッグバンを経て、日本の資本主義のあり方が、旧財閥を中心とした大企業による株式相互持合いの法人資本主義から、主としてアメリカの影響を受けた金融資本主義、株主資本主義、新自由主義等と評される内容へと変わっていったのである。

こうした日本資本主義の変貌は、証券取引法会計（以下、証取法会計）（金融商品取引法会計：以下、金商法会計）中心の会計制度をもたらし、株主重視の経営に基づく企業のリストラの敢行等により、格差と貧困を生み出すこととなった。このように資本主義の変貌と結びつけて会計を捉えることができるとすれば、会計が会計制度として果たしている役割は、図表1のように示すことができる<sup>4</sup>。会計制度は、株式会社と一体の関係にあり、資本

---

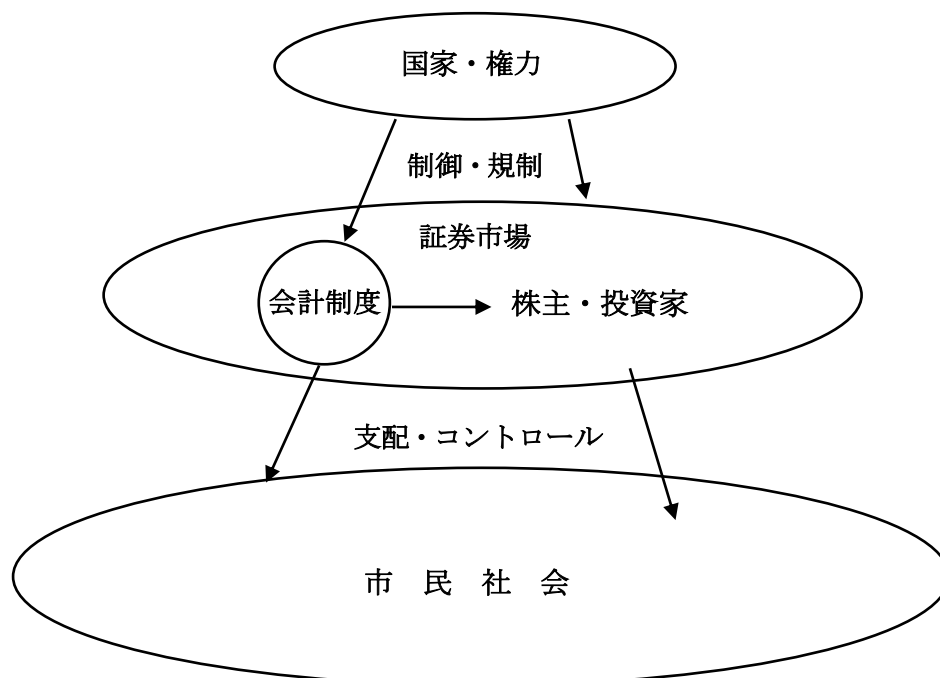
<sup>2</sup> この時期における日本企業の多国籍的進出について、渡辺治は戦前日本の帝国主義政策と区別して「新大国主義」と呼ぶ。渡辺（2001）139–147ページ参照。

<sup>3</sup> 小野武美は「所謂「新興コンツェルン」を典型とするコンツェルンの形成は、戦後の親子型企业グループ形成の原型として捉えられるだろう」と述べている。小野（2021）130ページ。

<sup>4</sup> 小栗・陣内（2022）17–18ページ。

主義経済を維持・発展させる手段となっており、証券市場もまた資本主義経済を支えている。会計制度、証券市場は、国家・権力によって制御され規制される関係にある。こうして国家、市場、制度によって資本主義の維持・発展の枠組みが形成され、市民社会はそれらに支配されコントロールされている。

図表1 資本主義の維持・発展を支える会計制度



(出所) 小栗・陣内 (2022) 17 ページを一部加筆修正。

このような社会・経済情勢において、まさに資本主義の転換・変革が模索されているといえる。株主資本主義からステークホルダー資本主義 (Stakeholder Capitalism) への転換が求められているのである。ステークホルダーとは利害関係者 (利害関係者集団) ともいい、企業をはじめとする組織の運営、決定等に影響を及ぼし、反対に組織から影響を受けることもある個人や集団のことをいう。具体的には、企業、組織の周囲に存在する株主、顧客、労働者 (労働組合)、債権者等々が該当し、さらには地域社会、市民、政府・自治体も含まれるとされる<sup>5</sup>。そして特定のステークホルダーの利益に偏重することなく、以上のような多様なステークホルダー (マルチステークホルダー) の利益を遍く考慮するものを、ステークホルダー資本主義やマルチステークホルダー・アプローチという。

<sup>5</sup> 「ステークホルダー」「利害関係」については、内野 (2022) 111 - 113 ページ参照。



そこで、会社法会計を主とした株式会社会計をいかに再生すべきかを考察するのが、本論文の研究の目的である。株主資本主義からの脱却を図ろうとしている中、株式会社会計制度も金商法会計中心から分配会計を軸とした会社法会計の復権へと模索しなければならないのではなかろうか。

以上のような研究目的、問題意識に基づいて本論文の各章（序章を除く）は次のような構成となっている。

#### 4. 各章の概要説明

第1章は、グローバリゼーションと株式会社の関係について「各国のIFRSの対応」「会計制度の構造」（会社法会計と証取法会計との関係について）「国家と会計制度との関係」（福祉国家の会計制度）という3つの論点に関して、ドイツの会計学者ジンマーマン＝ヴェルナーの議論を手がかりとして、考察している。トライアングル体制を形成している日本の会計制度が、IFRSの適用国拡大を目的とした会計グローバリズムの影響をどれほど受けているのかについて検討する。

第2章は株式会社における会計制度論として、商法・会社法会計と金商法会計（証取法会計）というトライアングル体制のうちの2者の関係を取り上げ、戦後の商法改正とトライアングル体制の変容について論じている。わが国の会計制度が、商法改正に伴い、商法会計優位から金商法会計優位へと変遷して今日に至っていることを分析している。

第3章では、商法・会社法会計と税法（法人税法）会計との関係について考察している。とりわけ、株主総会が承認して確定した決算を元に、法人の課税所得を算出して法人税を申告する仕組みである確定決算基準の是非について論じている。確定決算基準はトライアングル体制においても欠かすことができない役割を有しており、会計制度のあり方、トライアングル体制の再構築等を検討するうえにおいて、検討しなければならない重要な論点である。

第4章は、上村達男が提唱している「公開会社法」の検討を通して、公開会社法会計の是非について論じている。公開会社法とは、会社法と金融商品取引法（以下、金商法）を一体化したものであるが、このような発想がはたして適当であるのか。トライアングル体制の変容に即しての考察、コーポレート・ガバナンス論、「公開」の意味についての検討を通して、会計学的考察を試みている。

第5章では、会計における正義とは何か、分配的正義について、フラワーの議論を参考として論じている。会計の利益分配機能のあり方や会社法会計の分配会計としての復権について考察するうえにおいて、このような原理的考察は重要である。

第6章では、会社法会計のあり方があるべき資本主義と結び付けて論じている。あるべき資本主義とは、ステークホルダー資本主義である。会社法会計の復権として、従前の債権

者保護規定である分配会計への回帰では不十分である。SDGs、ESG が喧しい現代社会において、ステークホルダー中心の会社法会計の改革を行ってこそ、金融資本主義、株主資本主義の会計制度を抜本的に変革できるのではないか。このような視点から議論を展開している。

第7章は、わが国の中小企業会計の現状分析および将来的展望への試論である。2つの中小企業に関する会計規範が併存している状況がはたして望ましいのか、成文法ではないため法的拘束力を有せず、不安定な位置付けとなっている中小企業会計規範を、会社法会計の計算規定に組み込むことは可能か否かなどについて論じている。

終章では、各章ごとのまとめを行い、それを踏まえて本論文における研究の成果と今後の研究課題について述べて締め括っている。

それではまず第I部で、日本の会計制度の特徴を表しているトライアングル体制が、グローバル化の影響を受けていかに変容し、トライアングル体制を構築する会計制度間の力関係がどのように移り変わったのかを中心に、論じてみたい。

第1章は各国の会計制度はIFRSの影響を受けているのか、グローバル化における株式会社会計の変容、あり方について考察する。

# 第 I 部 株式会社会計とトライアングル体制の変容

## 第 1 章 グローバリゼーションと株式会社会計の変容 —ジンマーマン=ヴェルナーの議論を手がかりとして—

### 1. 会計制度をめぐる 3 つの論点とグローバリゼーション

本章では、グローバリゼーションの中での会計制度の変容について、ドイツの会計学者であるジンマーマン (Jochen Zimmermann) とヴェルナー (Jorg R. Werner) の共著である *Regulating Capitalism? The Evolution of Transnational Accounting Governance* (2013 年) における議論の検討を通して、下記の 3 つの論点について考察したい。

- ① グローバリゼーションによる会計制度の国際的統合化が進む中で、IFRS 導入の動きに対し各国はいかに対応し、各国内においていかなる影響が生じているのか。
- ② 会社法会計 (Company law accounting) と証券法会計 (Securities law accounting) との関係において、各国では株式会社会計制度の構造はどのようになっているのか。
- ③ 国家と会計制度の関係から見て、会計学の観点から福祉国家の会計制度とはどのようなものなのか。

以上の 3 つの論点の検討を通じて、商法・会社法会計、証券法会計、法人税法会計により構成される会計制度が、グローバリゼーションの中でいかなる変容を遂げているのか、また海外の、とりわけ日本の商法典の範となったドイツにおける会計研究が、いかなる議論を展開しているのかについての考察がなされなければならない。

そこで、まず前提として、グローバリゼーションとはなにかについて、確認しておきたい。グローバリゼーションの潮流は株式会社会計においても、エポック・メイキングと呼ぶべき大きな影響を与えているからである。グローバリゼーションについては様々な定義があり得るが、一般的には「資本主義市場経済の拡大とともに国境を含むあらゆる境界がゆらぎ、世界中で政治・経済・社会・文化の相互浸透・相互依存が振興する過程」<sup>6</sup>であるといえる。世界貿易の拡大、株式市場や為替相場の競争激化、多国籍企業やその大型吸収合併といったものが主要な原動力となっている<sup>7</sup>。

伊豫谷登士翁は、グローバリゼーションを「事象としてのグローバリゼーション」「方法

<sup>6</sup> 大澤・塩原・橋本・和田 (2014) 217 ページ。

<sup>7</sup> ボルバラン・アルマン (2004) 参照。

としてのグローバリゼーション」「時代としてのグローバリゼーション」の3つに分類する<sup>8</sup>。そして「グローバルであることとローカルであること、グローバリゼーションとローカリゼーションは同じ過程の裏と表であり、その中間はありません」<sup>9</sup>とグローバリゼーションを規定する。さらに「資本の越境的移動は、グローバリゼーションに対応した制度的なインフラ整備へと、国家政策を向かわせることになります。グローバリゼーションとは国家機構を解体することではなく、そのさまざまな回路は、基本的には個々の国の国家政策を通して実現されます」と述べ、グローバリゼーションが国内の政策の中で具体化されることを明らかにする。つまり、国家政策がグローバル化に対応したものに変換されることがグローバリゼーションを意味するものとなるとする。そうした文脈の中で、「国家のさまざまな機構や制度が、「民営化」や「規制緩和」あるいは国際会計基準の採用などを通して、グローバリゼーションに適合した体制へと組み替えられていくのです」<sup>10</sup>と、会計制度のグローバリゼーションについても位置付けるのである。

ところで、グローバリゼーションもしくはグローバリズムについて、米国主導によるアメリカナイゼーションと捉えて論じる意見が依然として多い<sup>11</sup>。たしかに、1944年7月の「ブレトンウッズ協定」による、ドルを基軸とする国際通貨体制の確立および世界銀行、IMFの設立をグローバリゼーションの端緒と捉え、さらに今日における多国籍企業の経済活動、新自由主義経済による各国における経済的格差の拡大により、グローバリゼーションが米国主導の性格を有する面は否めないであろう。

## 2. ジンマーマン=ヴェルナーの議論について

それでは、ジンマーマンとヴェルナーの共著 *Regulating Capitalism? The Evolution of Transnational Accounting Governance* (2013年)における議論を辿ってみたい。

まず著者のジンマーマンとヴェルナーについてであるが、ジンマーマンはブレーメン大学の会計学科長であり、ヴェルナーはフランクフルト大学の会計学の教授である。ジンマーマンとヴェルナーは2008年にも、*Global Governance in Accounting: Rebalancing Public Power and Private Commitment*を著している。この共著は、アメリカおよびイギリス、ドイツ、フランスを主とするヨーロッパ諸国における、各国会計制度のグローバル化

---

<sup>8</sup> 伊豫谷 (2021) 38-44 ページ参照。

<sup>9</sup> 伊豫谷 (2021) 58 ページ。

<sup>10</sup> 伊豫谷 (2021) 96 ページ。

<sup>11</sup> たとえば、現代フランスを代表する知識人であるエマニュエル・トッドは「1998年と2016年の間に私たちは、グローバリゼーションが国を乗り越えるという思想的な夢が絶頂に上り詰め、そして墜落していくのを経験したのです。それは、一つの国(ナショナル)というよりむしろ帝国(インペリアル)となった米国に主導されながら進んでいきました」と述べている。トッド (2016) 5 ページ。

に伴う変容を時系列的に論じたものである。法制度を主とした国家による規制に重きを置くか、会計プロフェッションによる自主規制をはじめとしたプライベート・セクター主導による規制を重視するか、という 2 つの視点に基づいて、会計におけるグローバル・ガバナンス<sup>12</sup>を検討しているのが、本書の主たる特徴として挙げられる。具体的には、アメリカにおける国内法規制として「2002 年公開会社会計改革・投資家保護法 (Public Company Accounting Reform and Investor Protection of 2002)」、いわゆるサーベンス・オクスリー法 (SOX 法) を取り上げ、アメリカ一国にとどまらず、SOX 法がイギリスやドイツにおけるコーポレート・ガバナンス (企業統治) に多大な影響を与えることとなった経緯と要因が分析されている<sup>13</sup>。また、今日における会計情報は、証券取引における「意思決定有用性 (Decision usefulness)」に資するものとして、資本市場における「情報有用性 (Information usefulness)」が重視され、アメリカだけでなくヨーロッパにおいても、資本市場に基づいた国際的統合化が進展していると論じている<sup>14</sup>。

この続編として著されたのが、*Regulating Capitalism? The Evolution of Transnational Accounting Governance* (2013 年) である。5 部 11 章構成となっている。詳細は下記の通りである。

## <内容>

### I 部 序

#### 第 1 章 新たな会計フレームワークの進化について

### II 部 国際的統合と自国会計制度の狭間にある会計

#### 第 2 章 情報会計 (Information accounting) : グローバルな IFRS 革命

#### 第 3 章 会計機能の多様性 : 調和化 (Harmonisation) への障壁

---

<sup>12</sup> グローバル・ガバナンスとは、グローバル・ガバナンス委員会の定義によれば「グローバル・ガバナンスは公私を問わず、個人そして機構が彼らの共通の事項を管理する多くの方法の全体である。それは、対立するあるいは多様な利益を調整 (accommodate) し、あるいは協力的な行為がとられる継続的な過程である。それは、遵守を強制することを付与されたフォーマルな機構やレジームを含むとともに、人びとや機構が合意したか、彼らの共通の利益となると考えたインフォーマルな枠組みをも含むものである」とされる。山本 (2008) 169 ページ。なお、会計学の見地からグローバル・ガバナンスについて論じているものとして、今福 (2009)、山田 (2010)、潮崎 (2010) 等がある。

<sup>13</sup> Zimmermann, Werner, Volmer (2008) pp.163–183 参照。なお SOX 法は、法案提案者のサーベンス上院議員とオクスリー下院議員の名から、サーベンス・オクスリー法 (SOX 法) と称されている。エンロン事件やワールドコム事件などを契機として、1934 年証券取引所法の修正法として 2002 年 7 月に成立し即時施行された会計・監査・企業統治等に関する法律である。森田・宮本 (2008) 参照。ちなみに日本においても、SOX 法を参考にして、2006 年に金融商品取引法が制定されている。

<sup>14</sup> Zimmermann, Werner, Volmer (2008) pp.207–208 参照。

#### 第 4 章 会計レジームの変容：6 カ国の事例

### III 部 国際的統合について

第 5 章 強制的な同型性 (Coercive Isomorphism)：グローバル社会における報告要請

第 6 章 模倣的な同型性 (Mimetic Isomorphism)：変化や統合 (Convergence) を促進する危機

第 7 章 規範的な同型性 (Normative Isomorphism)：会計制度の統合化のための国際的ネットワークの役割

### IV 部 自国会計制度について

第 8 章 資本投資 (Equity Investment) をめぐる法制度

第 9 章 財務制度と企業信用 (Corporate Credit) の関係

第 10 章 国家の価値と政治体制

### V 部 結論

第 11 章 会計のハイブリッド化 (The Hybridisation of Accounting)

本書は非常に興味深い論点を提起しており、その具体的な内容について概要を見てみたい。

I 部では本書における問題提起を行っており、会計制度の新たな展開は、グローバリゼーションや危機、イデオロギーとそれによって生じる強制的、模倣的、規範的な同型性に起因する変容の結果であるとしている。しかしながら同型化が進むとしても、各国における法律および財務制度や国家体制のあり方の相違により、会計制度は一様ではなく、国によって差異があると論じている。

II 部では、会計制度の国際的統合と各国の会計制度の関係について検討している。まず IFRS について論じ、1990 年代以降の IFRS の拡がり、上場会社の財務報告書に関して「会計革命」をもたらしたと述べている。すなわち、多くの上場会社は外国の会計基準を適用することなく、IFRS の導入によって他国において上場することが可能となり、また投資家や企業は投資意思決定を向上させるうえで、比較可能な財務データに依拠することができるようになった。2005 年時点で、世界中の上場会社のうち約 15,000 社は、単一の国際基準、グローバル・スタンダードに基づく財務諸表作成の準備を開始したのである。

しかしながら各国における国内会計制度、会社法、証券法、税法に基づく会計制度の存在は、IFRS による国際的統合を困難にする要因となっている。とりわけ会社法と税法から要請される会計規則は、利害関係者の利益調整や租税の徴収といった国内事情が優先されるのである。

もっとも国によって各々状況は異なっている。ジンマーマン＝ヴェルナーは、ヨーロッパ圏のドイツ、フランス、イギリスと非ヨーロッパ圏のアメリカ、カナダ、日本の 6 カ国の会計制度をケーススタディとして取り上げている。

ドイツは単体会計において自国優先の規定を温存しつつも、IFRSの影響の下で、情報会計（Information accounting）の役割を取り込んでいる。フランスはドイツ同様、単体会計の自国優先、つまり「連単分離」を採用し、むしろドイツ以上に会計制度のグローバル化に抗して、国内制度の整備に重きを置いている。イギリスは自国が世界で最も重要な金融拠点のひとつということもあり、グローバル・スタンダードたりうるように自国の会計制度を整備し、国際的統合化の主導的役割を担っている。アメリカは自国の会計基準が国際水準にあると自負していたが、IFRSがEU主導で広がる中で、IFRSとの連携を強めアメリカ会計基準（US-GAAP）とIFRSとを近似させようとしてきている。カナダでは1975年制定の会社法において全ての会社にCICAハンドブックが適用されると規定していたが、2011年以降上場会社についてはカナダ版IFRSが適用されることとなった。日本は従来、商法計算規定が会計制度としての役割を果たしてきたが、会社法制定へのアメリカの影響の浸透、2007年の東京合意における日本の会計基準とIFRSとのコンバージェンス、2008年における日本の会計基準をIFRSと同一化するとEUにおける決定が、昨今の会計制度を取り巻く情勢として論じられている。

Ⅲ部では会計制度の国際的統合化の方向として、強制的な同型性（Coercive Isomorphism）、模倣的な同型性（Mimetic Isomorphism）、規範的な同型性（Normative Isomorphism）について論じている。

強制的な同型性とは、グローバル化の進展の中で多国籍企業や証券市場がグローバル・スタンダードを求めるようになり、IFRSを財務報告に使うだけでなく、各国政府に制度的にIFRSを導入するようになることをいう。つまり金融システムの国際的統合化が進み、各々の利害関係者の要求をより調和化しようとする動きが強まることで会計制度の統一化が進展することを意味している。各国の国内会計制度は自国内の投資家向けの制度であり、国内投資家と外国投資家との情報格差を是正することはできない。そこで各国における国境を越えて経済活動を展開する企業は、国内投資家に対してもIFRSを受け入れるように要求するようになり会計制度の変容を求めることになる。

模倣的な同型性とは、経済的・政治的な危機が生じ国内の規制が機能しなくなる状況が生じた場合、海外の新たな規制策を模倣して自国にも導入して問題に対処することをいう。例えば、エンロン事件やワールドコム事件といった会計上のスキャンダルや危機を契機として、アメリカでSOX法が制定されたが、それをモデルに各国が類似した方向へと会計規制を模倣することになるのが代表例である。結果的には国家を横断した会計制度の統合化の押し付けが国際的に行われるようになるという側面も伴うことになる。

規範的な同型性とは、会計基準の設定は会計プロフェッションの自主規制によってなされるべきであるという規範的な考え方に依拠し、国際的な会計の統合が会計プロフェッションのネットワークによってもたらされることをいう。会計士協会等の会計プロフェッ

ョンによるネットワークは、1970年代と2000年代において大きく変化していった<sup>15</sup>。1970年代初頭における IASC の登場は、規範的な同型性が進んだ結果によってもたらされたと理解することができる。IASC の活動は国内の自主的な変容を活性化し、職業会計士団体の国際ネットワークに変化を起こしていった。この変化によって、会計プロフェッションは広範な国際的なネットワークを形成し、国際的な会計基準設定の発展に責任を負うようになった。会計プロフェッションの規範が国際的な会計制度形成を進めていったのである。

このような強制的な同型化、模倣的な同型化、規範的な同型化が一体となって国際的な会計の統合化が進んでいったことが論じられている。

IV部では、国際的統合に対する自国会計制度について論じている。まず会計制度に関する法制度について、英米法型（イギリス、アメリカ、カナダ）<sup>16</sup>と大陸法型（ヨーロッパ圏、日本）に区分している。英米法型においては直接金融による投資家に対する情報提供重視のため証券法が重要となり、大陸法型においては間接金融であり、短期的な投資情報よりも会社に対する株主の権利や債権者の権利を重視するために、会社法が重要となる。

次に、英米法型と大陸法型との会計制度の違いを踏まえ、投資家と債権者の要求の相違、短期的投資と長期的投資の関心の相違等により、各々がいかなる利害関係者に重きを置くかについて論じている。

さらに国家と会計、社会と会計との関係を取り上げて検討している。政治学者の G. エスピン・アンデルセンの議論を引用しつつ、福祉国家をモデルとして論じている。アンデルセンの議論にもとづき、福祉国家を「残余的福祉国家 (Residual welfare state)」と「制度的福祉国家 (Institutional welfare state)」として区分している。「残余的福祉国家」として英米法型であるイギリス、米国、カナダが、「制度的福祉国家」として大陸法型であるドイツ、フランス、日本が示されている。会計制度との関係においては、「残余的福祉国家」は市場重視（情報重視）であり、「制度的福祉国家」は分配重視であるとされる。

V部は結びとして、会計のハイブリッド化 (Hybridisation of Accounting) について論じている。IFRS による国際的統合が成功している状況であるとはいえ、各国の法制度や国家体制のあり方、国際的統合化の進展度合い等、様々な要因が作用して同型化、統合化へ一挙に進むということにはならない。連単分離等による IFRS と各国会計制度との共存（ハイブリッド状態）が暫く続き、国際的統合化は漸進的な歩みになるであろうと締め括っている。

---

<sup>15</sup> 大石（2015）参照。

<sup>16</sup> ジンマーマン＝ヴェルナーは、イギリスとアメリカを英米型という同一のカテゴリーとして論じている。しかし、イギリスとアメリカの間においても、会計目的において相違があるとの見解がある。たとえば、今福愛志によれば「英国モデルでは財務報告の目的としてスチュワードシップ目的が、他方、米国モデルによれば投資家の意思決定のための情報提供目的が主張されている」（今福（2009）138 ページ）のである。この点については今後の検討課題としたい。



### 3. グローバリゼーションの中での会計制度の変容

以上のジンマーマン＝ヴェルナーの議論をふまえた上で、前述の 3 つの論点について検討したい。

まず第 1 の論点であるが、グローバリゼーションが各国の会計制度にどのような変容や影響をもたらしているかという問題である。

- ① グローバリゼーションによる会計制度の国際的統合化が進む中で、IFRS 導入の動きに対し各国はいかに対応し、各国内においていかなる影響が生じているのか。

各国の IFRS への対応として、国内上場企業への適用については、アメリカと日本が適用せず、ドイツとフランスは、1998 年から 2004 年を移行期間として適用を受容し、2005 年以降全ての国内上場企業に適用を要求することとなった。イギリスもドイツ、フランスに合わせて、2005 年以降、国内上場企業に IFRS 適用を要求するようになった。カナダは、2008 年以降に適用を容認し、2011 年以降は国内上場企業に対し、IFRS 適用を要求するようになった。一方、外国の上場企業に関しては、アメリカと日本は国内 GAAP との調和なくして許容していない。EU 諸国は 2009 年以降、カナダは 2011 年以降強制適用されるようになった<sup>17</sup>。

ところで、アメリカと日本はともに IFRS の適用がほとんど進展していないことから、グローバルな会計規制に対する状況が同様に思われそうだが、答えは否である。

アメリカに関していえば、アメリカの基準設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB)<sup>18</sup>が 2002 年 9 月、IASB<sup>19</sup>との間で、統一したグローバルな会計基準の設定に向けて協働することを合意するに至った (「ノーウォーク合意」と呼ばれる)。この「ノーウォーク合意」は、当面、US-GAAP に準拠した財務諸表をそのまま IFRS に準拠した財務諸表とみなせるようにすることが、その目的であったとされている。しかし IFRS と US-GAAP は、会計基準設定において採用しているアプローチが異

---

<sup>17</sup> Zimmermann,Werner (2013) p.40.

<sup>18</sup> FASB は、1973 年に設立された民間組織。米国の会計基準を設定している。ちなみにアメリカでは、政府組織である SEC は証券市場の監督を行い、会計基準の設定は民間組織である FASB に委ねているのである。

<sup>19</sup> IASB は、IAS を設定してきた国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, : IASC) の後継組織である。IASC から IASB への組織再編は、アメリカ証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, : SEC) の主導によって創設された、米州証券監督協議会を前身とする証券監督者国際機構 (International Organization of securities commissions, : IOSCO) の関与による。

なり、IFRS は「原則に基づくアプローチ (Principles-based approach)」、US-GAAP は「ルールに基づくアプローチ (Rules-based approach)」であり、その点が問題となった。「ノーウォーク合意」後、アメリカでは会計基準設定におけるアプローチを「ルールに基づくアプローチ」から「原則に基づくアプローチ」へと転換させる議論が広まり、FASB における最重要議題となっていった<sup>20</sup>。

こうして、US-GAAP と IFRS との差異を縮小することで、IFRS を採用する国や地域の市場、とりわけ EU の市場において、従来どおり US-GAAP での上場を認めさせることを FASB は目論んだのである<sup>21</sup>。FASB と IASB との関係の背後には、グローバル・スタンダードをめぐるヘゲモニー争いがある。アメリカは US-GAAP を維持しながら IASB を影響下に置こうとする意図があると考えられる。IASB を支配下に置くという意図は、その組織形成の当初からあったといわねばならない。「IASB=IOSCO 体制が確立し、アングロ・サクソン型のグローバル・スタンダード化が進行し、会計基準の世界標準化が IOSCO の圧力を背景に IASB のもとで進められるようになった」<sup>22</sup>と指摘されるように、そもそも、IASB はアメリカが主導権を握る IOSCO の支配下にあったと見ることができるのである。

一方で日本についてであるが、会計制度のグローバル化の動きは、いわゆる「会計ビッグバン」を契機として広がった。「会計ビッグバン」の主たる内容は、連結会計の重視、キャッシュ・フロー計算書の導入、時価評価の積極的な導入等が挙げられる<sup>23</sup>。その後 2007 年 8 月、IASB と日本の会計基準委員会 (Accounting standards Board of Japan, : ASBJ) が、IFRS と日本 GAAP との差異を 2011 年 6 月までに徐々になくしていくことで合意した(「東京合意」)。2009 年 6 月には、「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」、2013 年 6 月には、「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」が、企業会計審議会から公表された。

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」では、「IFRS の強制適用の判断の時期については、とりあえず 2012 年を目途とすることが考えられる」<sup>24</sup>としつつも、今後の対応に向けては、「仮に、IFRS を適用する場合であっても、我が国会計基準の必要性が無くなってしまうことはあり得ない。今後とも、我が国会計基準が、高品質でかつ国際的にも整合的なものとなるよう、関係者による不断の検討・対応が行われることを期待する」として結んでおり、IFRS と日本 GAAP とのコンバージェンス(さらにはアドプション)<sup>25</sup>

---

<sup>20</sup> 米国における会計基準設定のアプローチについての転換の議論に関しては、滝西(2011)参照。

<sup>21</sup> 大石(2015) 307 ページ。

<sup>22</sup> 小栗(2003) 15 ページ。

<sup>23</sup> 冨塚(2002) 参照。

<sup>24</sup> なお 2011 年 6 月に、自見庄三郎金融担当大臣(当時)の IFRS 適用延期の表明により、2012 年 IFRS 強制適用の是非の判断に関しては、いったん小休止となった。

<sup>25</sup> 石川純治は、「中間報告」の構成そのものの中に、「コンバージェンスからアドプション

に対する、当局の関係当事者の逡巡、苦悩を窺わせる意見書となっている。

その後の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」においても、IFRS 任意適用要件の緩和や単体開示の簡素化等を提言しつつ、IFRS への対応のあり方に関する基本的な考え方として、「現在の IFRS の内容については、基本的考え方として受け入れ難い項目や、日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず、導入コストが過大であると考えられる項目が一部存在し、また、IASB において開発中の項目も存在することを念頭に置く必要がある」としている。すなわち、IFRS 導入に対する日本の姿勢としては、任意適用拡大を促進しつつも、漸進的な取り組みとして今日に至っている。

以上、アメリカと日本とでは、国内 GAAP と IFRS との調整を図りつつも、その内実については対照的といえる。つまり、アメリカは IASB 設立を契機として、IFRS を US-GAAP に連携させようとして、EU 諸国に対して、むしろグローバルな会計規制の主導権を行使しようとしているのに対し、日本においては、IFRS という「黒船の襲来」に対して、受身の姿勢により、「当面の方針」における単体開示の簡素化のような、国内会計制度の変容を余儀なくされている状況なのである。この点に関してジンマーマン＝ヴェルナーは、アメリカは「双方向的なコンバージェンス」（Two-sided convergence）、日本は「一方向的なコンバージェンス」（One-sided convergence）と評している<sup>26</sup>。

それとは異なる方向をとっているのが、ドイツおよびフランスの「連単分離」であり、IFRS への対応のあり方として検討すべき重要な論点である。もっとも日本においても、先に触れた、企業会計審議会による「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」の中で、「今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる」として、「連結先行」に言及している。もちろん、「連結先行」と「連単分離」は異なるが、IFRS に対する国内会計制度（特に単体会計）のあり方に関して、主要国で個別財務諸表に IFRS を適用することを認めないドイツ、フランス両国は大いに参考になるのではないだろうか<sup>27</sup>。

ジンマーマン＝ヴェルナーは、グローバリゼーションを「強制的な同型性」（Coercive Isomorphism）として、会計制度の国際標準化の外的要因となると論じた<sup>28</sup>。そして「強制的な同型性」である、IFRS 導入のような会計基準のグローバル化への対応については、①

---

への道筋が見て取れる」と述べている。石川（2010）193 ページ。

<sup>26</sup> Zimmermann, Werner (2013) p.40.

<sup>27</sup> 石川純治は、「「連結先行」即「連単分離」ではないものの、単独は自国基準という欧州型が想定されそうだが、そのあたりが落ち着くところではないか」として、「日本の立場は、まず「連結先行」で」と述べている。石川（2010）97-98 ページ。

<sup>28</sup> Zimmermann, Werner (2013) pp.99-118 参照。

調和化 (Harmonization)、②標準化 (Standardization)、③統一化 (Uniformity) の3つの段階があるとしている。各々について、猪熊浩子による整理を引用したのが、下記の通りである<sup>29</sup>。

- ① 調和化 (Harmonization) : 異なる会計や財務報告システムの調整において、共通の包括的区分に適合させていく段階。各項目には依然顕著な差異があるものの、全体として標準に近づく。
- ② 標準化 (Standardization) : 会計上の対応において高度の弾力性を保持しながら、代替的方法の削減を図るアプローチ。
- ③ 統一化 (Uniformity) : 経済的取引や事象や状況における代替的方法を排除するアプローチ。

なお、「コンバージェンス」は②、「アドプション」は③に該当する。③の統一化まで進展することが可能かどうか、または進展させるべきか否かについては議論の余地があるが、いずれにせよ、各国会計制度はグローバルな枠組みに組み込まれていかざるをえない。前述のとおり、「反グローバリゼーション」を徹底するのは非現実的であり、自国の会計基準に拘り孤高を貫くことは、今や「鎖国」状態、「ガラパゴス」状態の誇りは免れないのではないだろうか。「米英型の市場原理主義を信奉する「親グローバリズム」でもなく、それに反発する「反グローバリズム」でもなく「半グローバリズム」の立場が提唱されるところである<sup>30</sup>との姿勢が、現実的対応ではないだろうか。

IFRS や US-GAAP のような、グローバルな会計規制に対する視点として重要なのは「グローバルな会計規制の名宛人は誰か」、「IFRS をはじめとする、グローバルな会計規制は誰のためのものか」について検討することである<sup>31</sup>。証券取引法会計<sup>32</sup>（日本の場合、金融商品取引法会計）中心の連結会計ベースで、投資家本位の情報開示機能の役割を果たすだけでよいのか。株主等会社関係者への分配可能利益の計算・報告による利害調整機能を蔑ろにしてよいのだろうか。このような疑念が生じざるを得ないといえよう。

#### 4. 会社法、証券法、税法における会計制度

第2の論点は、企業に関する法制度の面で会計制度の関係と構造をどう捉えるかという問題である。

---

<sup>29</sup> 猪熊 (2015) 16-17 ページ。

<sup>30</sup> 小栗 (2003) 24 ページ。

<sup>31</sup> このような視点に立って、IFRS について論じているものとして、田中 (2011)、鈴木 (2011) などがある。

<sup>32</sup> 本章で論じている証券法会計は、日本における証券取引法会計（金融商品取引法会計）に相当する。

② 会社法会計 (Company law accounting) と証券法会計 (Securities law accounting) との関係において、各国では株式会社会計制度の構造はどのようになっているか。

まず会計制度の3形態を形成している、会社法、証券法、税法の3つの法制度について確認しておきたい。会社法は争いを緩和し、証券法は資本市場の効率性を促進し、税法は国家による課税徴収の役割をなす。これらの3つの法制度に基づく会計制度は各々独立して存在しているが、「情報指向 (Information-oriented)」であるか、もしくは「分配指向 (Payout-oriented)」であるかによって、その特徴を区分できる<sup>33</sup>。前記の通り、証券法から要請される会計制度は、投資家のための情報提供を重視する「情報指向」であり、会社法および税法から要請される会計制度は、株主への配当、国家ないしは地方政府からの課税に基づく納税等を主とする「分配指向」と区別される。しかし会社法に関しては、今日において「情報指向」の性格を強めてきており、証券法に近似してきているとジンマーマン＝ヴェルナーは分析している。一方、税法については、会社法と異なり証券法との関係が薄く、「分配指向」に基づく固有の会計制度としての役割を担っているとされている。

次に連結会計についてである。連結会計の始原は1890年代にまで遡ることができ、1930年代において、会計制度として一般的となった。1938年のオーストラリアの連結会計が、会計規制としては最初とされるが、実質的な連結会計のモデルを作ったのはアメリカである。1933・34年の証券取引法制定によって1940年前後から連結会計が証券市場における情報提供の担い手として大きな役割を果たすようになった。その後、連結会計は各国における会計制度に影響を与えるようになり、従来からの会社法会計の変容をもたらす要因となった。

個別会計 (単体会計) との比較の中でジンマーマン＝ヴェルナーは連結会計について検討している。個別会計は、関連会社や子会社を含まない単体会社に関する財務諸表を作成するものであり、株主への配当、課税支払額 (とりわけ法人税額) の決定、倒産会社の清算手続き等の「分配指向」に基づく会計であるとする。一方、連結会計は、経済的実体に基づいて財務諸表を作成するものであり<sup>34</sup>、親会社単体のみならず、子会社・関連会社等も包含した

---

<sup>33</sup> 「情報指向」は会計の情報開示機能 (情報会計)、「分配指向」は会計の利害調整機能 (利害調整会計) と同義である。なお、情報開示機能 (情報提供機能) に関して、市場における取引事実を重視する信頼性基軸情報と将来キャッシュ・フロー重視の有用性基軸情報に区分する見解もある (渡邊 (2016) 142 ページ)。また、石川純治は、組織法である会社法は信認関係、忠実義務・良心・公正の観点から利害調整会計、さらには信認義務会計 (フィデューシャリー・アカウンティング) と密接に関わり、取引法である証券取引法 (金融商品取引法) は投資判断、フェア (fair、市場) の観点から取引法会計と一体的関係にあると論じている (石川 (2014) 6-7 ページ参照)。

<sup>34</sup> 連結会計における経済的主体の捉え方に関しては、連結の範囲をどこまでとするかという問題であるといえるが、ジンマーマン＝ヴェルナーにおいては、例えば持株基準と支配力基準のどちらが妥当かといった議論には触れられていない。

資産および負債の会計表示がなされる。連結会計は証券市場のための会計規制を意味し、「情報指向」に基づく会計であるとする。

英米法型と大陸法型の区分も重要な視点である。前記の通り、英米法型にはイギリス、アメリカ、カナダが、大陸法型にはフランスおよびドイツを主とするヨーロッパ諸国および日本が含まれる。英米法型は証券法・情報会計重視、大陸法型は会社法・利害調整会計重視である。さらにいえば、英米法型は短期株式保有の投資家重視の会計制度であり、投資家の「退出」(Exit)する権利を重視する。そして、資産・負債の測定基準は、公正価値評価である<sup>35</sup>。大陸法型は長期株式保有の株主重視の会計制度であり、株主の「参加と意見表明」(Participation and Voice)する権利を重視する。資産・負債の測定基準は取得原価評価(歴史的価値評価)である。

以上のように、英米法型、大陸法型、その特徴に各々違いがあるが、1990年代に入って、フランス、ドイツを始めとする大陸法型諸国においてもIFRSもしくはUS-GAAPの影響が不可避となり、証券法会計において、英米法型と大陸法型の相違が小さくなっていった。しかしながら、大陸法型の会社法会計の会計規制が、依然として意義を有している。それは、非上場会社や個別会計(単体会計)においてである。非上場会社の株主にとっては、証券法会計による情報開示機能はあまり重要ではない。よって、非連結の個別会計(単体会計)に関して、ドイツは国内GAAPを基本としたままであり、フランスはPCG(フランス企業会計原則)に基づいており、ジンマーマン=ヴェルナーは、ドイツ、フランスでのIFRSとのコンバージェンスは「漸進的」と評している。つまり、英米法型と異なり大陸法型諸国では、個別会計(単体会計)には従来からの国内GAAPが適用され、上場会社の連結会計についてはIFRSを適用するという「連単分離」がとられている状況を、「会計規制のハイブリッド構造」と指摘しているのである。

ジンマーマン=ヴェルナーの議論を敷衍して、2つ目の論点である、会社法会計(Company law accounting)と証券法会計(Securities law accounting)との関係について、各々の特徴を整理すると下記の通りとなる。

- ・ 「会社法会計(Company law accounting)」: 大陸法型—分配指向(利害調整機能)—債権者・株主等の会社の利害関係者保護—個別会計(単体会計)—取得原価評価(歴史的価値評価)
- ・ 「証券取引法会計(Securities law accounting)」: 英米法型—情報指向(情報開示機能)—投資家保護—連結会計—公正価値評価

また、会社法会計と証券法会計との関係において問題となるのは、会社の財務内容の開示

---

<sup>35</sup> 公正価値評価に関しては、たとえば藤本(2011)参照。

に関する開示規制と会社における分配可能財源の算定、支払い等に関する分配規制についてである。開示規制については、分配指向の会社法会計から投資家のための情報指向（情報開示機能）重視の証券法会計へと、いかなる変容をもたらしているのか、個別会計から連結会計への展開とも相まって検討対象となりうる。一方、分配規制に関しては、債権者保護を目的とした分配可能額の算定であり、何を利益として認識し、分配するかという会社法会計上の論点である。とりわけ IFRS や US-GAAP の影響下の今日においては、公正価値評価、時価評価に基づく金融商品等の評価益のような未実現利益を分配可能としてよいのか否かが大きな問題となるのである。

非上場会社に関して、ドイツやフランスをはじめとする多くの大陸法型諸国は、連単分離による会計制度のハイブリッド構造を採用しているとのジンマーマン＝ヴェルナーの主張は重要である。2009年7月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された「中小企業のための国際会計基準（IFRS for SMEs：いわゆる中小企業版 IFRS）<sup>36</sup>」についての詳細な分析は、ジンマーマン＝ヴェルナーではなされていないが、日本における中小企業会計基準や個別会計の検討に関しても、ジンマーマン＝ヴェルナーの視点は大いに参考となりうるといえよう。

なお 2 つ目の論点の補論ではあるが、ジンマーマン＝ヴェルナーは、税務会計（税法会計）に関しても論じている。税務会計は、課税額の支払いにより「分配指向」とし、各国における課税自主権の存在ゆえに、税務会計領域においてはコンバージェンス（もしくはアドプション）が容易ではなく、「コスモポリタニズムの会計制度」にはなりにくいという点を、改めて確認することができる。なお、「分配指向」、「課税自主権」という点において、会計制度を商慣習や市場取引といった民間領域のみならず、国家という公的領域の視点からも検討する必要があるのではないだろうか。この点に関して、ジンマーマン＝ヴェルナーは国家のウェイトを重視するドイツの会計学者である所以か、詳細な分析をおこなっている。それが次の 3 つ目の論点である。

## 5. 国家と会計制度の関係

第 3 の論点は、国家と会計制度にどのような関連があり、特に現代の国家体制である福祉国家における会計制度はどのような役割を果たしているかという問題である。

- ③ 国家と会計制度の関係から見て、会計学の観点から福祉国家の会計制度とはどのようなものなのか。

---

<sup>36</sup> IFRS for SMEs の制定経緯、策定目的、会計処理等の分析については、櫛部（2016）参照。

ジンマーマン＝ヴェルナーは、会計制度の背後にある国家についての分析を行っている。具体的には、デンマークの政治経済学者 G.エスピン・アンデルセンによる福祉国家論に基づいて分析している。アンデルセンの福祉国家論とは「3つの福祉国家レジーム」、すなわち①自由主義的福祉国家、②コーポラティズム的福祉国家（国家主義的福祉国家）、③社会民主主義レジーム（平等主義的福祉国家）に区分される<sup>37</sup>。ただし、ジンマーマン＝ヴェルナーでは「3つの福祉国家レジーム」について直接的な言及はなく、アンデルセンを参照しながら、「残余的福祉国家 (Residual welfare state)」と「制度的福祉国家 (Institutional welfare state)」の2つの類型に区分して論じている。「残余的福祉国家」とは、市場を重視し、国家の介入は最小限で、福祉政策は最低限の福祉サービスに止める最小福祉国家をいうのに対し、「制度的福祉国家」とは、国家の役割を重視し、「平等」達成のために国家による富の分配機能が大きく、福祉政策として包括的な、手厚い福祉サービスを提供する福祉国家をいう。「残余的福祉国家」には、オーストラリア、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、イギリス、アメリカが該当し、一方、「制度的福祉国家」には、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スイス、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンが該当するとしている<sup>38</sup>。この2つの類型を、アンデルセンの「3つの福祉国家レジーム」に照らし合わせてみれば、「残余的福祉国家」は自由主義的福祉国家であり、「制度的福祉国家」はコーポラティズム的福祉国家もしくは平等主義的福祉国家であるといえるのではないだろうか<sup>39</sup>。

以上を会計学の観点から、ジンマーマン＝ヴェルナーが分析したのが図表1である。

「残余的福祉国家」においてはアメリカ、イギリスが該当することから英米法型の会計制度、「制度的福祉国家」においてはフランス、ドイツが当てはまることから大陸法型の会計制度が対応する関係にあるということが出来る。残余的福祉国家における会計制度は、経済的実体 (economic entity) 中心で、投資家への情報提供重視の意思決定有用性会計であり、連結会計が重視される。一方、制度的福祉国家における会計制度は、法実体 (legal entity) 中

<sup>37</sup> G.エスピン・アンデルセンの福祉国家論については、Esping-Andersen (1990) 参照。

<sup>38</sup> ジンマーマン＝ヴェルナーは、日本を「制度的福祉国家」に分類しているが、エスピン・アンデルセンは前掲書における「日本語版への序文」にて、日本型福祉国家の特殊性に言及し、西欧の自由主義、社会民主主義、コーポラティズム（保守主義）の3つの福祉国家レジームのいずれかに基本的に当てはまらないと述べている。すなわち、「残余的」性格と「制度的」性格の両面を有しているとする。エスピン・アンデルセン (2001) 日本語版への序文参照。ただし本論文においては、ジンマーマン＝ヴェルナーによる「日本は制度的福祉国家に当てはまる」に従うこととする。

<sup>39</sup> エスピン・アンデルセンは、自由主義福祉国家としてアメリカ、カナダ、オーストラリアを挙げ、コーポラティズム的福祉国家としてオーストリア、フランス、ドイツ、イタリア等を、平等主義的福祉国家（社会民主主義レジーム）としてスカンジナビア諸国を挙げている。Esping-Andersen (1990) pp.65-69.



心で、ステークホルダーの利害調整機能重視の会計制度であり、会社法による開示規制が重要であり、それゆえ単体会計が重視される。残余的福祉国家で重視されている会計の情報提供機能は、制度的福祉国家の会計制度では付随的位置付けに過ぎず、連結会計は特定の株主の利益を充足する役割を果たすのみである。つまり、連単分離による会計制度のハイブリッド化が成立しているのである。

図表 2 残余的福祉国家と制度的福祉国家における会計制度について<sup>40</sup>

	残余的福祉国家	制度的福祉国家
規制機能の会計	意思決定の支援	利害の保護
会計の主要な目的	市場の効率化/情報提供	分配/利害調整機能
請求権の配分/保障	民間による取り決め	国家による保護
社会的に重要な財務諸表	連結財務諸表	個別財務諸表
基準設定の組織	民間の専門家	国家の権威/政治的過程

なお、ジンマーマン＝ヴェルナーは、カナダと日本の「位置付け」について言及しているのが興味深い点である。すなわち、カナダは残余的福祉国家に該当するが、イギリスやアメリカと異なり、法制度（会社法等）と財務制度が不一致であり、一方、日本は制度的福祉国家に該当するが、ドイツやフランスと異なり、カナダ同様法制度と財務制度が不一致である<sup>41</sup>。カナダは残余的福祉国家で基本は英米法型であるが、部分的にドイツ、フランス等の大陸法型に類似するところがあり、日本は制度的福祉国家で大陸法型とされているが、英米法型、とりわけアメリカの影響を受けており、それが今日の会社法制定に繋がっていると理解できるのである。

以上、ジンマーマン＝ヴェルナーの議論の検討を通して、3つ目の論点を考察した。ジンマーマン＝ヴェルナーは議論の前提として、福祉国家論の分析を行っているが、福祉国家といっても十把一絡げに捉えることはできないことは留意する必要がある。前述の通り、G.エスピン＝アンデルセンの説にもとづいて残余的福祉国家と制度的福祉国家の類型化がなされ、各々の会計制度の特徴が述べられているのは興味深い点である。つまり、情報提供機能重視か利害調整機能重視か、連結重視か単体重視か等々を、国家、福祉国家との関係性において論じているのが特徴的であろう。

## 6. 小結

<sup>40</sup> Zimmermann, Werner (2013) p.205, Table 10.4

<sup>41</sup> Zimmermann, Werner (2013) p.198

以上、ジンマーマン＝ヴェルナーの議論の検討を通して、3つの論点について考察した。1つ目の論点では、日本の会社法会計を取り巻く、IFRS（もしくはUS-GAAP）による会計制度のグローバリゼーションの動向について理解することができた。2つ目の論点では、会社法会計と証券法会計との関係性について、ジンマーマン＝ヴェルナーの議論を通して各国内会計制度の特徴を整理することができた。とりわけフランス、ドイツの対応は、米国の影響が大きくなっている日本の会社法会計の内容を再考するうえで、大いに参考になり得る。3つ目の論点は、国家の存在を重視するドイツの会計学者であるがゆえの視点であるように思われる。ジンマーマン＝ヴェルナーの議論は、残余的福祉国家＝英米法型、制度的福祉国家＝大陸法型の類型化による、会計制度の議論の整理が主たる内容ではあるが、会計制度を国家との関係性において検討する視点は、日本の場合に照らし合わせてみれば、日本型経営から新自由主義への変遷において、商法・会社法会計が変容を余儀なくされた点を考えるうえで参考になるといえよう。

最後に、ジンマーマン＝ヴェルナーの最終章である第11章の要点について、簡潔に触れて結びとしたい。

会計制度の変容の契機となる外的要因として、強制的な同型性（Coercive isomorphism）、模倣的な同型性（Mimetic isomorphism）、規範的な同型性（Normative isomorphism）の3つの同型性が挙げられている。強制的な同型性とは、アングロ・アメリカ主導によるグローバリゼーション、模倣的な同型性とは、エンロン事件等の会計上のスキャンダルや危機を契機とした類似した方向への展開（SOX法等）、規範的な同型性とは、会計プロフェッショナルによる下からのネットワークによる統一化を意味すると述べられている。これらの同型化の影響を受けてグローバル社会における会計制度の変容が生じているのであるが、単体会計および非上場会社の会計制度における各国制度の相違、財務制度における投資家、市場重視の制度（Market-based systems）と銀行をはじめとする債権者重視の制度（Bank-based systems）との相違は、依然として存在しており、統合化が困難であるという点が指摘されている。よって、上記3つの同型性により会計制度のコンバージェンスは進展するが、他方で各国特有の会計制度の枠組みはそのまま残るといふ、会計制度のハイブリッド状態が続くことになるであろうと最終章で締め括っている。

ジンマーマン＝ヴェルナーによって論じられた会計制度のハイブリッド状態は、トライアングル体制の変容に伴う現代日本の会計制度のあり方を再考するうえでの、有益な判断材料であるといえよう<sup>42</sup>。

そこで本章の議論を踏まえて、第2章および第3章において、商法改正の中で商法会計を中心に据えたトライアングル体制がいかに変容していったのか、すなわち商法から会社法

---

<sup>42</sup> トライアングル体制の変容における、日本の会社法会計と金融商品取引法会計との関係については、西森（2018）参照。

へと改正されたことによって会社法の会計規定の位置づけはどのように移り変わったのかをたどることにより議論を深めていきたい。

## 第2章 トライアングル体制の形成と変容 －商法・会社法会計と証券取引法会計－

### 1. 商法・会社法会計と証券取引法会計

本章は、日本における商法・会社法会計と証券取引法（金融商品取引法）会計（以下、証取法会計、金商法会計）との関係について、商法・会社法会計の展開を中心に、商法改正およびトライアングル体制の変容を踏まえながら批判的に論じることを目的とする。

トライアングル体制とは詳細は後述するが、商法・会社法会計、証券取引法（金融商品取引法）会計、税法（法人税法）会計の3者によって構成される会計規制の体系をいう。

日本の会計制度の特徴の一つといえるトライアングル体制であるが<sup>43</sup>、昨今、経済のグローバル化の進展に伴い、大きく変化しつつある。日本の会計制度は、ドイツ法の影響を受けた明治23年商法の制定以来、基本的にドイツをはじめとするヨーロッパ諸国の影響による、商法を中心とした大陸型（Franco-German type）の性格をもつものとして形成されてきたが、戦後にはアメリカの影響のもとに証券取引法（以下、証取法）を中心とした英米型（Anglo-American type）が大陸型と併存する二重の制度として展開されてきた。当初は英米型が中心となるかに見えたが、その後、商法優位の体制が日本経済を支える形となった。しかしその後、IFRS および US-GAAP による会計制度のハーモナイゼーション（Harmonization：調和化）、コンバージェンス（Convergence：収斂・統合）、さらにはアドプション（Adoption：採用・導入）によって、会計制度は金融商品取引法（以下、金商法）を中心とした新たな英米型（Anglo-American type）へとシフトしていったのである。

このようなグローバリゼーションが席卷している中で、日本の会計制度は商法優位から金商法優位の制度へと変貌したが、これは果たして妥当な選択であったといえるのだろうか。会計制度の国際的統一化・調和化を無批判に受け入れることに問題はないであろうか。

今日では、投機マネーによる金融資本主義<sup>44</sup>、新自由主義の行き過ぎにより「資本主義の終焉」<sup>45</sup>が唱えられている。会計の領域においても、投資家を対象とした「カネ」や「モノ」に関する情報提供に重点が置かれていることに対して批判的な考察を行うことに意義があるように思われる。そこで、投資家以外の他のステークホルダーにも対象を拡大した情報提供、利害調整機能について考察し、金商法会計に偏り過ぎた会計学界の昨今の動向に検討を加え、会社法会計の位置付けの再考について考察したく思う。本章では、商法・会社法会計

<sup>43</sup> トライアングル体制のほかに日本の会計制度の特徴として、法規制主義、原価主義評価と実現主義に基づく計算構造の2点を挙げることができる。

<sup>44</sup> グローバル化した資本主義経済が投機マネー発生の具体的要因の1つと論じ、世界的な投機取引規制の必要性を説く論考として、今宮（2000）参照。

<sup>45</sup> 榊原・水野（2015）参照。

と証取法（金商法）会計との関係について焦点を当てて論じ、税法（法人税法）会計については章をあらためて考察することにした。

まず第2節では、本章の前提となる重要論点である、第二次世界大戦後から現代に至るまでの日本の会計規定の変遷について、商法改正に沿って論じてみたい。

## 2. 商法改正と株式会社会計

### 2.1 戦後の主な株式会社会計関連規範の変遷

図表2は、戦後の商法、証券取引法および企業会計原則等の会計関連規範の制定や改正をまとめたものである。

図表3 戦後の商法、証券取引法等その他会計関連規範の変遷

1948年	証券取引法制定、「会計基準委員会」設置の「建議書」提出（「会計基準法」構想）
1949年	「企業会計原則」設定
1950年	商法改正（アメリカ法の影響）、「財務諸表規則」設定、シャウブ税制改革
1962年	商法改正（近代会計思考導入）
1963年	「企業会計原則」改正、「計算書類規則」制定
1965年	法人税法改正（確定決算基準の確立）
1971年	証券取引法改正（継続開示の充実）
1974年	商法改正（監査の一元化、「公正なる会計慣行の斟酌」規定新設）
1975年	「連結財務諸表原則」設定
1976年	「連結財務諸表規則」設定
1981年	商法改正（ディスクロージャーの強化、資本金規制の緩和等）
1982年	「企業会計原則」改正、「計算書類規則」改正
1991年	商法改正（最低資本金制度、利益準備金積立基準緩和等）、証券取引法改正（セグメント情報の開示、連結財務諸表の有価証券報告書本体組入）
1994年	商法改正（自己株式取得規制緩和）
1997年	商法改正（ストック・オプション制度導入、合併法制）、「連結財務諸表規則」改正、「連結キャッシュ・フロー計算書作成基準」設定
1998年	独占禁止法改正（持株会社解禁）、「計算書類規則」改正（税効果会計導入）、「土地再評価法」制定、大蔵・法務省研究会「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」公表
1999年	商法改正（金融資産の時価評価導入、株式交換・移転制度創設等）、「金融商品会

	計基準」設定
2000年	商法改正（会社分割法制創設）
2001年	商法改正（金庫株解禁、減資差益、法定準備金規制緩和等、監査役の機能強化、取締役の責任軽減等）、企業会計基準委員会設置
2002年	「商法施行規則」公布（「計算書類規則」「監査報告規則」「参考書類規則」を統合）、商法改正（委員会等設置会社制度の導入、会社の計算規定の実質省令移譲、連結計算書類の導入）、「減損会計基準」設定
2005年	新「会社法」制定、「商法施行規則」改正（会社法施行規則、会社計算規則、電子広告規則の制定）、「貸借対照表の純資産の部表示基準」設定、「株主資本等変動計算書基準」設定、「ストック・オプション会計基準」設定
2006年	「金融商品取引法」制定（「証券取引法」改正）
2014年	「会社法」改正（監査等委員会設置会社制度の創設、多重代表訴訟制度の創設）
2015年	「コーポレートガバナンス・コード」施行

（出所）嶋（2007）11-13ページを元に筆者作成<sup>46</sup>

図表2の中でも、とりわけ1950年商法改正、1962年商法改正、1974年商法改正、2001年商法改正、2002年商法改正、2005年会社法制定は、商法・会社法における会計規定へのアメリカ化やグローバル化の影響が顕著である。以下ではこれらを取り上げ、検討する。また1965年の法人税法改正により確立された確定決算基準とは、商法上確定した決算による金額に基づき、税法上の加算および減算により税額計算を行うことをいう。確定決算基準については第3章で論じる。

## 2.2 1950年商法改正

1950年の商法改正では、「株式会社の資金調達の促進」、「株式会社の機関の権限強化」、「株主の地位の向上」の3点を主な内容としている。

「株式会社の資金調達の促進」とは、そのための方策として、アメリカ法の授権資本制度および無額面株式制度を採用し、社債発行限度を拡張したことを指す。それによって、株式会社における資本集中を容易にし、戦後の経済復興を制度的に支えることとなった。

「株式会社の機関の権限強化」は、取締役会および代表取締役の権限を強化し、監査役の権限を会計監査権のみとし、業務監査権をなくすことによってもたらされた。「所有と経営の分離」をより徹底し専門的経営者の権限を強化することとなった<sup>47</sup>。

<sup>46</sup> 2014年会社法改正と2015年コーポレートガバナンス・コード施行については、筆者が加筆した。

<sup>47</sup> 嶋（2007）97ページ。

「株主の地位の向上」とは、証券投資の大衆化とも言い換えられる。商法改正により、株主保護、少数株主権の要件緩和、株式譲渡自由の保障がなされた。公法である証取法とともに、私法である商法においても株主保護を徹底し、株式会社制度の大衆化、民主化を図ろうとしたのである。しかしながら、第三者割当増資の導入により、投資家重視による会社法のアメリカ化に反して、株主の地位の向上は、証券投資の大衆化ではなく、株式相互持合い、法人資本主義を生み出すことになるのである<sup>48</sup>。

## 2.3 1962年商法改正

1962年の商法改正では、近代会計思考である損益計算中心主義の導入が図られた。これにより、財産法的思考から損益法的思考へと大幅な転換がなされることとなった。1962年の商法改正以前までは、「企業会計原則」が実質的な会計規範として機能したが、法令ではないために強制力がなく、その意味で限界があった。そこで、近代会計思考を基本とする会社会計規制を商法の上で実現しようという意図が、商法改正を促したといえる。

具体的な改正内容としては、「資産評価における原価主義の採用」、「繰延資産の範囲の拡大」、「引当金計上の認容」等を挙げることができる。

「資産評価における原価主義の採用」とは、それまでの時価以下主義ではなく、低下主義を含む原価主義による評価を採用したことをいう。一時所有目的の有価証券の時価評価を規定する当時の「企業会計原則」と異なり、評価益の計上を排し、原価主義評価を徹底するものとなった。

「繰延資産の範囲の拡大」とは、繰延資産として従来認められていた、設立費用、新株発行費用、社債発行差金および建設利息に加えて、開業準備費、開発費、試験研究費等を繰延計上できるようにしたことを指す。費用・収益対応の原則、期間損益計算の観点から、繰延資産の大幅な範囲拡大が図られたといえる。他方、不確実な巨額の資産を認めて配当をした場合、資本充実の原則に反する恐れが生じることから、配当規制の定めが規定されている。

「引当金計上の認容」とは、製品保証引当金、返品調整引当金、修繕引当金といった負債性引当金の計上を、初めて認めるものである。費用・収益対応の原則、期間損益計算からの観点により引当金が認容されたのであるが、それに加えて、実務上の慣行として既に負債性引当金が計上されていたことも理由とされる。引当金の認容は負債性引当金にとどまらなかった点も1962年商法改正の大きな特徴である。すなわち利益留保性引当金(特定引当金)の設定の認容である。企業の判断による特定引当金の設定が可能となったことにより、減価償却同様、高度成長下の、企業の高蓄積構造に伴う自己資本の形成に寄与することになった

---

<sup>48</sup> 株式相互持合いとは、かつて同じ財閥に属していた銀行や事業会社がお互いに株式を持ち合うことであり（実質的に財閥の復活）、法人資本主義とは「会社本位」を原理とする資本主義である。詳細は、奥村（1992）、奥村（2001）参照。

ことが重要な点である<sup>49</sup>。

## 2.4 1974年商法改正

1974年の商法改正では、企業会計原則、証取法に対して、商法優位の会計が確立することとなった。主な内容としては、「株式会社の監査制度の改正」、「公正なる会計慣行の斟酌規定の設定」、「財産目録の廃止」、「財産評価の取得原価主義」を挙げることができる。

「株式会社の監査制度の改正」および「公正なる会計慣行の斟酌規定の設定」については、まず前提として、1969年に企業会計審議会より、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」が公表されたことが重要である。意見書の内容は、商法監査と証取法監査との一元化の要請を背景とするもので、商法と証取法とにおける会計基準が一致し、同一の会計基準に従って監査が行われることを明確化すべきことを要請するものであった<sup>50</sup>。意見書を契機として、商法改正により「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」（第32条2項）とする規定が設けられたのである。

斟酌すべき「公正なる会計慣行」については様々な論議がなされたが、一般には「企業会計原則」を意味するものと解釈することで、証取法が専有していた「企業会計原則」が商法会計のもとに取り込まれる形となった。そのことによって商法会計が優位となる会計制度への転換がなされることとなった。

「財産目録の廃止」については、財産目録の廃止とあわせて、誘導法による貸借対照表の作成（第33条）が明記された。「財産評価の取得原価主義」は、株主のための配当可能利益の計算および間接金融による資金調達方法に起因する銀行をはじめとする債権者保護重視により、定着が図られるようになった。

## 2.5 2001年商法改正

2001年の商法改正の特徴としては、新たに規制緩和、市場原理を核とした新自由主義的なアメリカ型経済思想が広まるようになり、グローバリズムの影響を受けて、商法会計の目的である利害調整機能や債権者保護よりも、投資家の意思決定有用性に資する情報提供機能に重きを置こうとする徴候が見受けられるようになった。

1980年代以降、日本経済は「低成長期」に入った。とりわけ、1985年のプラザ合意により、日本はアメリカから円高・低金利を強いられるようになった。成長経済に終止符が打たれ、株主相互持合い・法人資本主義が崩壊していった。このような経済状況において、2001年商法改正が行われた。主な改正内容として、「自己株式規制の緩和（金庫株の解禁）」、「法

<sup>49</sup> 戦後高度成長期における、日本の大企業の高蓄積構造に関しては、山田（2016）参照。

<sup>50</sup> 嶋（2007）151ページ。



定準備金の規制緩和」、「株式単位の自由化」が挙げられる。

「自己株式規制の緩和（金庫株の解禁）」について、従来、自己株式の取得は原則禁止されていた。なぜならば、会社の財産的基礎を危うくすることになり、資本充実・維持の原則に反し、会社による株価操作の恐れもあるため、株主平等の原則に反すると考えられたからである。株価対策、株主対策の一環として金庫株の解禁を認めたともいえるが、資本充実・維持の原則、株主平等の原則に反するだけでなく、会計上の問題点、すなわち自己株式の処分額が利益配当の対象となる可能性があり、企業会計原則上の資本取引・損益取引区分の原則にも反する可能性が高いといえる。

「法定準備金の規制緩和」とは、次のことをいう。①旧商法は、利益準備金の積立限度額について、資本の4分の1に達するまでとしていたが、改正法は資本準備金と併せて、資本の4分の1に達するまでとして積立限度を引き下げた（第288条）。②減資差益に関し、資本準備金として積み立てることを必要としていた規定（第288条ノ2、1項4号）を削除した。③さらに旧商法は、利益準備金に先立って資本準備金を取り崩すことはできないものとし、法定準備金の取り崩しの順序を定めていた（改正前商法第289条2項）が、これを削除した。④また、従来、法定準備金の減少手続きの規定はなく、その取り崩しは資本の欠損補填または資本組入の場合にしか認められなかったが、改正商法は、株主総会の決議をもって、法定準備金の総額から資本の4分の1に相当する額を控除した額を上限として、法定準備金の減少をすることができることを新たに規定した（第289条2項）<sup>51</sup>。

この法定準備金の減少手続きの創設等に関しても、法定準備金の減少と配当可能限度額の増大を可能にすることによって、資本と利益の区別の原則を適用し、資本剰余金と利益剰余金の区別を資本会計に厳格に課した戦後間もなくの商法改正の精神は、ここに霧散したといっても過言ではない<sup>52</sup>とする辛辣な批判もなされている。

「株式単位の自由化」とは、額面株式の廃止、株式分割等各種5万円規制の廃止、株式合併規制の緩和、単位株制度の廃止、単元株制度の創設、端株制度の見直し<sup>53</sup>のことを指す。これらにより、資本制度の弾力化がもたらされた。

この2001年以降の商法改正以降、急速にアメリカ的な規制緩和型の取引法や事業組織法への転換がなされるようになっていったことに留意しておきたい。

ちなみに、1998年に大蔵省と法務省の両省が「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を公表した。報告書の内容は、商法会計の目的は「株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つ」であり、「証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている」との認識を示している<sup>54</sup>。2000年を前後とするこの時期からのアメリカ化を象徴する報告

<sup>51</sup> 嶋（2007）201－202ページ。

<sup>52</sup> 若杉（2012）80ページ。

<sup>53</sup> 嶋（2007）199－200ページ。

<sup>54</sup> 江部（2006）213ページ。

書であり、本報告書が以降の規制緩和的な商法改正に多分に影響を与えたのではないかと考えられる。

## 2.6 2002年商法改正

2001年の商法改正に引き続き、2002年の商法改正においては、より一層アメリカ的法制度に接近していく。市場原理主義に基づく経済社会システムへの転換、資金調達手段の間接金融から直接金融への変化に伴い、「会社法の利害調整法から政策法へのパラダイム変換」<sup>55</sup>がなされたのである。会計制度については、商法会計から証取法会計への決定的なシフトがなされた時期である。2002年の商法改正の主な内容として、「資産評価規定等の会計規制の法務省令への委任」と「連結計算書類の導入」の2点を挙げることができる。

「資産評価規定等の会計規制の法務省令への委任」により、商法上は会社の計算規定について一般的な規程のみを置くことになった。よって、配当限度額や中間配当の算定についても省令委任となったのである。

「連結計算書類の導入」については、法務省令への委任と同様に、従来の商法の会計規制が変容し、証取法における情報提供を目的とする会計規制となんら変わらなくなってしまった一環であるといえる。すなわち、連結計算書類の導入は、企業集団に関する情報の開示のためであって、配当規制とは全く関係なく、情報提供だけの趣旨であるとされている。その理由は、連結財務諸表に基づく配当規制を行う際には、連結の範囲に含まれる各会社の債権者保護という問題があり、連結ベースの配当規制の導入にあっては慎重な検討が必要であるからと指摘されている<sup>56</sup>のである。

## 2.7 2005年会社法制定

2005年の商法改正では、会社法が成立した。商法から会社法へと新しく転換したとはいえ、その根底にある思想は、80年代以降から続く規制緩和の流れと同一である。すなわち債権者・株主の自己責任が強調され、会社法成立による商法・会社法（商法・会社法会計）のアメリカ化が特徴として挙げられる。まさに「債権者保護のあり方についての発想の転換がみられる」<sup>57</sup>といえる。また、グローバル化による、金商法会計優位の英米型会計の影響が濃厚であることが指摘できる。この点に関して、「競争力を高める会社法、IT革命に対応した会社法、証券市場の変化に対応した会社法」<sup>58</sup>との表現より、その特徴がよく

---

<sup>55</sup> 嶋（2007）199ページ。

<sup>56</sup> 嶋（2007）219ページ。

<sup>57</sup> 山田（2006）150ページ。

<sup>58</sup> 神田（2015）225ページ。

理解できるのである。

会社法の内容としては、「資本額の改正」、「最低資本金制度の廃止」、「法定準備金の積み立て規制」、「剰余金の配当等」、「資本の部から純資産の部への変更」を挙げることができる<sup>59</sup>。

「資本額の改正」とは、商法では資本額は発行済株式の発行価額の総額であったが、会社法では設立または株式の発行に際して、株主となる者が当該株式会社に対して払込みまたは給付した額（払込価額）を資本額として算定するようになったことをいう。

「最低資本金制度の廃止」は、1990年の商法改正において導入された最低資本金制度の廃止である。この点に関しては、会社法成立前の2003年から「新事業創出促進法」における最低資本金規制の特例が存在したことがあげられる。すなわち5年以内に資本金を1千万円にすればよく、1円でも株式会社を設立することが可能であると認められた。この新事業創出促進法の特例が、会社法成立により原則化されたのである。最低資本金制度は起業の阻害要因になり、最低資本金制度を撤廃することによって、設立に不必要な資金を用意しなくても済み、現状では資金がないが、良好な技術やノウハウを持っている者に対して、起業する機会を提供することができるといったメリットがあるとされている<sup>60</sup>。しかし他方で、最低資本金という分配規制（配当規制）がなくなることによって、従来商法会計が目的としてきた債権者保護が後退したことは否めない。石川純治は、「この資本制度の変容は、会計・監査と密接にかかわる。資本制度の代わりに債権者保護のかなめになるのが会計開示制度の充実徹底という考え方だからである。最低資本金規制の規制緩和という「自由」をあたえ、会計開示の厳格なルール化で「規律」を求める。正確な会計情報の開示と債権者・株主の自己責任、これがセットになる仕組みといえる。」<sup>61</sup>と論じている。

「法定準備金の積み立て規制」については、商法では準備金の積立額について、毎決算期に利益の処分として支出する金額の10分の1以上を積み立てることとされていたが、会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金額に10分の1を乗じた額として、金額が固定化されることになった。会社法上の準備金については、資本準備金と利益準備金を区別することなく、一括して準備金と規定している。この点について、「資本準備金は欠損填補、資本的損失（臨時巨額の損失）補填、さらには、株式発行費用等に充当するクッションとしての分配不能な評価益（未実現利益）の一面を有しているので、利益（利益準備金）とは同列

---

<sup>59</sup> 会社法における会計規定については、岩崎(2010)参照

<sup>60</sup> 酒井(2006)160-162ページ参照。酒井は最低資本金制度の撤廃の功罪として、撤廃のメリットに言及しつつも、「影響力のすこぶる大なる5,000社の上場大会社を含む会社についての一般法である会社法が最低資本金についての制限を規定せず、公開会社にふさわしい企業形態であるはずの株式会社の資本金を従来の1,000万円から引き下げ、1円でもよいことに、いかなる合理的な根拠があるのかという指摘は、今後とも問い続けられるであろう。」と疑問を呈している。

<sup>61</sup> 石川(2006)39-40ページ。

に位置付けうるものではない」<sup>62</sup>と考えられる。また、商法では準備金の減少に際して、資本の4分の1に相当する金額は残さねばならず、それを越えて取崩したい場合は、まず資本金の方を減少させる必要があった。会社法ではこのような上限規制はなくなり、準備金の全額取り崩しが可能となった。このような規制撤廃へと改正がなされた理由は、「商法上債権者保護の観点から資本金の維持を最優先すべきであると考えられるが、資本準備金を取崩すために、本来維持すべき資本金を取崩さなければならないことは、本末転倒の話である」<sup>63</sup>とされている。しかし、準備金が簡単に全額取崩されるとなると、却って債権者保護の観点から問題が生じるのではないだろうか。

剰余金の配当等とは、利益の配当、中間配当、資本金および準備金の減少による払戻し、自己株式の有償取得を意味する。自己株式の有償取得などを含むようになったため、商法では利益配当と称していたのが、会社法では剰余金の配当等と称するようになったのである。この点に関連する改正事項として、臨時計算書類（会社法441条）の導入が挙げられる<sup>64</sup>。つまり、この臨時計算書類を期中に定めた臨時決算日に、決算に準じた処理で作成することによって、その日までの期間利益を分配可能額として算定することができるようになった。従って、従来の商法における利益配当が中間配当を含めても2回しか許されなかったのに対して、会社法における剰余金配当はいつでも、何回でも可能になったのである。これは分配（配当）の概念が大きく変わったといえる。従来の商法による利益配当が、会社法においては剰余金の配当の一部に過ぎなくなってしまったのである。剰余金の配当（より正確には、剰余金の分配）には、利益配当のほかに資本金・準備金の減少に伴う払戻し、その他資本剰余金の払戻し、自己株式の買い受け等が含まれる。分配の財源に関して利益か資本かといった両者の区別がなされておらず、まさに「会社財産の払戻しに関する横断的規制」<sup>65</sup>であるといえる。利益か資本かという両者の区別がなされないということは、企業会計原則の一般原則である「資本取引・損益取引区分の原則」に反するのではないだろうか。

また、配当財産は金銭配当および現物配当であると、会社法において明確化された。ちなみに前述の最低資本金制度の廃止に伴う分配規制として、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当はできないこととなった（会社法458条）。この純資産額300万円未満の分配規制に対しては、実際純資産額300万円未満の株式会社が配当を支払うことはほとんどないことから、この分配規制にどの程度意味があるのかといった批判がある<sup>66</sup>。

「資本の部から純資産の部への変更」とは具体的には、会社法では、これまでの資本の部が純資産の部へと変わることにより、純資産の部として、株主資本、評価・換算差額等、新

<sup>62</sup> 酒井（2006）171 ページ。

<sup>63</sup> 岩崎（2010）20 ページ。

<sup>64</sup> 臨時計算書類については、日本公認会計士協会（2010）参照。

<sup>65</sup> 石川（2006）41 ページ。

<sup>66</sup> 酒井（2006）214 ページ。

株予約権および少数株主持分が構成されるようになったことをいう。株主資本には資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式等が含まれ、評価・換算差額等にはその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定が含まれる。この純資産の部の表示がなされるようになった背景として、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の影響がある。本会計基準「貸借対照表の区分」において、資本や負債に該当しない項目である中間区分について「国際的な会計基準においては、中間区分を解消する動きがみられる」（貸借対照表区分 20）と記され、「貸借対照表上、資産性又は負債性をもつものを資産の部又は負債の部に記載することとし、それらに該当しないものは資産と負債の差額として「純資産の部」に記載することとした。この結果、報告主体の支払能力などの財政状態をより適切に表示することが可能となるものと考えられる」（貸借対照表の区分 21）と規定されている。

さらに IFRS の影響により、包括利益の思考が導入され、その他の包括利益累計額が計上されるようになったことは重要である。企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」における用語の定義によれば、「包括利益とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分」をいい、「その他の包括利益とは、包括利益のうち当期純利益に含まれない部分」をいう。よって、「包括利益＝純利益＋その他の包括利益」となるのである。純利益計算は収益費用アプローチ（収益費用観）に拠っていたが、包括利益計算においては資産負債アプローチ（資産負債観）に拠っており、各々の会計観の違いについても重要な論点であるといえる。

以上、会社法成立に伴う会計規定に関する主な改正点をみてきた。続いて第 3 節では、商法改正、会社法成立に伴い、日本の会計制度の特徴の一つであるトライアングル体制はどのように変容していったのか、この点について検討したい。

### 3. トライアングル体制について

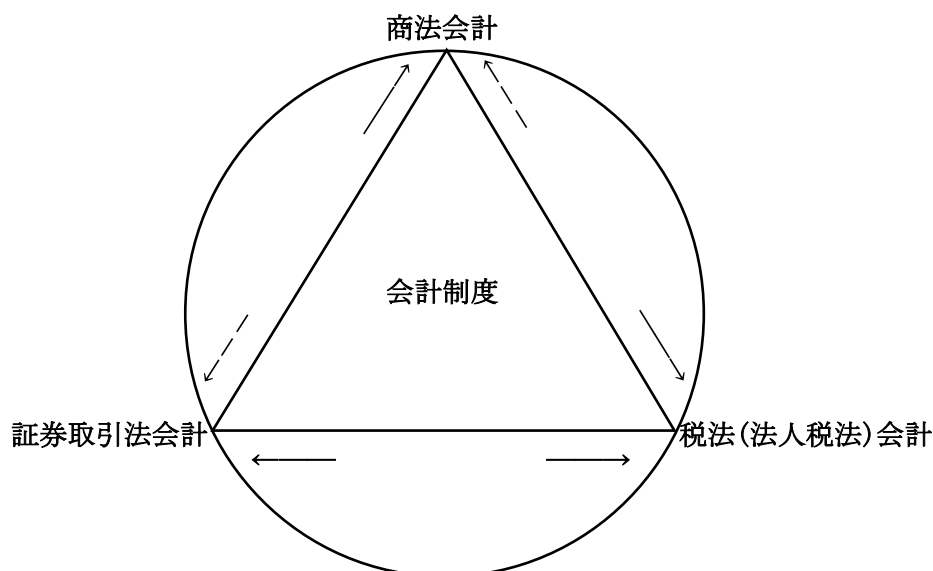
#### 3.1 トライアングル体制とはなにか

トライアングル体制とは元来、企業会計制度を支える商法、証取法および税法（法人税法）の 3 つの法令が、商法を中心として密接に結びついている日本の会計制度の呼称であるとされている<sup>67</sup>。図表 4 は商法会計・証取法会計・税法会計の関係を表したトライアングル体制の図説である。商法会計は 3 つの会計制度の中核となることから上位に位置する。各々

<sup>67</sup> 新井・白鳥（1991）参照。なお、商法・会社法会計と法人税法会計との関係、金融商品取引法会計と法人税法会計との関係は、確定決算基準のあり方等、トライアングル体制における主要な論点の一つである。この点については 3 章において論じる。

双方向の向きを示す矢印は、3つの会計制度がそれぞれ相互に関係し、影響し合っている関係性を示している。

図表4 トライアングル体制



(出所) 筆者作成

トライアングル体制について、加古宜士は「その特徴は、商法上の配当可能利益に関する計算規定を中心に捉えて、法人税法上の課税所得の計算も証券取引法上の当期純利益の計算も、基本的に三つの法令に共通の計算基準によるべきものとされている点に見られる。現行のトライアングル体制が目指す最も重要な会計目的は、資金的な裏付けのある分配可能利益を算定することであり、その算定過程における会計数値の検証可能性 (verifiability)、保守主義性 (conservatism)、実現可能性 (realizability)、信頼性 (reliability) などの特性が重視される。このため、たとえば、金融商品の全面時価評価および評価損益の損益計算書への計上は、現行のトライアングル体制のもとでは、その目的に背反し、認められないことになる」<sup>68</sup>と述べている。「会計目的は、資金的な裏付けのある分配可能利益を算定」とあるように、トライアングル体制は繰り返しになるが、商法会計中心、商法優位の会計制度を意味するものである<sup>69</sup>。すなわち商法は前述のとおり、第32条2項において「商業帳簿ノ作

<sup>68</sup> 加古 (2002) 19 ページ。

<sup>69</sup> 新井清光・白鳥庄之助は、会計の主な目的として (1) 企業経営者による受託責任の遂行状況を明らかにすること (2) 企業の処分可能利益 (株主に対する分配可能利益及び企業に対する課税所得) の計算を行うこと (3) 株主その他の投資者に対して投資意思決定

成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と規定し、「企業会計原則」をはじめとする一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を解釈指針として採用していた。他方証取法は、財務諸表の作成において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によって計算されるが（証取法第 193 条、財務諸表規則第 1 条）、商法の計算規定及び商法施行規則に合致していなければならず、証取法は商法に反した計算は認められなかったのである。

### 3.2 商法優位の会計から金融商品取引法優位の会計へ

2000 年前後からの会計ビッグバンや IFRS、US-GAAP の影響を受けて、商法会計中心のトライアングル体制が大きく揺らぐことになった。具体的には、2001 年の商法改正により、「自己株式規制の緩和（金庫株の解禁）」、「株式単位の自由化」、「法定準備金の規制緩和」がなされた。2002 年の商法改正では「連結計算書類の導入」、そして 2005 年の会社法成立により、商法上規定されていた財産評価と分配規制の一部が、会社法施行規則や会社計算規則等に省令委任されることとなった<sup>70</sup>。省令委任の規定により、会社の財務内容の開示に関する規定である開示規制において、金商法の会計に近づいたといえる。すなわち会社法第 431 条において、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と新たに規定された。この「一般に公正妥当と認められる企業会計」という規定は、証取法の下での財務諸表規則第 1 条において以前から存在している。したがって、会社法は、株式会社に対して証取法を引き継いだ金商法の会計に従うことを命じる方向に大きく転換したといえる。長い間、商法優位の会計であったのが、金商法（証取法）優位の会計へと変わったのである<sup>71</sup>。

第 4 節では、商法改正およびトライアングル体制の変容を踏まえたうえで、商法・会社法会計と金商法会計との関係について具体的に考察する。

## 4. 会計制度の現状

### 4.1 開示規制と分配規制

---

情報を提供することの 3 つがあるが、日本の企業、産業界が圧倒的に（2）の処分可能利益の計算を非常に重要視してきたことが、トライアングル体制が堅持される理由の 1 つであると述べている。新井・白鳥（1991）30 ページ。

<sup>70</sup> たとえば、会社法第 432 条 1 項において、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と新たに規定されたのである。なお、会社法計算規定の基本的な内容については、弥永（2015）409－439 ページ参照。

<sup>71</sup> 小栗（2016）35－36 ページ。

まず、会社法会計、金商法会計各々の特徴を纏めると下記のとおりになる。

- ・「会社法会計」：大陸型—分配志向（利害調整機能）—債権者・株主等の会社の利害関係者保護—単体会計—取得原価評価（歴史的価値評価）
- ・「金商法会計」：英米型—情報指向（情報開示機能）—投資家保護—連結会計—公正価値評価<sup>72</sup>

商法改正により会社法が成立することによって、会社の計算は金商法の規定に従うことになり、開示規制は金商法会計における規定となった。他方分配規制のみが会社法会計における問題となった。つまり、開示規制は会計上の問題であり、分配規制は法的问题であるという理由等により、開示規制と分配規制は分離して捉えられるようになったのである。

このような金商法会計優位による開示規制と分配規制の分離は、IFRSによるグローバル・スタンダードの影響によるものであるが、分離して捉えることが果たして妥当であろうか<sup>73</sup>。

この点について小栗崇資は、「配当規制は会計の領域ではないという考え方もあるが、開示（開示規制）と配当（配当規制）のレベルとが分裂し対立する中で、開示は会計により配当は法によるというアメリカ流の分離論が結果として広がったのである。歴史的には配当（利害調整機能）と開示（情報提供機能）は不即不離のものとして一体であったが、その後の経緯において開示が大きく発展する中で、開示と配当の分裂が生じたのである。形や比重は変わってもやはり会計には依然として利害調整機能と情報提供機能が備わっているものとみるべきであろう」<sup>74</sup>と論じている。「開示が大きく発展」とは、投資家のための情報提供機能を第一義的な目的とする、金商法上の連結会計ベースの開示規制を意味すると解釈できる。しかし連結会計による開示内容は企業集団の概要等を記す情報にすぎず、単体会計の決算書とは全く別物なのである。投資家以外の債権者、株主、労働者等々のステークホルダーの視点に鑑みた場合、連結会計ではなく単体会計による情報提供機能、会計ディスクロージャーが期待されるのではないだろうか<sup>75</sup>。

また上場大企業とは異なる、中小零細企業の視点からの検討も必要である。上場大企業は

---

<sup>72</sup> 「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう。藤本（2011）31 ページ。一般的には公正価値とは時価をさす。

<sup>73</sup> 開示規制と分配規制を分離して捉える見解として、弥永（2000）参照。

<sup>74</sup> 小栗（2014）259 ページ。

<sup>75</sup> 若杉明は、連結財務諸表制度の導入やセグメント情報開示等々に関して、「会計情報開示の多角化は、いわゆる「カネ」や「モノ」に関する問題に限られており、企業の経営者、従業員、経営組織等「ヒト」についての情報の拡充には及んでいない。つまり企業にかかわる会計情報等のディスクロージャーが今日これほどまでに多角化され、充実化されながらも、「ヒト」に関する情報を拡充してゆこうとする動きは、まったく見出すことができないのである」と述べている。若杉（1999）55 ページ。



金商法が適用されることより、連結ベースの会計となる。一方、中小零細企業にとっては、投資家情報提供のための、IFRS であるところの公正価値評価による連結会計ではなく、従来の発生主義会計、取得原価主義会計による単体会計が必要とされているのである。この点に関して、2012年2月に、中小企業の会計に関する検討会が「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）を正式に公表したことが重要である。「中小会計要領」はIFRS との関係について、総論6において「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。」と規定している。そして、中小会計要領の基本的な考え方は「自社の経営状況の把握に役立つ会計」、「利害関係者への情報提供に資する会計」、「税制と調和し会社計算規則に準拠した会計」、「過重な負担を課さない会計」の4つである<sup>76</sup>。これらは、単体会計に基づく会計規定であることはいままでのない。ちなみに会社法と「中小会計要領」との関係について<sup>77</sup>、「中小会計要領」は、会社法431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」の、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の1つであるとされている。つまり、会社法は中小零細企業も含めた全ての会社を規制対象とし、金商法は大規模会社を規制対象としているという違いを押さえておかねばならない。したがって、金商法の開示規制に会社法が従うのではなく、会社法も商法のように、独自の計算規定（開示規制）を有するのが望ましいのではないかと考えられるのである。

#### 4.2 「債権者保護から投資家保護へ」について

開示規制と分配規制の分離に伴い、利害調整機能から情報開示機能へ、つまり債権者保護から投資家保護へとシフトしていったことも特徴として挙げられる。前述のとおり最低資本金制度の廃止等にみられるように、会社法成立に伴い変容を余儀なくされたといえる。

この点については、エクイティ・アカウンタビリティ（Equity Accountability）の視点が重要であると思われる。つまり企業と株主や債権者との関係について、信託・受託の関係になぞらえて考察するものである<sup>78</sup>。会計のあり方について分析すれば、下記のとおりとなる<sup>79</sup>。

<sup>76</sup> 河崎（2016）73-74 ページ。

<sup>77</sup> 「中小会計要領は、『中小企業の会計に関する指針』（以下、中小指針という）と同様、新たな規範を作り出すというよりは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として認められる会計処理方法の一部をまとめたものにすぎない。すなわち、中小指針や中小会計要領が作成されたことによって、ある会計処理方法が強制されることになったということはないのである」（弥永（2012）43 ページ）とあるように、中小会計要領等が制定されても会社法の存在意義は依然として失われるものではないといえよう。

<sup>78</sup> 若杉（2017）21 ページ。

<sup>79</sup> 石川（2018）60 ページ。

- ・取引法会計（金商法会計）…投資判断のための「有用性」（情報・予測）：「会社＝モノ」
- ・信認義務会計（会社法会計）…信認義務に不可欠の「倫理性」（良心・公正）：「会社＝ヒト」

以上より、金商法と会社法の法的性格の違いから、会計のあり方についても上記の特徴を指摘できる。「会社＝ヒト」の会社法会計は、エクイティ・アカウンタビリティに基づく考えを体現しており、「会社＝モノ」の金商法会計とは一線を画した、現代的意義を有しているといえよう。

さらには、「企業への参加者は株主や債権者だけではなく、経営者、従業員、消費者等多岐にわたっている」<sup>80</sup>。企業は投資家、株主、債権者のみならず多様なステークホルダーの存在によって成り立っていることから、「企業と株主や債権者とのエクイティ・アカウンタビリティの関係は、企業と他の参加者との間にもすべて妥当すると考えることができる」<sup>81</sup>との発想は、これからの会社法会計のあり方、金商法会計とは異なった会社法会計の独自性を考えるうえで、非常に興味深いと思われる<sup>82</sup>。

## 5. トライアングル体制の変容

第3節、第4節の内容をふまえて、本節ではトライアングル体制の変容について図表を用いて説明する。

図表5は1974年の商法改正において、商法会計の優位性が確立した段階におけるトライアングル体制について図式化したものである。基本構造は第3節の図表4と同様である。ただし本節では表題にもある通り、トライアングル体制の変容を時系列で論じることを目的としている。そこで図表5では、かつてトライアングル体制において大きなウェイトを占め、中核となる会計制度であった商法会計のフォントサイズを大きくして、この時点では優位性を持っていたことを分かりやすく示している。商法会計は成文法である商法を根拠規定とし、株式会社一般に広く適用されるという性格を有することからトライアングル体制の主軸であった。証取法会計は、全ての株式会社を対象とするのではなく、証取法が規制対象とする上場会社、公開会社のための制度であり、商法会計の補完的位置付けであった。そして税法会計は、主として税額計算を目的としており、やはり商法会計の従としての立場であったのである。

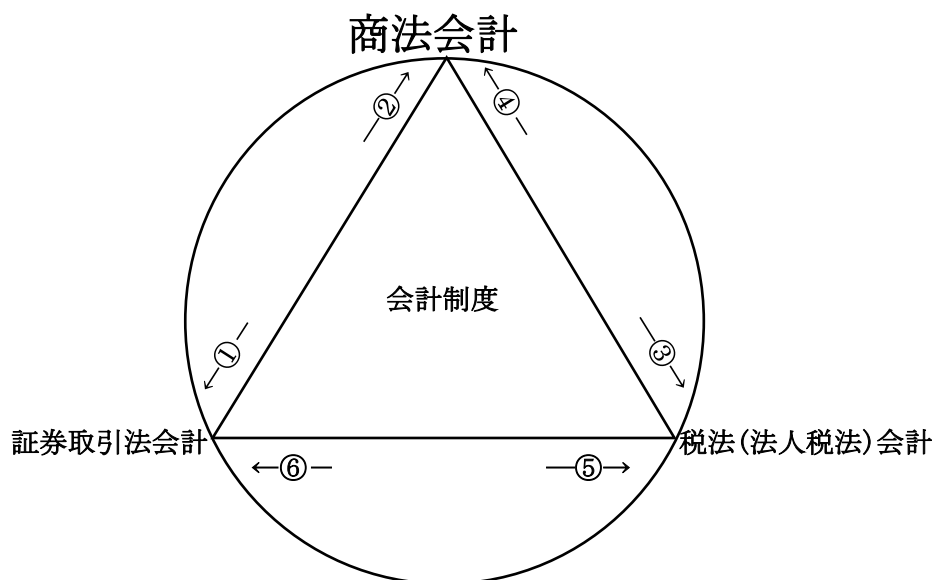
---

<sup>80</sup> 若杉（2017）22ページ。

<sup>81</sup> 同上。

<sup>82</sup> 株主利益最大化説とステークホルダー説の対立による「会社は誰のものか」といった議論やコーポレート・ガバナンスと会計のあり方をめぐる論点についても関連するといえる。これらについての考察は今後の課題としたい。

図表5 商法会計優位のトライアングル体制



(出所) 筆者作成

まず図表5の矢印①、②が示す商法会計と証取法会計との関係についてである。両者は「企業会計原則」を媒介として相互に結びついている。つまり、証取法会計は会計基準として企業会計原則を採用しているのである。企業会計原則は、1974年の商法改正において、商法32条2項の「公正なる会計慣行」に含まれると解釈されるようになった。従って、商法会計から証取法会計への向きを示す矢印①は、商法会計が証取法会計における財務計算書類作成等の実態計算に影響を与えるようになったことを示している線である。一方、証取法会計から商法会計への向きを示す矢印②は、商法会計の規定のない箇所（計算書類の表示の相違等）に関して例外的に、証取法会計が企業会計原則の計算基準に即して商法会計の補完的機能を担うこととなった。

次に図表5の矢印③、④が示す商法会計と税法（法人税法）会計との関係である。税法には法人税法のほかに所得税法、相続税法、消費税法等々あるが、商法および証取法に主として関係するのは法人税法であることより、トライアングル体制の考察においては法人税法会計を検討することになる。

商法会計から税法（法人税法）会計への向きを示す矢印③は、前述のとおり取得原価主義に基づく確定決算基準による税額計算により、商法会計が優位的立場にて法人税法会計に影響を与えていることを示している線である。つまり、商法会計による利益計算の内容に基づいて、法人税法会計は課税所得計算、税額計算を行うのである。

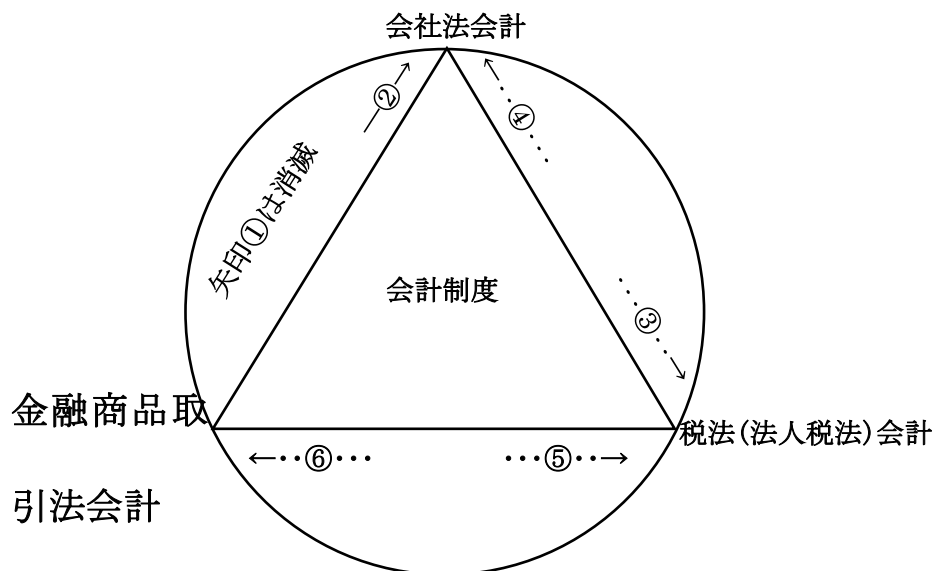
法人税法会計から商法会計への向きを示す矢印④は、費用・収益と損金・益金との相違に基づく税務申告調整において、法人税法の規定が優先されることを示している線である。税務申告調整によって課税所得を算出するために、法人税法会計が商法会計に基づく会計処理に影響を与えることを「逆基準性」という<sup>83</sup>。しかし矢印②同様、矢印④についても補完的内容に過ぎないのである。つまり、確定決算基準により矢印③が示す商法会計からの影響が大きく、法人税法会計との関係においても商法会計が優位的立場に位置するといえる。

最後に、図表5の⑤、⑥が示す証取法会計と法人税法会計との関係である。証取法会計が依拠する企業会計原則が「公正なる会計慣行」の一つとして商法会計に含まれると解釈されることから、矢印⑤、⑥は、基本的に商法会計と法人税法会計との関係を示す矢印③、④と同じ内容を示している線であるといえる。証取法会計と法人税法会計についても、確定決算基準と税務申告調整を媒介として結びついているのである。

図表5は、戦後日本における会計制度の構造的特徴といえるトライアングル体制の原型である。3つの会計制度は別個に独立して存しているのではなく、各々結びつきを有しているということが重要な点である。

それでは会計ビッグバン以降、図表5に示すトライアングル体制はどのように変容していったのであろうか。続いて図表6について考察する。

図表6 金融商品取引法会計優位によるトライアングル体制の変容



(出所) 筆者作成

<sup>83</sup> 逆基準性については、第3章参照。

商法は 2006 年の改正により会社法に変わり、証取法は 2007 年の改正により金商法に変わった。そして図表 6 は図表 5 と異なり、商法会計から変わった会社法会計を税法（法人税法）会計と同じ大きさで表し、反対に、証取法会計から変わった金商法会計を大きく表記している。これは会計ビッグバン以降、IFRS や US-GAAP の影響により、会社法会計ではなく、投資家重視の金商法会計が、日本の会計制度において中核たる地位を占めるようになったことを意味している。つまり、かつての商法会計優位のトライアングル体制が大きく変容することになったのである。以下、図表 6 の各々の矢印の内容について考えながら、詳細を論じる。

まず会社法会計と金商法会計との関係についてである。図表 6 では矢印①は消滅してしまっている。これは会社法第 431 条において「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」との規定により、会社法は独自の計算規定を持たず、金商法会計に従う状態となってしまったことによる。従って矢印①は無く、矢印②が、金商法会計から会社法会計への一方的な影響を及ぼしている状況を示している。会社法は分配規則しか有しなくなってしまうため、会社法会計から金商法会計への影響は皆無となったのである。

次に図表 6 の矢印③、④が示す会社法会計と法人税法会計との関係についてである。図表 5 の矢印③、④とは異なり、図表 6 は両方の矢印ともに点線に変わっている。これは前述のとおり会社法が独自の会計規定を持たず、金商法会計に従うこととなったため、従前の確定決算基準に揺らぎが生じてきたことが理由である。つまり、IFRS や US-GAAP の影響を受け、グローバル化を志向する企業会計（金商法会計、会社法会計）と、国内法である法人税法に基づいて税額計算を行う法人税法会計との結びつきが乖離するようになってきたのである。よって会社法会計と法人税法会計は、相互に影響が薄くなってきたのである。

最後に図表 6 の矢印⑤、⑥が示す金商法会計と税法会計との関係についてである。こちらも図表 5 の矢印⑤、⑥と異なり、図表 6 では両方の矢印ともに点線となっている。これは、前述の会社法会計と法人税法会計との関係が、矢印⑤、⑥にも当てはまるのである。金商法会計優位のトライアングル体制では、確定決算基準による法人税法会計との結びつきが弱くなり、アメリカやイギリスのように会計と税務を区分する「分離主義」に向かっていると考える。

以上が図表 6 についての考察である。図表 6 のトライアングル体制が今日に至っている。トライアングル体制の原型である図表 5 と比較すると、商法会計から金商法会計優位に変わることによって、矢印①が消滅し、矢印③、④、⑤、⑥は破線で繋がる関係と変化している。この点に鑑みて、トライアングル体制はもはや崩壊していると解する見解もある<sup>84</sup>。しかし矢印①は消滅したとはいえ、3つの会計制度の結びつきが完全になくなっているとは

---

<sup>84</sup> 田中（2005）参照。

いえず「崩壊」と評するのは言い過ぎである。トライアングル体制は依然として存するため、「変容」と捉えるのが妥当であろう。

## 6. 小結

以上、商法改正およびトライアングル体制の変容を通して、商法・会社法会計と金商法会計との今日における関係性についての考察を試みた。前述のとおり商法改正の流れに伴い、トライアングル体制は商法優位から金商法優位の会計規制の体系へと変容しているといえる。

もっとも、商法優位から金商法優位への変容に伴う、債権者保護から投資家保護への変化を全面的に批判するわけではない。なぜならばかつての商法会計は、「メイン・バンク制を中心とする企業資本調達と債権者保護に基づく商法会計に主導されて定着し、日本企業の内部留保・資本蓄積の促進に大きく貢献した」<sup>85</sup>のである。よって、「大衆株主は経営から疎外され、外部報告を目的とする会計はもっぱら銀行（債権者）への報告を意識して行われるようになる。一方、証券市場を中心とする投資家への情報開示は、米英と比較して必ずしも十分に発達しなかった」<sup>86</sup>という負の側面は否めないのである。

しかしながら資本主義の転換が求められている昨今において、やはり投資家一辺倒による行き過ぎた資本主義の会計制度の見直しは不可避といえる。投資家のみならず労働者、消費者、地域社会等多様な利害関係者、マルチステークホルダーの視点に鑑みれば、今一度、会社法優位のトライアングル体制を検討する必要があるのではないだろうか。

海外の動向をみれば、イギリスが2019年1月以降、企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）を改定し、従業員の声を経営に取り入れることが決定された<sup>87</sup>。日本の会社法会計について考えるうえでも重要な示唆となりうると思われる。

次に第3章では、本章でも触れた商法・会社法会計と法人税法会計との関係において、どのような変化が見受けられるのか、確定決算基準を軸にトライアングル体制の変容について論じたい。

---

<sup>85</sup> 嶋（2007）244 ページ。

<sup>86</sup> 嶋（2007）10-11 ページ。

<sup>87</sup> 『日本経済新聞』2018年8月23日朝刊。

### 第3章 商法・会社法会計と法人税法会計 —確定決算基準をめぐって—

#### 1. 法人税法会計をめぐって

本章は、日本における商法・会社法会計と法人税法会計<sup>88</sup>との関係について、確定決算基準のあり方をめぐって考察するものである。確定決算基準とは、確定決算主義や確定決算基準主義ともいわれ、株主総会（会計監査人設置会社の場合は取締役会）が承認して確定した決算を元に、法人の課税所得を算出し法人税を申告する仕組みをいう。確定した決算を元に法人の課税所得を算出するとは、商法・会社法会計や金融商品取引法会計（以下、金商法会計）<sup>89</sup>から算出された企業利益を基準に、法人税法会計において課税所得計算を行うことである。よって確定決算基準は、商法・会社法会計と法人税法会計、金商法会計と法人税法会計、各々を結び付ける媒介としての役割を果たしており、トライアングル体制の確立において核となるといえる。

しかしながらトライアングル体制は、会計制度の国際的統一化・調和化による、会計グローバル化の影響により、大きな変容を余儀なくされている。つまり、会社法会計ではなく金商法会計優位の制度となり、会計制度が、投資家を対象とした「カネ」や「モノ」に関する情報提供を重視するようになってきたのである<sup>90</sup>。このようなトライアングル体制の変容に伴い、投資家情報重視の連結会計や会社法会計と法人税法会計との分離をもたらす税効果会計の導入等により、確定決算基準の見直しや批判もなされるようになった。また「近年、会計基準と会社計算規則が接近し、また、会計基準について国際的なコンバージェンスが強調されるのに従って、税法との調整に関心が失われるようになってきている」<sup>91</sup>と

<sup>88</sup> 富岡幸雄は、税務会計（Tax Accounting）の部門別区分として、課税所得金額を計算する「所得税務会計」、課税財産価額を計算する「財産税務会計」、課税消費価額を計算する「消費税務会計」の3つに大きく区分し、「所得税務会計」をさらに、法人税法に対応する「法人所得税務会計」と、所得税法に対応する「個人所得税務会計」に分類する。富岡（1993）5 ページ参照。本論文で取り上げる法人税法会計は、富岡の分類で見れば、法人所得税務会計に該当する。

<sup>89</sup> 2006年6月に「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、証券取引法が金融商品取引法へと改められ、2007年9月に金融商品取引法が施行された。それに伴い、会計制度も証券取引法会計から金融商品取引法会計へと変わったのである。

<sup>90</sup> 商法優位から金融商品取引法優位の会計制度への変容を批判的に考察した論考として、西森（2019）参照。また、トライアングル体制について野中郁江は「国際的会計基準の受け入れや商法改正にともなって、整合的に「解釈したり」、「説明する」ことは一層困難となった。これを「トライアングル体制からの離脱」と表現するにしろ、しないにしろ、企業会計原則がその設定の目的としていた社会的な会計秩序が崩壊しつつあることは指摘できる」と論じている。野中（2005）23 ページ。

<sup>91</sup> 秋峯（2012）7 ページ。

の指摘もある。

だが果たして、確定決算基準は見直し、さらには廃止すべき対象なのであるだろうか。投資家に対する情報提供機能を重視した金商法会計優位の現代の会計制度自体を見直すならば、むしろ確定決算基準に今日的意義を見出すことが可能ではないか。

そこで本章では、まずは導入論点として、確定決算基準とはなにかについて改めて確認する。続いて先行研究を踏まえながら、確定決算基準をめぐる肯定、否定双方による議論を整理する。そして最後に、確定決算基準についての私見を述べて、確定決算基準を通して、商法・会社法会計と法人税法会計との関係について論じ、本章の結びとしたいと思う。

## 2. 確定決算基準とはなにか

確定決算基準の法的根拠は、法人税法 74 条、法人税法 2 条 25 号に見出すことができる。各々の条文規定は下記の通りである（一部省略）。

### <法人税法 74 条>

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- 二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

### <法人税法 2 条 25 号>

二十五 損金経理 法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいう。

以上が確定決算基準の法人税法上の根拠規定である。とりわけ、法人税法 2 条 25 号の損金経理についての損金経理要件をさらに詳しくみていきたい。

損金経理要件とは、確定決算基準において「法人が確定した決算において費用または損失として特に経理処理をしているものでなければ、課税所得の金額の計算において損金の額に算入することができないとしている」<sup>92</sup>ものである。損金とは、具体的には売上原価、完成品原価等の原価、販売費および一般管理費をいう。費用、損失の損金に対して収益の計上は益金という。損金および益金による確定決算基準の手続きの流れを示したのが、下記の図表 7 である。

---

<sup>92</sup> 酒井（2016）128 ページ。



図表 7 確定決算基準の流れ

- |   |
|---|
| ① 「当期純利益」 - 「益金不算入額」 + 「益金算入額」 + 「損金不算入額」 - 「損金算入額」<br>= 「課税所得金額」 |
| ② 「課税所得金額」 × 税率 = 「算出法人税額」  |
| ③ 「算出法人税額」 - 「税額控除額」 = 「納付法人税額」                                   |

(出所) 山下 (2020) 220 ページ「図表 6-5 法人税の納付税額のプロセス」を元に筆者作成

さらに図表 7 の補足説明として「決算調整」と「申告調整」がある。「決算調整」とは、確定決算での処理を要し、損金経理しなければ損金算入が認められないものである。例として、減価償却資産の減価償却費や圧縮記帳等が挙げられる。一方「申告調整」とは、法人税申告書別表四での加算・減算処理を要するものであり、申告書で調整すれば認められる「任意的調整事項」と申告書で必ず調整しなければならない「必要的調整事項」に区分される。「任意的調整事項」として、受取配当等益金不算入や所得税および外国法人税額の控除等が挙げられ、「必要的調整事項」としては、寄附金の損金不算入や交際費等の損金不算入等が例として挙げられる。

### 3. 確定決算基準に関する先行研究

#### 3.1 確定決算基準の長所と短所

まず、確定決算基準を是とするか、否とするかの議論に入る前に、矢内一好による、確定決算基準の「長所と短所」について触れておきたい<sup>93</sup>。

確定決算基準の「長所」としては、①課税の安定性（大部分は、会社決算の通りで修正されないという意味）、②課税の便宜性（税法は最小限の所得計算規定を規定すれば済むという意味）、③税収の確保、の3点が挙げられている。

一方、確定決算基準の「短所」としては、法人税法会計による会社法会計、もしくは金商法会計に対する逆基準性の問題が挙げられる。具体的には、減価償却費の計上や引当金の繰入等について、法人税法会計上の処理に会社法会計上の処理を合わせることをいう。言い換えれば「損金経理要件は、企業会計に税法の逆基準性をもたらす」<sup>94</sup>といえるのである。

<sup>93</sup> 矢内 (2020) 27-28 ページ参照。

<sup>94</sup> 堺 (2015) 60 ページ。

### 3.2 確定決算基準に対する批判

確定決算基準に対する批判としては、田中弘による「確定決算主義における六つの大罪」<sup>95</sup>がある。「六つの大罪」とは、下記の通りとなる<sup>96</sup>。

- ① 税収の減少を招く（税収確保の困難）
- ② 無駄遣いしたほうがアメをもらえる（不公平感の増幅）
- ③ 努力する者が報われない（労働意欲の喪失）
- ④ 社会的損失を招く（社会的損失）
- ⑤ 粉飾決算を誘導する（粉飾経理への誘導）
- ⑥ 闇の世界へ資金を供給する（闇の世界への資金供給）

上記のうち①について、「確定決算主義の弊害の一つは、景気の動向によって税収が大きく振れることである。とくに、最近のように景気が後退する時期は税収の落ち込みが大きく、国家や地方自治体の財政に支障が出る。この欠陥は、バブル崩壊後に顕在化してきた」<sup>97</sup>と田中は批判し、「税収の確保」を確定決算基準の「長所」と捉える矢内とは、対照的な評価となっている。

②については「わが国の場合、企業決算があまり正直に行われているとはいいがたく、しかも、脱税と節税との区別があいまいともいわれ、正直な決算・正直な納税をしている企業・者からみると、赤字決算をしている企業が本当に赤字企業なのかどうかさえ疑わしい。黒字を報告した企業・個人だけが税を負担し、その税で国や地方自治体が維持され、そのサービスは税を負担しない赤字企業（本当に赤字かどうか不明な）も受益するというのは、税を負担する企業や個人からみると不合理であり、不公平感を増幅させる。」<sup>98</sup>と論じている。

以下、③、④、⑤、⑥に関しても確定決算基準のデメリットであると指摘し、⑥については「脱税という犯罪に終わらず、裏金でつぎの犯罪を引き起こす」<sup>99</sup>といった辛辣な批判をしている。

つまり田中は、確定決算基準は「国民に、「納めるべき税の額は自分で決められる」といった、間違った認識を広く植え付けてしまったこと」<sup>100</sup>が問題であると述べている。

また柳裕治は、確定決算基準に対する批判として、次のように述べている。「わが国税務会計制度における伝統的理解による確定決算主義は、必ずしも法的に根拠づけられたもの

---

<sup>95</sup> 田中（2001）177－196 ページ参照。

<sup>96</sup> 田中（2001）180－192 ページ。

<sup>97</sup> 田中（2001）182 ページ。

<sup>98</sup> 田中（2001）184－185 ページ。

<sup>99</sup> 田中（2001）192 ページ。

<sup>100</sup> 同上。

でもなく、法人税法上の「確定決算」概念が商法（会社法）上の決算を指示するかどうかとも必ずしも明確ではない。また、租税法主義を最高法原則とする税法の理論的・実践的視点からは、課税所得の計算構造について、伝統的な商法（会社法）依存の思考からの脱却、すなわち伝統的理解による確定決算主義を廃止し、税法の課税所得計算体系による独立的税務財務諸表を創設することが必要不可欠である<sup>101</sup>。そして柳は「近年、企業会計の国際的調和化の観点から、金融商品取引法会計・商法（会社法）会計・税務会計という伝統的なトライアングル体制の見直しが叫ばれている。その議論においては、特に企業会計に影響を及ぼす確定決算主義のあり方が問題とされ、その影響を排除するため、損金経理要件を見直し、申告調整方式の全面採用、確定決算主義の廃止などの方策が主張されている。いわゆる確定決算主義による課税所得計算システムは、必ずしも税法的側面においてもまた制度会計的側面においても論理的・合理的であるとは言い難く、したがって企業会計制度を統一的に構築すべきという見解はそれぞれの法目的・機能を見失ったもので、採用することができないのである。したがって、企業会計の国際的調和化を契機に、企業会計の健全な発展のためにも、法的根拠も不明確な伝統的な確定決算主義の理解から脱し、税法の目的・機能に基づく独立した機能主義的な会計システムとして課税所得の計算構造を再構築しなければならない」<sup>102</sup>と断じている。

柳は、会計グローバル化の流れに則って損金経理要件を見直し、申告調整方式を全面採用することを支持している。ここでいうところの申告調整方式とは、税効果会計である。それでは続いて、確定決算基準とは対照的な税効果会計について論じてみたい。

### 3.3 申告調整方式としての税効果会計

税効果会計について、日本では1998年に「税効果会計に係る会計基準」が制定された。そこでは「我が国に導入された税効果会計の特徴は、資産負債法を採用したことである」<sup>103</sup>としており、税効果会計が投資家の意思決定に有用であるとされる資産負債アプローチに立つものであることを明記している。

税効果会計においては、会計上の収益と税務上の益金、会計上の費用と税務上の損金との一時的な認識のタイミングの違いから生じる差異を一時差異（Temporary difference）といい、それについて繰延処理をする。

---

<sup>101</sup> 柳（2011）322 ページ。

<sup>102</sup> 柳（2011）323 ページ。

<sup>103</sup> 山田（2000）281 ページ。資産負債法は資産・負債アプローチであり、財務会計上の資産・負債と税務会計上の資産・負債の差異を一時差異（Temporary Difference）として捉える。国際会計基準（IFRS）は資産負債法を採用している。ちなみに資産負債法に対して繰延法がある。繰延法は収益・費用アプローチである。繰延法は期間差異（Timing Difference）発生年度における税効果を重視する。

繰延税金資産、繰延税金負債の各々の求め方は、下記の通りとなる。

- ・繰延税金資産（前払税金）＝将来減算一時差異×法定実効税率
- ・繰延税金負債（未払税金）＝将来加算一時差異×法定実効税率

さらに、会計上の収益と税務上の益金、会計上の費用と税務上の損金との一時的な認識のタイミングの違いではない、永久に解消されることのない差異を永久差異（Permanent Difference）という。永久差異は税効果会計の対象とはならないため、会計処理は必要ない。

税効果会計は、会計グローバル化によって、会計上の損益と税務上の益金・損金の一時差異が著しく拡大していく中で導入されたものである。そこには一時差異によって変動する利益を、投資家の意思決定に有用となるように組み替えるねらいがある。

税効果会計の導入は、前述の通り日本では 1998 年であるが、米国では 1944 年に税効果会計導入についての検討がすでになされている。この点からも税効果会計は、企業利益に基づいて法人課税所得を算出する統合型、一体型といわれる確定決算基準に対して、企業会計と税務会計を分離して税務計算を行う、米国や英国が採用している分離型の申告調整方式の制度であることをあらためて認識することができよう。

以上より、税効果会計はトライアングル体制を支える確定決算基準とは異なり、会計グローバル化に適合するといえる。よって、法人税等の捉え方についても、税効果会計は商法会計的発想に基づく「利益の分配」とは考えず、単なる費用項目の一部としてのみ捉えるのである<sup>104</sup>。

### 3.4 確定決算基準肯定論

以上、税効果会計にも触れて、確定決算基準批判論（廃止論）についてみてきた。これに対して以下、現行の確定決算基準を肯定、許容する見解について検討する。

代表的な論者として品川芳宣を挙げることができる。まず品川は課税所得の計算制度について諸外国との比較を試みている。すなわち「課税所得の計算制度は、一律（一様）ではなく、アメリカ型と日独型に区分し得る。前者の場合には、課税所得計算において申告調整が容易であるため、商事上の利益金額と税務上の所得金額を異にしたいとする納税者（企業）にとっては便宜なものとなるが、納税者（企業）の恣意的な利益（所得）計算を許すことになる。これに対し、日独型の場合には、課税所得計算における申告調整項目が極めて制限されることになるから、納税者（企業）の利益操作による利益を損なうことにはなるが、利益（所得）計算の真实性や確実性が保障されることになる。したがって、このような両財

---

<sup>104</sup> 山田（2000）280 ページ参照。

務諸表のけん連関係を一層強化させていけば、各制度会計間における財務諸表の実質的な統一化と制度会計全体の合理化に寄与することも期待できる」<sup>105</sup>とする。品川は課税所得の計算制度について、日本はドイツと同様な性格を有すると捉えている。

続けて品川は確定決算基準について「確定決算上の会計処理と所得金額計算上の損金算入が有機的に結合していることが、確定決算基準の実質的意義である」<sup>106</sup>と述べている。さらに「確定決算基準については、その機能、メリットが一層発揮できるように運用することが望ましいことになるが、具体的には商事上の利益計算と税務上の所得計算との間で共通している事項については、できる限り会計処理を統一することが望ましいことになる。そうすれば、商事財務諸表と税務財務諸表の有機的結合が一層強化され、両財務諸表制度の実質的な統一化ないし単一化が図られることになる。そして、確定決算基準の機能である便宜性、安定性、真実性、確実性、安定性等が、それによって一層強化されることになる」<sup>107</sup>と論じている。品川は企業会計、会社法会計と法人税法会計との関係が、確定決算基準に基づく統一型、一体型であることこそが、前述の確定決算基準の「長所」を享受できると考えているのである。

そして品川は、会計グローバル化による企業会計、会社法会計と法人税法会計との乖離、すなわちトライアングル体制の変容を批判しつつ、確定決算基準のメリットとして「企業会計上の利益計算と税法上の所得計算の共通性を高める必要があり、そうなれば、法人税法を複雑化している細かい所得計算規定も不要となる（税制の簡素化に役立つ）から、法人税法 22 条 4 項も実質的に機能することになる」<sup>108</sup>と述べている。

さらに品川は、確定決算基準の再構築を主張している。その理由として「会計基準の国際化と税法の独自性の強調については、前者においては、中小会計要領の制定等によって国際会計基準（IFRS 等）と遮断したボリュームゾーンの会計分野が確立されようとしており、後者においては、企業会計との独自性を強調してきた税制にもそれほどの合理性があるわけでもないことを指摘」<sup>109</sup>している。

確定決算基準の再構築に際して品川は、中小会計要領の制定の意義について言及している。

この中小会計要領に基づく中小企業会計の視点から、そして中小零細企業を対象とした税務・会計実務の視点から確定決算基準の堅持を主張したのが、株式会社 TKC 名誉会長の飯塚真玄である。

飯塚は、何よりも日本商工会議所の運動によって中小会計要領が誕生し、そしてそれに伴

---

<sup>105</sup> 品川（2013）123 ページ。

<sup>106</sup> 品川（2013）125 ページ。

<sup>107</sup> 品川（2013）127 ページ。

<sup>108</sup> 品川（2013）137 ページ。ちなみに法人税法 22 条 4 項は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（いわゆる「公正処理基準」）について規定されている。

<sup>109</sup> 品川（2013）137-138 ページ。

い確定決算基準が維持されたと述べている。つまり日本商工会議所は「①IFRS の適用は連結先行。②中小・中堅規模企業は IFRS 適用のニーズは低いと考えられ、IFRS に基づく財務諸表作成のための体制整備や準備の負担を考えると、非上場会社への IFRS の適用は慎重に検討すべきである」<sup>110</sup>と主張し、連結会計と単体会計との分離である「連単分離」を提案することによって、確定決算基準を堅持するという成果を得ることができたのである。

また飯塚は、中小会計要領は中小指針と異なり「1. 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計 2. 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計 3. 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計 4. 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」<sup>111</sup>の4つの実現が可能であると述べ、そのためには確定決算基準が不可欠と訴えている。

#### 4. 確定決算基準の再構築についての考察

以上の通り、確定決算基準をめぐる双方の立場の議論をみてきた。筆者の見解は、確定決算基準を維持したうえで、商法・会社法会計、金融商品取引法会計、法人税法会計の3者からなるトライアングル体制を再構築すべきであると主張するものである。

確定決算基準肯定論についてであるが、そこで提起されたように、中小企業会計（中小会計要領）の制定に伴う会計制度の二元化によって、中小企業会計の領域においては従来の取得原価評価に基づいた、債権者や株主等の利害調整機能を重視した分配志向の会計制度の継続・維持を図ることが望ましいと思われる。公正価値評価（時価評価）ではなく、取得原価評価に基づくのであるから、確定決算基準の適用が無理なく図られることになる。

しかし、確定決算基準は中小零細企業のみを対象とし、大会社は対象外と区分するのは適当ではない。なぜならば従来の商法会計優位の分配志向の会計制度は、中小零細企業のみならず大会社にも該当するからである。つまり規模の大小を問わず、企業を取り巻く利害関係者は、経営者や株主のみならず労働者、消費者、政府・自治体、地域社会等々多様なステークホルダーによって構成されているのである。よって「分配会計は、株主への配当を意味するだけでなく、従業員への給付や政府・自治体への税金等を含めて会社の利害関係者への分配にも関わるものである」<sup>112</sup>と理解するならば、商法・会社法会計と法人税法会計とが一体として機能することが重要であるので、確定決算基準の今日的意義を大いに見出すことができるのではないだろうか。

他方、確定決算基準に対する批判についての反論を試みたい。まず、田中弘による「六つ

---

<sup>110</sup> 飯塚（2020）333 ページ。

<sup>111</sup> 飯塚（2020）344 ページ。

<sup>112</sup> 小栗（2020）20 ページ。

の大罪」に対してである。そもそも確定決算基準とは、申告納税方式（確定申告）という「納税者の権利」行使の一環として捉えることが可能である。自動車税や固定資産税等の賦課課税方式と異なり、法人税は所得税や相続税等と同様、納税者自身が納付税額を算出して申告することができる権利なのである<sup>113</sup>。

このように「納税者の権利」として確定決算基準を捉える場合、前記の「六つの大罪」を「六つの権利」にすることが可能であり、その点について検討の余地があるものと思われる。田中が確定決算基準の問題点として指摘している「納めるべき税の額は自分で決められる」<sup>114</sup>ことこそが、まさに日本国憲法が保障する「納税者の権利」<sup>115</sup>なのである。

次に税効果会計についてである。分配志向の会計の視点からすれば、繰延税金資産は計上が義務付けられているにも関わらず、分配規制を課していないという点に問題があるように思われる。この点に関連して、五十嵐邦正はドイツとの比較を通して分析を行っている。すなわち「債権者保護の見地を重視するドイツ商法は、資産及び負債を厳密に捉えるのが特徴であるけれども、わが国の会社法ではそのような資産性及び負債性の問題は税効果会計制度導入時点からほとんど議論されていない。この点はやはり問題を含む」<sup>116</sup>。「借方繰延税金を計上したときには一定の分配規制が旧商法と同様に改正商法にもある。わが国では分配規定はない。この点は両者の大きな違いである。繰延税金資産の計上を前提とするわが国では、その回収可能性の判断を会計監査人の判断に委ねるよりは、むしろ明文規定を設けてのれん等調整額のなかにそれを含め分配規制すべきであろう」<sup>117</sup>と論じており、まさに当を得ていると言わざるを得ない。

この点について米国は、確定決算基準ではなく税効果会計を連邦法人所得税の課税所得計算において採用しているが、これに対する見直しがしばしば提起されている。例えば、1986年の税制改革法（Tax Reform Act of 1986）成立に伴う、最低限度額の税負担を求め「代替ミニマムタックス（alternative Minimum Tax）」の導入や、エンロン事件をきっかけとした税効果会計の見直しの提案がなされている。エンロン社は破綻前、企業会計上の利益は多額であったにも関わらず、法人税法上の課税所得を少なく算出して、連邦法人所得税をほとんど支払っていなかったのである。つまり、税効果会計による会計利益と課税所得との分離が「会計利益を水増しし、かつ、課税所得（taxable earnings）を少なくする動機

---

<sup>113</sup> 税務・会計実務に長年携わってきた浦野広明は「申告納税制度は、法律上の大原則である自己決定権の税金面での表現ともいえる」と述べている。浦野（1998）44ページ。

<sup>114</sup> 田中（2001）192ページ。

<sup>115</sup> 北野弘久は「日本国憲法自身は租税を直接的に定義した規定をもっていない。しかし、憲法三〇条、八四条において「税」という概念を使用している」ことを捉え、租税の法概念を憲法に求めている。北野（1981）16ページ参照。

<sup>116</sup> 五十嵐（2014）40ページ。

<sup>117</sup> 同上。

づけを企業に与えている」<sup>118</sup>との批判が、エンロン事件等を契機として繰り返行われている。

## 5. 小結

本章では、確定決算基準の検討を通して、商法・会社法会計と法人税法会計との関係について考察を行った。まず確定決算基準についてであるが、法的側面として前述のとおり「納税者の権利」の行使の一環であり、よって申告納税制度にとって欠かすことができない仕組みであるといえよう。

また会計制度としてみた場合、分配志向の会計（分配会計）の重要性に鑑みれば、確定決算基準は商法・会社法会計と法人税法会計との結節点として今日的意義があると思われる。繰り返しになるが確定決算基準は、中小企業会計の確立による会計制度の二元化（複線化）対応は言うまでもなく、マルチステークホルダーの視点に立った会社法会計の検討においても、企業規模の大小に関わらず重要になってくるのである。つまり、商法・会社法会計と法人税法会計との関係の連携を念頭においた「分配会計の再構築」<sup>119</sup>が、会計グローバル化が席卷している今こそ求められているのではないだろうか。具体的には金商法会計優位の現況において「換骨奪胎」状態となった日本の会社法会計に付加価値計算を組み込み、企業を取り巻くマルチステークホルダーに資する会計制度としての再設計等がさしあたり考えられる。この点は今後の研究課題としたいが、会計ビッグバン以降、影響力が強まった会計グローバル化の対抗軸になり得る会計制度の確立こそが、焦眉の急であることは言うまでもない。

さらに確定決算基準は、法人税法会計との関係においてのみならず、課税消費価額を計算する消費税務会計との関係においても重要な論点がある。それは2023年10月1日に導入が予定されているインボイス制度が関係するといえよう。インボイスとは「適格請求書」といい、法人、個人を問わず原則として「適格請求書発行事業者」から交付された「適格請求書」もしくは「適格簡易請求書」<sup>120</sup>の保存が仕入税額控除の要件となるのが、インボイス制度である。一方で現在のわが国の仕入税額控除の計算は、請求書等保存方式に拠っている。請求書等保存方式は事業者に対して帳簿に一定の記載を要請しており、この点において税

---

<sup>118</sup> 坂本（2011）471 ページ。また坂本は、米国の「中小企業の実務では「会計利益と課税所得の乖離」を回避する実務的な仕組みが定着していることに留意が必要である」と付言している。坂本（2011）472 ページ。

<sup>119</sup> 小栗（2020）20 ページ。統合報告との関係で付加価値計算書の再考を試みるものとして、Haller, Staden（2014）参照。

<sup>120</sup> 小売業や飲食業など、不特定多数を取引先とする事業の場合は、適格請求書に代えて、請求書等受領者の名称の記載が不要などの「適格簡易請求書」の交付で構わないとされている。



務会計としての領域であるといえる。しかしわが国においても導入が予定されているインボイス方式は、帳簿の記載によってではなく「適格請求書」の交付いかんによって仕入税額控除の可否を判断するものであり、税務会計としての要素が少なくなると考えられる。

以上のように、消費税務会計においても確定決算基準との関わりにおいて、新たな税務会計上の論点が生まれたといえよう。この点についても今後の課題として検討したい。

これまで第Ⅰ部第Ⅰ章から第Ⅲ章までを通して、トライアングル体制の変容という視点から、日本の株式会社会計制度の変遷について考察してきた。それでは、株主資本主義を乗り越えて新たな資本主義を模索するうえで、株式会社会計はいかに再構築すべきであろうか。続いて第Ⅱ部では、ステークホルダー資本主義における株式会社会計制度のあり方について論じてみたい。

## 第Ⅱ部 会社法会計の再構築

### 第4章 会社法改革案についての考察

#### －公開会社法と会計についての批判的検討－

##### 1. 公開会社法の提起

第2章で論じたように、日本の会計制度は、商法・会社法会計、金融商品取引法会計（以下、金商法会計）（証券取引法会計：以下、証取法会計）、税法（法人税法）会計の3者によって構成されるトライアングル体制である。戦後長らく3者の中でも商法会計を中心としていたが、2001年、2002年の商法改正、2005年の会社法制定を契機として、商法会計中心から金商法会計（証取法会計）中心へと、トライアングル体制が変容して今日に至っている。

金商法会計中心へとシフトした、トライアングル体制の変容の要因は、国際会計基準（IFRS）や米国会計基準（US-GAAP）による会計グローバル化の影響である。つまり会計の分野においてもグローバル化の例外ではあり得ず、証券取引の国際化が進展する中で証券市場における会計情報を規制することが必要となったことで、金商法会計のグローバル化が進むこととなった。またその際、日本ではアメリカからの強い影響のもとに、会社法会計のアメリカ化が推進され、会計を金融商品取引法（以下、金商法）にゆだねる構造が形成された。その結果、商法会計中心から金商法会計中心へと大きく変化したのである。

このような商法・会社法と金商法（証券取引法：以下、証取法）との関係に着目し、会社法と証取法を一体化した「公開会社法」（公開株式会社法）の制定を提起したのが、商法学者である上村達男早稲田大学名誉教授である。50年ぶりの大改正であった2002年の商法改正を受けて、上村はグローバル社会に適った法制度として、公開会社法の構想に至った。そして上村学説を参考に、日本取締役協会は2007年9月に「公開会社法要綱案11案」として公表した。

そこで本章ではまず、上村の公開会社法および日本取締役協会の公開会社法要綱案11案について、会計規定に関する部分を中心に取り上げて検討する。公開会社法の「公開」は、情報開示、会計ディスクロージャーに関わる重要な論点であることは言うまでもなく、株式会社の民主的統制や「支配の民主化」<sup>121</sup>といった観点から、ステークホルダー論にも及ぶのである。すなわち誰に対する公開なのかについて、ドイツやフランスの動向も紹介しながら、

---

<sup>121</sup> 「支配の民主化」とは、リプリーの提唱するコーポレート・パブリシティという財務公開思想の概念である。詳細については大西（1999）参照。

公開会社法に基づく公開会社法会計(公開株式会社法会計)<sup>122</sup>の是非について、考察したい。

## 2. 公開会社法とは何かー上村学説の検討

それでは公開会社法とは何かについて、上村の主著である『会社法改革ー公開株式会社法の構想』(岩波書店、2002年)と近著である『会社法は誰のためにあるのかー人間復興の会社法理』(岩波書店、2021年)を参考に検討する。

上村は、公開会社法構想に至るまでの背景として、「50年前に日本は、「財閥解体ー株式放出一独禁法制定ー証券民主化ー証券取引法制定ー株式会社法大改正」といった一連の改革を行ったが、これはまさしく、証券市場を活用する株式会社法制の確立を目指すものであった。」とする。そして「それから50年後、「バブルの崩壊ー日本版ビックバンー金融システム改革ー公開株式会社法改革」という一連の流れは、50年前に確立しようとした理念を再確立しようとする動きである」<sup>123</sup>とする。つまり上村は、「証券市場を活用する株式会社法制の確立」という発想が以前からあったことを述べ、その動きが50年後に再度生まれたことを強調するのである。上村は、商法・証取法を同質とする発想があったという認識を前提として議論を進めていく。

その一方、商法と証取法との関係について「同質だが峻別」<sup>124</sup>という発想が存在するという点も提起する。そして上村は、「会計理論は、商法・証券取引法同質論の下で、会計慣行の名において商法との異質性を強調しつつ、会計理論の拠り所となる証券取引法との一体性に疑問を挟まず(商法と同じ「法」なのであるが)、会計の目的を投資者保護とすることに不自然さを感じてこなかったようであり、ともに基本的な理念が変貌を遂げつつある商法と証券取引法の間であって、会計と法との距離感を図りかねているように感じられる」<sup>125</sup>と述べるのである。

このように上村は、商法と証取法の間を「同質」とする発想がありながら、会計の側が「峻別」もし「異質性」についても強調してきたことを論じている。そして「峻別」しながらも、会計の拠り所を証取法に置き、会計の目的を投資者保護としてきたことを明らかにしている。こうした点は大変興味深い指摘である。

そのうえで上村は、「会計理論としては法的ルールとはいえない公正な会計慣行の名において商法との関係で「会計と法」を論じていけば足りた時代が去ろうとしている。証券市場にとって、ひいては証券取引法の法目的に適う証取法会計との関係で、「会計と法」を論じ

---

<sup>122</sup> 上村は「公開株式会社法会計」という名称を用いているが、本論文では、筆者の判断により「公開会社法会計」という名称を使用して論じることとする。なお「公開会社法会計」と「公開株式会社法会計」は同義である。上村(2000)参照。

<sup>123</sup> 上村(2002)12ページ。

<sup>124</sup> 上村(2002)64ページ。

<sup>125</sup> 上村(2002)65ページ。

なければならない状況にある」<sup>126</sup>とするのである。

こうした観点に立って「公開会社法（構想）」が提起されるのであるが、上村の「公開会社法」は、同質性という前提のもとに「会計と法」を一体化する案であると思われる。「峻別」や「異質性」を会計の側が唱えるが、拠り所は証取法であるので、証取法の規制を受ける会社については公開会社法として一本化し、情報開示の会計として一体化するのが妥当とする構想である。

この公開会社法は第2章で述べた金商法（証取法）優位の会計制度と同様に、結果として会社法の独自性を消し去り金商法（証取法）の視点から会社法を再構成しようとするものである。公開会社法（構想）は「会社法」という名称ではあるが、商法（商法会計）ではなく証取法（証取法会計）優位の考えに基づくものであり、形式的には会計グローバリズムに即したものであると言わざるを得ない。上村の提案は、商法と証取法が戦後において同質のものとなっているという前提に立って、会社法の中で証取法優位を公開会社法と言う形態で構造化しようとするものに他ならない。そのような観点に立てば会社法の持つ本来の独自の役割は消えてしまうことになる。

上村の、商法と証取法が同質とする見方そのものが問題である。商法とその後の会社法がすべての株式会社を対象として会計面では分配会計を目指すのに対し、証取法とその後の金商法は上場会社を対象とし情報会計を目指す関係にある。上場会社は会社として分配会計と情報会計の2つの異なる会計に対応しなければならない。上村の見方からすれば、上場会社は証取法・金商法にもとづく情報会計だけで良いということになる。これは会社法が本来持っている会社のすべての関係者（ステークホルダー）に対する責任とそれに基づく分配会計をないがしろにすることになる。本論文で検討するスタークホルダー型経営に対する会社法の役割の再構築を考えれば、情報会計に矮小化する上村の公開会社法の構想は非常に大きな問題をもっていると言わねばならない。そのような批判を公開会社法構想は免れることはできないのである。

上村がどのように証取法との一体化を図ろうとしていたのかについて、公開会社法構想の概要について、確認してみたい<sup>127</sup>。

①公開会社法という単独立法ではなく、会社法に「有価証券報告書提出会社の特例」を設けるのが現実的である。

②株式・社債等に係る金商法上の情報開示・会計・監査等の規定は、有価証券報告書提出会社については会社法に規定があることを明文化する。

③金商法の財務諸表や公認会計士・監査法人といった概念を会社法上のものとして受け入れる。

---

<sup>126</sup> 上村（2002）275 ページ。

<sup>127</sup> 以下、上村（2021）193-194 ページ参照。

- ④課徴金等、金商法上の行政規定に基づく概念も会社法上に取り入れる。
- ⑤株式市場ないし投資家概念等は、会社法と金商法との制度の分化をはかる。
- ⑥会社法上の新株発行の差止め等、申し立て関係の会社法と金商法との一体化。
- ⑦金商法違反行為の私法上の効力について（公序良俗とするか否かの事案ごとの判断）。
- ⑧会社法、金商法それぞれを管轄する法務省と金融庁との意見調整の場の必要性。
- ⑨公開会社法の短期的な改正作業と中長期構想等の構築の担い手について。

以上を見るに、①では会社法の中に「有価証券報告書提出会社の特例」を規定するとしているが、これは日本取締役協会の「公開会社法要綱案 11 案」の内容と軌を一にするものでもある。会社法の中に金商法の規定を取り込み、実質的には金商法化を図るものとなっていると言わざるをえない。「証券取引法の情報開示は公開会社法上の情報開示とみなす、証券取引法の計算に関するルールは公開会社法のルールである、証券取引法上の監査は会社法上の監査である」<sup>128</sup>という考えと相違ない。このように見ると、会社法と金商法とを一体化し、金商法の内容を基本とする公開会社法という上村学説は、会社法の根底を崩すような問題をはらむ提案であると見なければならぬ。

続いて、上村学説を具現化した公開会社法要綱案第 11 案について、会計規定を中心に検討する。

### 3. 公開会社法要綱案 第 11 案<sup>129</sup>について

第 1 章総則 1.02（他の法律の適用）にて「この要綱が定める事項以外の事項については、会社法、金融商品取引法その他の会社に関する法令が定めるところに従うものとする。」とある。この点について、金商法が最重視されるが、公開会社法に関わる様々なステークホルダー間の利害調整等には、会社法に固有の意義があるとする。

第 2 章ディスクロージャー・会計・監査では以下のような規定がなされている。

#### 2.01（情報開示・会計）

「①金融商品取引法が定める株式等に適用される情報開示制度は、原則として公開会社法上の情報開示制度とする。②金融商品取引法が定める会計制度である財務諸表制度は、原則として公開会社法上の会計制度とする。」

#### 2.02（決算公告制度、株式申込証制度等の不適用）

「①公開会社については、会社法の定める決算公告制度は適用しない。②公開会社は、計算書類の備え置きを要しない。③公開会社は、合併契約、分割契約、分割計画及び株式交換

<sup>128</sup> 伊藤・上村（2007）112 ページ。

<sup>129</sup> 公開会社法要綱案第 11 案については、金融庁が公開している

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/s\\_group/siryoku/20090318/08.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/s_group/siryoku/20090318/08.pdf) 参照。

契約の備え置きを要しない。」

#### 2.03 (会計基準及び様式)

「公開会社の財務諸表（計算書類）については、その用語、様式及び作成方法は、財務諸表規則その他の金融商品取引法の会計に関する規定の定めるところにより、これらの規定に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。」

#### 2.04 (会計監査)

「公開会社の会計監査は、金融商品取引法の定めるところによる。」

第4章企業グループでは、親会社の開示規制についての定めがある。

#### 4.04 (親会社の計算・開示)

「①親会社は、金融商品取引法の規定に従い、財務諸表及び連結財務諸表を作成しなければならない。この場合、当該親会社の子会社においても、会社法に基づく計算書類および附属明細書のかわりに金融商品取引法に基づく財務諸表を作成することができる。②親会社は、重要な子会社の財務諸表を有価証券報告書において開示しなければならない。③親会社は、その支配の状況について有価証券報告書において開示しなければならない。」

#### 4.05 (親会社の会社財産の分配)

「親会社は、財務諸表又は連結財務諸表上の剰余金のいずれか少ない価額を上限として、剰余金の分配を行うことができる。」

以上が公開会社要綱案第11案の会計規定の主な内容である。会社法上の事業報告を金商法上の有価証券報告書に吸収して一本化するなど、公開会社法は会計制度の簡素化、効率化を図ることを目的としているといえる。しかし、会社法は専ら利害調整による分配規制の機能に留め、会計は開示規制として全面的に金商法に委ねるという内容になっており、上村の見解と同様に、会社法に証取法・金商法の論理を組み入れるものとなっていると言わなければならない。

それでは公開会社法の会計規定、すなわち公開会社法会計が誕生した場合、会計制度にどのような影響を与えるのだろうか。トライアングル体制に基づいて考えてみたい。

## 4. 公開会社法会計とトライアングル体制

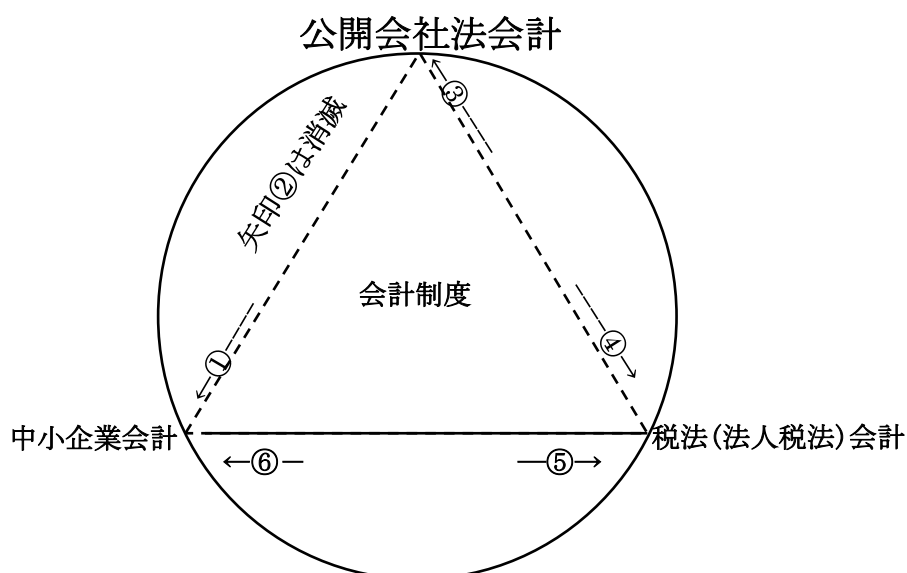
戦後日本は、債権者保護の観点から配当可能利益計算を規定する商法会計優位の会計制度であった。1974年の商法改正によって、商法32条2項に「公正ナル会計慣行」の斟酌規定が規定され、証取法に影響を与えた。つまり証取法193条を根拠規定とする企業会計原則が、商法の計算規定の解釈指針として下位に位置付けられたのである。

また税法（法人税法）は、商法の計算規定に基づき、企業に対する課税所得の計算を行ったのである（確定決算基準。詳細は第3章参照）。

2000 年前後から始まった会計ビッグバンの影響により、会社法会計は専ら金商法会計の開示規制に従うことになる。一方で会社法は独自の計算規定を持たなくなったため、金商法の計算規定に影響を与えることがなくなった。また金商法会計と税法（法人税法）会計との関係は、主として税効果会計の適用に基づくものとなった。2002 年度の税制改正により連結納税制度が導入され、主として個別財務諸表に基づく確定決算基準の影響が弱まったといえる。

それでは、公開会社法会計中心によるトライアングル体制の変容において、いかなる体系が考えられるであろうか。この点について上村による論及はない。なぜならば上村はトライアングル体制そのものに対して批判的だからである<sup>130</sup>。トライアングル体制と比較対象のためにあえて図示すれば、図表 8 のようになる。

図表 8 公開会社法会計中心によるトライアングル体制の変容



(出所) 筆者作成

本章では図表 6 から図表 8 への変容について試みる。公開会社法会計は、金商法会計と会社法会計が統合されたことによって誕生した会計制度である。統合とは言っても、すでに優位な立場にあった金商法会計が、会社法会計を併呑したというのが正確である。図表 8 では、図表 5、6 で会社法会計が位置していた場所へ公開会社法会計として名称変更を行って移動し、最も影響力が大きい会計制度となったことを明示するために、公開会社法会計の

<sup>130</sup> 上村 (2000) 54 ページ。

フォントサイズを大きくしている。トライアングル体制における位置付けにより、会社法会計の一種であると考えられそうであるが、前述のとおりその性格は、基本的には金商法会計と相違ないのである。

金商法会計（証取法会計）が元々位置していた左下には、新たに中小企業会計が位置するようになった。これは会社法会計とは異なり、公開会社法会計は公開会社や上場会社といった大企業のみを対象とし、中小零細企業を対象としないため、従前の商法会計が担っていた中小零細企業のための会計制度である中小企業会計を、トライアングル体制の一角に組み込んだのである。中小企業会計とは具体的には「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」）と「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）の2つの会計規範を指す。

次に各々の関係性について、矢印に即して考察したい。まず公開会社法会計と中小企業会計との関係は、矢印①のとおりである。矢印①は公開会社法会計から中小企業会計へ向いているが、図表5、図表6の金商法会計から会社法会計への矢印とは異なり、破線となっている。これは公開会社法会計のうちに金商法会計と会社法会計が内包されており、公開会社法会計と中小企業会計との関係は、せいぜいIFRSの影響を受けた中小指針のレベルにおいてのみと考えられるからである（中小指針は公開会社法会計の影響を受ける）。一方で中小企業会計から公開会社法会計への向きの矢印は存在せず（公開会社に中小企業会計は無縁のため）、金商法会計と会社法会計との関係よりも一層希薄となっているのである。つまり、投資家への情報提供を重視する意思決定会計である公開会社法会計と、取得原価基準に基づき、主に債権者への過去の財務情報提供を重視する受託責任会計である中小企業会計とは、交わる余地がほとんどないのである。

図表8の矢印③、④は、公開会社法会計と法人税法会計との関係を表している。こちらは図表5、図表6における法人税法会計と企業会計（金商法会計、会社法会計）との関係性と同様、公開会社法会計は公正価値評価（時価評価）に基づく金商法会計と変わらないことから、確定決算基準に基づく両者間の結びつきが希薄になっているのである。ただし公開会社法にとって、損金経理に基づく税務申告が無関係とはなっていないため、関係性が完全に遮断されているわけではない。

図表8の矢印⑤、⑥は、中小企業会計と法人税法会計との関係についてである。⑤、⑥ともに矢印は実線である。これは中小零細企業の会計実務は、基本的に税務会計であることが理由である。また中小企業会計、法人税法会計ともにグローバルな視点ではなく、ドメスティックな視点が強いことも結びつきが強い理由である。矢印⑤は、取得原価基準、実現主義を基調とする中小企業会計の中でもとりわけ中小会計要領が、商法会計と同じく、確定決算基準によって法人税法会計の課税所得計算、税額計算に影響を与えていることを示している線である。また矢印⑥は、損金経理や税務申告調整等により、中小企業の決算数値に税額計算のうえで法人税法会計が修正を施す等の役割を担っていることを示している線である。



以上、図表 5 から図表 6 は、第 2 章で論じたトライアングル体制の変容、図表 8 はさらに進んで、公開会社法会計を中心とした場合のトライアングル体制の変容にまで至る段階である。

企業の規模によって要求される情報開示、会計、監査、内部統制等が異なるため、図表 8 のような公開会社法会計と中小企業会計との区分は分かりやすく、変容したトライアングル体制の思考を整理したうえで、さらには新たな会計制度を構築できるようにも思われる<sup>131</sup>。しかし「公開」のあり方、会計ディスクロージャーについての観点から考えた場合、様々な課題が見えてくる。なぜならば繰り返しになるが、上村学説の公開会社法は、投資家偏重の金商法と相違ないからである。

次に、公開会社法の「公開」とはなにを意味するのか、会計ディスクロージャーのあり方から公開会社法（公開会社法会計）についての批判的考察を試みる。

## 5. 「公開」について考える－会計ディスクロージャーのあり方－

公開会社法は、金商法優位の会計グローバリズムの流れに即していると前述したが、短期で売買を繰り返す投資家のための情報開示を第一義的に考えたものではない。「国家の主権者である個人が「投資家としても」尊重される、そうした含意を有するのが株主主権概念である」<sup>132</sup>と上村は述べている。そして機関投資家については「どこまでも出資者ではなく、出資者のための受託者であるから、間接的ではあるが証券市場の主役は各層の市民である」<sup>133</sup>とする。すなわち「公開株式会社の理論モデルはアメリカの人民資本主義 (people's capitalism) が目指すものである。ここで証券市場とは市民社会と企業社会を結びつける媒介項であり、証券会社とはそうした役割を担うべき存在ということになる」<sup>134</sup>と上村は論じている。

さらに上村学説を持続可能性、ESG と結び付け「持続可能性は共有された価値観であること、資本市場で想定される投資家は無色の投資家ではなく「市民」であること、資本市場と企業は一体となって企業価値を高め、経済成長を実現していくことを期待されていること、が最近の傾向であるということが出来る」<sup>135</sup>という見解がある。

---

<sup>131</sup> 上村は、公開株式会社法会計（公開会社法会計）の導入により「悪名高きトライアングル体制のうち、証取法・商法の二辺は一体化することになる。税効果会計が普及することで三辺がすべて解消することも目前のことであろう」と論じている。上村（2000）54 ページ。

<sup>132</sup> 上村（2002）6 ページ。

<sup>133</sup> 上村（2002）7 ページ。

<sup>134</sup> 同上。

<sup>135</sup> 中村（2019）11 ページ。とはいえ上村自身は「近時話題の ESG や SDGs を強調する動きは、人間復興の観点から大いに歓迎されるべきことなのかと言え、そう簡単な話ではない。それが企業社会のあり方や企業制度の本質的理解自体の見直しを伴わないのであれ

「公開」の名宛人として、市民としての投資家、すなわち長期保有の個人投資家等を想定している上村学説は、戦後日本においてGHQが推進しようとしたが頓挫した、証券民主化を公開会社法の礎として捉えていると思われる。

他方で上村は公開会社法構想の政治段階において「民主党が最終的に策定した案には、最終段階で非常に杜撰な労働者代表監査役の提案が入ったことで、公開会社法全体のイメージは著しく悪化した」<sup>136</sup>と断じ、労働者参加の導入を是とした当時の政権政党である民主党の案を批判している。

しかし上村が想定する「市民」とは、投資家でもあれば消費者でもあり、自営業者でもあり、労働者でもある。したがって公開会社に労働者の参加を否定的に解することは、論理矛盾ではないかと思われる。むしろ欧米諸国の会社法をみれば、労働者の経営参加を積極的に捉えているところが多い。そこで簡単ではあるが、まず民主党による公開会社法案について検討する。

## 6. 公開会社法会計とステークホルダー論

### 6.1 民主党「公開会社法案」

2009年7月、当時政権政党であった民主党は、公開会社法プロジェクトチーム（顧問：峰崎直樹、平岡秀夫、座長：鈴木克昌、事務局長：大久保勉）を立ち上げた。サブプライムローン問題等にみられる、アングロ・サクソン型の市場主義（新自由主義）の克服として「日本が「公開会社法」（仮称）を制定することは、わが国が日本型資本主義を新しい世界標準のひとつとして押し上げる可能性を秘めて」<sup>137</sup>いるとし、情報開示の徹底や内部統制の強化、企業集団の明確化を主な内容とした「公開会社法」（仮称）の制定を目指した。

現行法制の主な問題点として「会社法（裁判規範）と金融商品取引法（行政規範）が並立しており、混乱を招いている」<sup>138</sup>と指摘している。この中には決算公告や財務諸表、会計監査等についての会計のあり方についても、会社法と金商法との間で異なる手続が存在し、不明確であるとしている。

問題点を踏まえたうえで「公開会社に適用される手続を法令で明確に定めることで、実務に役立てる」<sup>139</sup>とし、具体的には公開会社法は、財務諸表制度等の情報開示のあり方を金融商品取引法の規定を準用するとした。また従業員の意見を反映するために、監査役の一部を

---

ば、それは株主の属性に疑問のある者を中心とした一時凌ぎの言い訳にすぎない可能性も高い」と懐疑的である。上村（2021）197-198 ページ。

<sup>136</sup> 上村（2021）192 ページ。

<sup>137</sup> 民主党公開会社法プロジェクトチーム（2010）406 ページ。

<sup>138</sup> 同上。

<sup>139</sup> 民主党公開会社法プロジェクトチーム（2010）407 ページ。

従業員の中から選出することも提起した。

以上の民主党による公開会社法案は、その後の参議院議員選挙で民主党が敗北し、自民党・公明党多数のねじれ国会となったことにより、成立の日の目を見ることはなくなったのである。

続いて、ドイツとフランスを事例として、ステークホルダー論の観点から公開会社法会計について考察する。

## 6.2 労働者の経営参加ードイツ

ドイツは西ドイツの時代から、新経営組織法（1972年）や共同決定法（1976年）の影響により、情報開示制度として、社会報告書、社会計算書、付加価値計算書が作成されている。ドイツの場合、社会関連情報の中でも特に労働者に関する報告が多く、一人当たりの平均人件費の推移や年度末の従業員数等が年次報告書に記載されている。特に共同決定法の影響は大きく、大企業、コンツェルンにおける共同決定として「経営者の権力のコントロール手段としての労働者の共同決定」<sup>140</sup>が規定されている。労働者の経営参加による労使共同決定はヨーロッパ全体に影響を与え、会社法指令 133 条は共同決定に関するルールを導入したのである<sup>141</sup>。

## 6.3 労働者の経営参加ーフランス

フランスでは 1977 年に、社会責任会計が制度化された。従業員 300 人以上の企業は、社会貸借対照表を作成しなくてはならなくなった。「このように、社会貸借対照表が制度化されたことにより、労働者・労働組合が、直接、企業の労働条件をはじめとする種々の労働者にかんする情報を入手することが可能となった。これは、今後、経済的民主主義確立のためのひとつの手がかりとして、大いに発展することが望まれよう」<sup>142</sup>との評価が、伊藤によってなされている。

この社会貸借対照表であるが、①雇用、②報酬および付随費用、③保健衛生および社会保障状況、④その他の労働状況、⑤職業養成、⑥労使関係、⑦企業に依拠する範囲内の労働者およびその家族の生活状況の 7 項目は必ず明記しなければならないとされている<sup>143</sup>。貸借対照表という名称ではあるが、非財務情報の記載も多く、統合報告書の先駆的位置付けとしても評価できるのではないだろうか。

---

<sup>140</sup> 正井（1990）187 ページ。

<sup>141</sup> 高橋（2020）227 ページ参照。

<sup>142</sup> 伊藤（1981）38 ページ。

<sup>143</sup> 伊藤（1981）39 ページ。

## 7. 会社法会計の今日的意義

6.1 で検討した民主党案について、会計のあり方については上村学説に倣っているように思われるが、労働者の意見を反映させようとした点は先見性を有していると言えよう。また6.2 と6.3 ではドイツとフランスの例を挙げて、ステークホルダー論の観点から情報開示の対象に「投資家としての市民」だけではなく「労働者としての市民」も含めるべきであると論じた。

ところで、会社法会計が分配機能しか有さず開示規制は専ら金商法が有しているからと言って、金商法と一体化して公開会社法を成立させるとするのは些か性急ではないか。会社法会計にも開示規制を持たせることを検討する余地があるのではないか。具体的には以下のとおりである。

まず子会社情報の充実である。金商法は親会社情報の開示が主であり、公開会社法においても前述のとおり金商法と同様である。親会社情報だけではとりわけ持株会社であればなおのこと、企業集団における主要な子会社情報の開示の充実を図らなければ、不十分な「公開」と言わざるを得ない。ちなみに証取法の時代から情報開示に課題があるとの批判があったことを付言しておく<sup>144</sup>。

また労働者の視点から開示規制について考えた場合、投資家、株主を主とした情報提供機能と利害調整機能のほかに、労使交渉における経営側と労働側との情報の非対称性を是正するための「相対交渉支援機能」<sup>145</sup>が重要となる。相対交渉支援機能について醍醐は「利害が相反する当事者間の交渉で共用され、しかも、交渉の一方当事者である企業経営者が会計情報の作成者であると同時に利用者としても立ち現われる会計情報の利用形態を識別することができる」<sup>146</sup>機能であると論じている。相対交渉支援機能は、連結ベースの金商法会計ではなく、会社法会計における会計情報によってこそ、活かされるのではなかろうか。

さらに中小企業の会計制度について、現状の中小指針と中小会計要領の併存を整理し、中小会計要領の会社法会計との統合を検討するなど、より一層の充実を図る必要がある。そのためには会社法上の事業報告書を有価証券報告書に纏めるのではなく、中小企業のために事業報告を発展させることを考えてもよいのではないか。SDGs、ESG 情報については中小企

---

<sup>144</sup> 証券取引法が「1971年に「簡素化」というかたちで「改正」され、企業内容の公開制が大幅に後退しています。ここで直接関係ある点は、決算書に添付する「製造原価明細書」の形式が変化したことです。つまり企業の原価を一定期間の材料費、労務費、経費とにわけた総原価だけを示せばよいことになったことです。これでは単一種類の商品だけを生産しているときは別として、個別商品の原価のわからないことはいまでもありません」との批判がある。敷田・近藤（1976）141－142 ページ。

<sup>145</sup> 醍醐（2005）5 ページ。

<sup>146</sup> 同上。

業も無縁ではあり得ない。金商法の領域である ESG 情報の開示を会社法でも行うことが望ましいと思われる。これらの論点については第 6 章であらためて論じる。

## 8. 小結

以上、上村学説の検討を通して公開会社法（公開会社法会計）について検討した。たしかに株式相互持合いのような日本的体質から完全に脱却し、さらに個々の市民が投資家であり、株主であるという証券民主化はベーシックキャピタル<sup>147</sup>の議論を想起させるものであり、非常に興味深いことは事実である。しかし前述のとおり、労働者に対する情報開示に否定的な点はステークホルダー論の視点からも妥当とはいえない。また金商法と会社法を一体化して公開会社法を成立させるだけの必要性は現時点でどれほどあるのか、疑問に感じざるを得ない。むしろ会社法会計の再構築を図る方が SDGs、ステークホルダー資本主義の時代に適っているのではないだろうか<sup>148</sup>。

---

<sup>147</sup> ベーシックキャピタルについては、齊藤（2006）参照。

<sup>148</sup> SDGs、ステークホルダー資本主義に適合した会計制度のあり方を提起した共同研究の成果として、小栗・陣内（2022）参照。

## 第5章 株式会社と分配的正義 —会計についての原理的考察—

### 1. 会計における正義

#### 1.1 正義を論じる意義

本章の目的は、哲学上の重要論点である分配的正義 (Distributive Justice) について、ジョン・フラワー (J. Flower) の議論を手がかりとして、利益分配機能をもつ会計学の観点から考察し、あるべき会計 (会計学) とは何かについて提示することにある。

そもそも分配的正義とは、所得再分配のあり方、平等な個人観等について考察する、今日における正義論の重要論点である。つまり、分配的正義をめぐる様々な学説が論じられており、一義的に定めることは困難である。

これまで会計学の領域において、分配的正義や正義全般について正面から論じられた先行研究は極めて少ない状況であるといえる<sup>149</sup>。

しかし、利益分配機能を有する会計は、正義、分配的正義と無関係とはいえないのではないだろうか。会計が社会における分配 (Distribution) に関わる問題を取り上げることにより、会計における正義とは何かについて論じる意義があるように思われる。そこでまずは本稿の前提論点として、会計と正義をめぐる議論について検討したい。

#### 1.2 正義 (分配的正義) について

まず分配的正義を含む正義とは何かについて、正義 (Justice) と倫理 (Ethics) との違いに触れつつ、簡潔に述べたい。倫理とは人間が従うべき規範を指している。他方、正義とは人間が従うべき規範における特定の価値を表しているのである。よって、倫理と正義とは全く異なった概念ではなく、倫理が正義を包含する関係にあるといえよう。ただし本章では前述のとおり、あるべき会計 (会計学) とは何かについて提示することを目的としていることより、会計もしくは会計制度が如何にあるべきかという価値判断を示すためには、倫理と会計ではなく、正義と会計について論じることがより適切ではないかと考える。

正義については、古くはアリストテレスの『ニコマコス倫理学』において、配分 (分配) 的正義と矯正 (匡正) 的正義が論じられている。アリストテレスは配分 (分配) 的正義について、「不正なひととは不均等なひと、均等を旨としないひとなのであり、「不正」というこ

---

<sup>149</sup> 主な先行研究として、和田 (2016)、黒川 (2017)、國部 (2017a)、國部 (2017b) などがある。

とは「不均等」ということであつた」<sup>150</sup>と論じている。そして、「「正」とは、かくして、このこと、つまり比例的ということであり、「不正」とはこれに反して比例背反的ということである。だからして、不正の行われる場合には、或いは過多が、或いは過少が生じるわけであつて、まさしくこのことがことからの実際において現れている」<sup>151</sup>と述べている。つまり、「配分的正義は、各人の取柄に応じた分配という幾何学的比例を求める」<sup>152</sup>のである。

矯正（匡正）的正义とは、「もろもろの随意的ならびに非随意的な人間交渉において、ただしきを回復するための」<sup>153</sup>正義である。つまり人と人との個人間において、不当に損失を被った者が不法行為に対する民事上の損害賠償請求等を行うことにより具現化される。

本稿では、矯正（匡正）的正义ではなく、配分（分配）的正义のみが論題の分配的正义の一学説として位置付けられることになる。

時代が下り現代においては、正義論の大家としてアメリカの哲学者ジョン・ロールズ（John Rawls）に言及しないわけにはいかないであろう。ロールズは『正義論』や『公正としての正義』等において、正義について論じている。社会全体の福祉の増大よりも個人の自由と権利が一定の優先権を持つと考え、ベンサムやミルによる功利主義思想を批判しているのである<sup>154</sup>。そして功利主義の弱点を克服し、個人の自由と権利を第一義的に捉えた正義構想として、下記のとおり「正義の二原理（Two Principles of Justice）」を提起した。

- (a) 各人は、平等な基本的諸自由からなる十分適切な枠組への同一の侵すことのできない請求権をもっており、しかも、その枠組は、諸自由からなる全員にとって同一の枠組と両立するものである。
- (b) 社会的・経済的不平等は、次の二つの条件を充たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等が、機会の公正な平等という条件のもとで全員に開かれた職務と地位に伴うものであるということ。第二に、社会的・経済的不平等が、社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとって最大の利益になるということ（格差原理）<sup>155</sup>。

基本的諸自由の平等を説く(a)は第一原理、機会の公正な平等および格差原理を説いている(b)は第二原理と呼ばれている。第一原理の基本的諸自由とは、思想・良心の自由や人身の自由等々の国家からの自由である自由権をいう。他方、第二原理の機会の公正な平等とは、

---

<sup>150</sup> アリストテレス（1971）178 ページ。

<sup>151</sup> アリストテレス（1971）181 ページ。

<sup>152</sup> 宇佐美・児玉・井上・松元（2019）5 ページ。

<sup>153</sup> アリストテレス（1971）181 ページ。

<sup>154</sup> 「最大多数の最大幸福」として知られる功利主義思想は、ロールズの正義論とは対称的に、個人の自由や権利よりも社会全体の福祉の増大を優先する。功利主義については、例えば宇佐美・児玉・井上・松元（2019）47-65 ページ参照。

<sup>155</sup> Rawls（2001）pp.42-43,田中・亀本・平井訳（2004）75 ページ。

例えば日本国憲法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」との規定が代表例である。つまり、万人に対する機会均等を保障した形式的な平等権、である。また同じく第二原理で規定されている格差原理は、生存権をはじめとした国家による自由である社会権を意味し、実質的な平等権といえる。

格差原理こそが所得の再配分を含意しており、ロールズの唱える分配的正義であるように思われるが、このような解釈は不十分であるといえる。「第一原理に従つて平等な基本的諸自由が各人に分配され、第二原理に従つて基本財が各人に分配される<sup>156</sup>」と解される。つまり、第一原理も踏まえたうえでの分配的正義なのである。

ただし、ロールズの分配的正義は前記のアリストテレスの配分（分配）的正義とは同義ではない。アリストテレスの配分的正義とは各人の取柄に応じた、幾何学的比例による分配、つまり各人の地位や功績に応じた比例的分配であった。これに対してロールズの分配的正義とは、「各人の功績の有無にかかわらず、社会的諸価値（基本的諸自由と基本財）を社会の全メンバーへ分配することを要求する<sup>157</sup>」のである。

このようにロールズとアリストテレスの相違にもみられるように、正義、分配的正義といつても様々な学説、見解があり、十把一絡げには出来ない。そして、政治学や法学においても現在も続いている哲学論争の一つである。本稿で取り上げるフラワーは、ロールズ理論も検討しつつ、市場社会において分配的正義が実現されるために、財務報告はいかにあるべきかを会計学の立場から論じているのである。

### 1.3 会計と正義の関係について

前述のとおり、会計学の立場から正義について論じた会計研究はあまり多くない。現代会計学においては、正義や公正といった抽象的な概念を論じるのではなく、具体的な会計問題から検討しようとする、いわゆる問題指向的アプローチが主流となっている。データに基づいて仮説検定を行う統計的推論（Statistical Inference）による、実証会計学（Positive Accounting）<sup>158</sup>などは、会計における正義云々などといった議論と縁遠いことはいうまでもない。

この点について、國部克彦は「たしかに、何を持って正義あるいは平等とするのかという原理は、会計実践の中からは出てこない。それに対して、現代会計の最も重要な原則である、意思決定への関連性であれば、意思決定へのニーズを特定できれば、その課題に対して適切な会計手続きが定義可能であるし、株価への反応などから事後的に検証することも可能で

---

<sup>156</sup> 神島（2018）41 ページ。

<sup>157</sup> 神島（2018）42 ページ。

<sup>158</sup> 統計的推論に基づく実証会計学の批判的考察として、内野（2015）参照。



ある。しかし、平等という問題は人間存在の根源に関わることであり、会計専門家が関与することはあまりにも難しい課題であることはたしかである<sup>159)</sup>と述べている。

しかし続けて「会計が人間の平等に関わらない実践であれば、それで良いかもしれないが、会計が社会における最も重要な資源である財貨の配分と分配に深く関わる以上、正義の問題を避けて通ることはできないであろう。もし、会計が正義の問題を議論しないのであれば、会計は現代社会における不平等を是認し、さらにはそれを強化することにもつながるといふ批判を論駁するのは難しい<sup>160)</sup>」と論じている。

昨今の会計グローバリズムによる連結会計をベースとした投資家偏重の会計制度に鑑みれば、國部の言うように、会計（会計学）においても正義の問題を避けて通ることは出来ないと思われる。また、前述のとおり会計は利益分配機能を有することからも分配的正義とは無縁ではないのであるが、現在の日本の会計制度においては会社法による分配会計は無くなり、金融商品取引法（以下、金商法）にて規定されている情報会計のみが存在する状況となっている。つまり会社法第 431 条「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」という規定によって、会社法は金融商品取引法会計（以下、金商法会計）に従う構造となったのである。このような構造が果たして妥当なのか。正義の観点から問い直す必要があるのではないだろうか。

さらには成長社会から成熟社会への社会的変化において、環境会計や CSR 会計といった社会関連会計が重要視されるようになってきた。社会関連会計についても正義の観点は不可欠ではなからうか。

このような会計を取り巻く状況に鑑みて、正義の視点から会計について論じる意義はあるといえる。

そこで、イギリスの会計プロフェッションであるフラワーが 2010 年に著した *Accounting and Distributive Justice* の検討を試みたいと思う。

## 2. フラワーの議論について

*Accounting and Distributive Justice* の読解をとおして、フラワーの議論の骨子を確認したい。本書は 8 章構成となっている。

「第 1 章 間違いの典型」では、IASB や FASB による概念フレームワークが間違いの典型であると断じている。何故ならば、生産物の公正、公平な分配よりも経済活動を最優先する新自由主義 (Neo-Liberalism) をベースとしているからである。フラワーはこのような分配を軽視した新自由主義パラダイムを批判し、公正、公平な分配を基調とした代替案を提案することが必要だと述べている。

---

<sup>159)</sup> 國部 (2017a) 151 ページ。

<sup>160)</sup> 同上。

「第2章 分配的正義」では、分配的正義に関する主要な学説について整理、分析を行ったうえで、フラワー自身の立場について述べている。主要な学説としては、人類平等主義 (Egalitarianism)、自由至上主義 (Libertarianism)、マルクス主義 (Marxism)、功利主義 (Utilitarianism)、公正としての正義 (Justice as fairness) の5つが挙げられている。公正としての正義とはロールズのリベラリズムである。このなかでもとりわけ、自由至上主義が新自由主義と同一視できるとし、第1章に引き続いて分配を軽視しているとして批判している。そしてロールズの「正義の二原理」を肯定的に捉えながらも、ロールズの理論にも弱点があると指摘する。それは、ロールズは分配的正義を遂行する役割を担うのは専ら政府をはじめとする公的機関であると解し、個人間の問題とは捉えていない。企業等私的組織、個人間の分配は市場を通して調整されると考える点にある。この点について、ロールズの理論は不十分であるとし、分配的正義の問題は公的領域に止まらず個人的選択の問題であるゆえ、私的組織である企業に関しても分配的正義を追求すべきであると論じている。よって、特定の哲学に全面的に依拠することなく、フラワーは多元主義 (Pluralism) の立場で、正義の問題にアプローチすると述べている。

「第3章 分配的正義のための企業の責任」は、分配的正義を実現するための企業の役割について論じている。第1章、第2章は序章としての位置付けであり、第3章以降が本論といえる。第3章でも自由至上主義とロールズの理論について検討している。自由至上主義は、対等な資源と対等な交渉力を持った個人が集まった社会でしか受け入れられず、現実ではあり得ないとする。ロールズの理論については第2章で述べた弱点について言及し、分配的正義の実現について国家の介入にのみ期待するのでは十分でないとして述べている。したがってフラワーは、自由至上主義やロールズの正義論では、企業の適切な運営には不十分であるとし、その代りに企業の社会契約説を基底としたステークホルダー理論を主張している。

「第4章 分配的正義に対する財務報告の貢献」では、企業が分配的正義を実現するための過程における財務報告書の役割について分析している。財務報告書は企業の財政状態を貸借対照表で、企業の活動状況を損益計算書で提示することに加え、分配的正義の実現についても開示報告することが出来ると述べている。また、企業間の市場の領域のみならず、国家の役割も重要であり、法規制によって、企業の債権者と株主との間の利害調整を行うことにより、正義を促進することができるとする。そして、分配的正義を実現するための財務報告書の役割として具体的に、「報告機能 (The Reporting Function)」「分配機能 (The Distribution Function)」「情報機能 (The Information Function)」の3つを挙げている。これらについては第5章、第6章、第7章において、各々検討する。

「第5章 報告機能」においては、報告機能とは、財務諸表の役割を基本的に過去の事象の報告とする機能である。統合報告等も含むが、過去の事象の報告という限定的なものであり、報告機能だけでは分配的正義の実現を図ることは困難とする。

「第6章 分配機能」では、分配機能は財務諸表上の数値に基づいて納税額や配当額等を

決定し、さらに経営者による従業員への賞与の支給等についても分配的正義の実現として提示する機能である。この分配機能は納税額の算出からも国家の役割が重要となる。それゆえに正義と効率性の角逐が問題になる。この点について、分配機能の会計制度はドイツが最も参考になり、他方イギリスやアメリカの会計制度は市場偏重であり、分配的正義の実現には不十分であると論じる。

「第7章 情報機能」においては、情報機能とは、企業を取り巻く様々なステークホルダーの意思決定に資する情報提供機能である。ここでいう情報機能は不特定多数に対する情報開示であり、IASBやFASBの概念フレームワークにみられる、投資家をはじめとする資本提供者たち(Capital providers)の意思決定のための情報提供とは目的を異にするものである。つまり、企業の富と利益を各々のステークホルダーに公正に分配するための意思決定に資する情報機能こそが、分配的正義の実現に必要なのである。

「第8章 結び」では、正義の実現のために第5章から第7章にかけて論じた3つの会計機能の関係について論じている。具体的には、報告機能だけでは分配的正義の実現に不十分である。報告機能に分配機能が加わることによって、財務諸表の開示が積極的な意味を有するようになる。さらに、情報機能は各々のステークホルダーが分配的正義を実現するための意思決定に役立つ情報機能を要求する。すなわち、報告機能、分配機能、情報機能の3つの機能が連携することによって、フラワーの分配的正義論が具現化されることになる。

以上がフラワーの議論の骨子となる。IFRSによる会計制度の世界標準化が進められる中、日本をはじめ各国の会計制度のあり方を今一度考え直すうえで、フラワーの議論は大いに参考になるといえる。そこで、フラワーの議論を踏まえて「分配的正義と会計」および「マルチステークホルダー・アプローチ型株式会社会計の可能性」という2つの論点について考察し、日本における会計制度の今後のあり方について示唆を得たいと思う。

### 3. 分配的正義と会計

分配会計とは、基本的には利益分配のための会計計算、会計規程のことを指す。この点に関して、ドイツの会計学者であるジンマーマン＝ヴェルナーは、イギリス、アメリカ、カナダ等の英米法型諸国の会計制度は情報指向(Information-oriented)の会計制度であり、フランス、ドイツをはじめとする大陸法型諸国の会計制度は分配指向(Payout-oriented)の会計制度であると論じている<sup>161</sup>。情報指向の会計制度とは、証券取引法(以下、証取法)から要請される投資家のための情報提供を重視する会計制度である。他方、分配志向の会計制度とは、商法・会社法や税法から要請される、株主に対する配当や納税額の算出のための計算を主たる目的とする会計制度である。フラワーの表現を借りれば、情報指向の会計制度は、

---

<sup>161</sup> Zimmermann, Werner (2013) 参照。

IASB や FASB による「新自由主義パラダイム (The paradigm of capitalism in the particular form of neo-liberalism) <sup>162</sup>」であり、分配指向の会計制度は、会計制度の分配機能そのものである。本章では、分配指向の会計制度、分配機能共に分配会計と表することとする。

分配会計は納税の観点(税務会計としての観点)より、企業だけではなく国家(地方自治体も含む)の役割も重要である。国家の定めた税制により、企業は利益に対していかほど課税されるのが問題になるのである。国家と会計制度の関係について、ジンマーマン=ヴェルナーは、会計の主要な目的を分配と利害調整機能に置くのは、社会民主主義的な「制度的福祉国家 (Institutional welfare state) <sup>163</sup>」であるとしている。また本章では詳細は触れないが、公平、公正な税制とは何か等々について、税と正義の関係については活発な議論が展開されていることも付言しておきたい<sup>164</sup>。

またフラワーは「企業に任せていただけでは分配的正義の実現を図ることができない。よって、分配的正義の実現のためには国家による強制力の行使が必要<sup>165</sup>」であると論じている。例えば、大企業の内部留保の有効活用について、各々の企業の自主的な取り組みには期待できないため、その内部留保に対する課税の提案<sup>166</sup>は、分配的正義の実現のための国家による強制力の行使と言えよう。

ところで、日本の会計制度について論じてみたい。日本の会計制度はかつては、ジンマーマン=ヴェルナーの区分でいえば、フランスやドイツ等大陸法型諸国の分配指向の会計制度であった。しかし昨今の IFRS 主導の会計グローバリズムの影響を受け、前述のとおり商法から会社法へ変わったことにより、会社法は独自の利益計算(分配会計)がなくなり、金商法の情報会計のみとなったのである。これにより日本の会計制度は、開示規制と分配規制(配当規制)とが乖離するようになってしまったのである。

このような投資家に対する情報提供を主たる目的とする金商法会計のみで、日本の会計制度は果たして妥当であると言えるだろうか。非公開の中小企業は言うまでもなく、公開会社においても投資家のための情報しか提供しない財務報告書の作成で良いのか。まさにフラワーが批判している、公平、公正な分配よりも経済活動を最優先する新自由主義をベースとした会計制度へと変貌しているのではなかろうか。大陸法型諸国の会計制度は、連結会計と単体会計との分離(連単分離)で対応しているように、グローバル社会においてもなお、分配会計の役割は重要であると思われる。

そこで、開示規制と分配規制(配当規制)との関係についてであるが、小栗崇資が論じて

---

<sup>162</sup> Flower (2010) p.2.

<sup>163</sup> Zimmermann, Werner (2013) p.205. ちなみに、情報指向会計制度の英米法型諸国は「残余的福祉国家 (Residual welfare state)」と表している。

<sup>164</sup> 税と正義について論じている代表的な文献として、伊藤 (2017) 参照。

<sup>165</sup> Flower (2010) p.152.

<sup>166</sup> 小栗 (2020) 参照。

いるように「歴史的には配当（利害調整機能）と開示（情報提供機能）は不即不離のものとして一体であったが、その後の経緯において開示が大きく発展する中で、開示と配当の分裂が生じたのである。形や比重は変わってもやはり会計には依然として利害調整機能と情報提供機能が備わっているものとみるべきであろう<sup>167</sup>」との視点が重要であると思われる。

以上より、分配会計の重要性をあらためて認識したが、ここでいう「分配」とは、先に述べた株主への配当や国家、地方自治体への納税に止まらず、従業員への給与の支給や消費者、地域社会への投資等々、企業を取り巻く多様なステークホルダーを考慮に入れる必要がある。フラワーが唱える情報機能の観点を加えることが重要なのである。続いて、2つ目の論点である「マルチステークホルダー・アプローチ型株式会社会計の可能性」について考察する。

#### 4. マルチステークホルダー・アプローチ型株式会社会計の可能性

マルチステークホルダー・アプローチとは、CSR の展開等において、株主だけでなく労働者、消費者、NPO 等々、多様なステークホルダー（マルチステークホルダー）の視点から考察を試みるものである。EU 諸国内で醸成されてきたのである<sup>168</sup>。フラワーの情報機能は、企業を取り巻く多様なステークホルダーの意思決定に役立つ情報を提供する機能であり、まさにマルチステークホルダーの視点に立った思考といえよう。

しかし、マルチステークホルダー・アプローチにより分配的正義の実現を図ろうとするならば、各々のステークホルダーの意思決定が正義に適ったものにならないという課題が生じる。そこでフラワーは、真実性（Truthfulness）、客観性（Objectivity）、平等性（Equality）、公正な交換（Just exchange）、危害の回避（Prevention of harm）の5つの原則が重要であると論じている<sup>169</sup>。

マルチステークホルダー・アプローチに基づき、分配的正義を実現するための会計制度として、付加価値計算書の再考を提案したい。もともと付加価値計算書と一言で言っても、様々な付加価値会計論が提起されている。青木脩によれば「①「社会的生産」を基底とするいわゆる生産性会計の立場からの付加価値会計論、②企業体理論の立場から企業の社会的責任を重視する付加価値会計論、③企業の管理技術論立場からの付加価値会計論、④社会会計的立場からの付加価値会計論<sup>170</sup>」がある。

本章は付加価値計算書を論じるうえで、①から④を分析し、どの付加価値会計論に依拠す

---

<sup>167</sup> 小栗（2014）259 ページ。

<sup>168</sup> 栗山（2007）参照。

<sup>169</sup> Flower（2010）pp.158－159.このフラワーの議論を分析した論稿として、和田（2016）171 ページ参照。

<sup>170</sup> 青木（1997）35 ページ。

るかを鮮明にするものではない（もっとも分配的正義の観点からは②ないしは④に近いことにはなるが）。現行の株主、投資家の利益計算を主眼とした会計に対して、全てのステークホルダーを対象とした会計、延いては分配的正義を実現するための会計として付加価値計算書を提案することに意義があると考ええる。現行の株主中心会計と付加価値会計の基本的計算構造を示すと、以下のとおりとなる。

図表 9 株主中心会計と付加価値会計

株主中心会計		付加価値会計	
売上高	×××	売上高	×××
売上原価	×××	購入材料・サービス等	×××
売上総利益	×××	付加価値	×××
販売費および一般管理費	×××	従業員等への支払額（給与・報酬）	×××
営業利益	×××	資本提供者への支払額（利息・配当）	×××
営業外収益	×××	政府への支払額（納税額）	×××
営業外費用	×××	企業留保利益	×××
経常利益	×××		
特別利益	×××		
特別損失	×××		
税引前当期純利益	×××		
法人税・住民税および事業税	×××		
当期純利益	×××		

（出所）國部（2017b）81 ページ。

株主中心会計は現行の損益計算書そのものであるが、付加価値会計は、企業によって生み出された付加価値をステークホルダーに如何に分配したかを表示する会計である。

以上、付加価値の算出、分配ということより、損益計算書についての検討が主だと考えられるが、貸借対照表は付加価値会計ではどのように組み替えられるのであろうか。第 6 章においても触れているが、例えば人間資産会計（**Human Assets Accounting**）の観点より、従業員の募集・採用費や教育訓練費等を一括費用計上するのではなく、長期雇用を前提とした繰延資産計上と考えられよう<sup>171</sup>。また、退職金や年金と同様に、年次有給休暇の引当金計

<sup>171</sup> 人間資産会計は、人的資源会計（**Human Resource Accounting**）ともいう。若杉（1979）参照。人的資源に関する会計について、西川（2019）は「人的資源の資産計上に對する貸借対照表の貸方対応額を従業員持分とすれば、恐らく日本では、その金額の貸借

上も一考に値すると思われる。

ところで、付加価値会計、付加価値計算書に対して、「すべての利害関係者を対象とする」と標榜しながらも、実際には労働者への分配を中心とする計算実践であり、その意味で、すべての他者を対象とする「正義の会計」としては不完全なものである<sup>172</sup>との指摘がある。また、フラワーも「付加価値計算書は将来の行動の測定や分配の報告というよりはむしろ、株主と同様に従業員のことも考慮しなければならないということを企業および企業経営者に示すものである<sup>173</sup>」と述べている。

たしかに、付加価値計算書は労働者の権利の拡大に比例して、ヨーロッパや日本等において注目されてきた経緯がある。しかし、付加価値計算書は労働者、従業員のみを第一義的に念頭においた会計報告書に止まらない。例えば、債権者に対する支払利息は勿論のこと、地域社会への寄附金等も付加価値から分配可能であるとして算定できるのである。また環境会計（Environmental Accounting）の視点を取り入れて、地域社会に対する公害対策費等の積立金、引当金計上も検討可能ではなかろうか。つまり、従業員に対する視点だけでなく、すべてのステークホルダーに対する付加価値計算書へと組み替えることができると思われる。

以上より、フラワーが論じる報告機能、分配機能、情報機能の3つの機能が連携し、分配的正義が実現する財務報告書、またマルチステークホルダー・アプローチに基づく会計制度として、さしあたり付加価値計算書が考えられるのではないだろうか。さらに付加価値会計の視点から、計算規定を喪失した日本の会社法会計のあり方を考えることも興味深い論点といえよう。

## 5. 小結

本章では、まずアリストテレスとロールズの議論を引用して、会計と正義の関係について論じた。株主への配当をはじめとして利益分配機能を有する会計制度において、正義と結びつけて論じることは荒唐無稽ではない。むしろ「分配」が重要な要素となっている会計であるがゆえに、会計における正義とは何かを考えることは不可避であると認識することができた。

具体的には、数少ない会計と正義についての論稿であるフラワーの著書を手がかりとし

---

対照表貸方構成比はかなり高くなるであろうから、<<会社は社員（従業員）のもの>>という観念を強化することにもなるだろう。しかし、そうすると、<<会社は株主のもの>>という<<信念>>が揺らぎかねない。したがって、人的資源のオンバランスは、企業の金融的支配を目論む人々や証券売買で儲ける投機家には望ましいことではないだろう」（172-173ページ）と述べている。

<sup>172</sup> 國部（2017b）82 ページ。

<sup>173</sup> Flower（2010）p.80.

て、会計における分配的正義についての議論を深めた。フラワーは「多くの会計学者、会計プロフェッションは株主の利益の最大化こそが企業の責任と考えているため、自身が主張する企業のステークホルダー理論を拒絶する<sup>174</sup>」と述べている。しかし、昨今の成長経済から成熟社会への移行において、フラワーの提唱する分配的正義を実現するための財務報告書、会計制度こそが求められているといえる。

フラワーの議論を踏まえて本章では、分配会計がなくなり情報会計一辺倒となった日本の会計制度を批判的に検討し、分配的正義を実現するための会計制度として、付加価値計算書の再構築を提案した。さしあたりマルチステークホルダー・アプローチに基づいた付加価値計算書の計算構造について検討することこそが、フラワーの言う「革命的な (Revolutionary) <sup>175</sup>」作業と言えるかもしれない。

本章における原理的考察は、あるべき企業とはなにかといった「善き企業」についても考えさせられるものである。この点については企業の社会的責任といった論点にも及んでくるのではなかろうか。また、マルチステークホルダー・アプローチ型株式会社会計の可能性についても検討したが、日本以外の諸外国の株式会社会計制度はどのような状況であろうか。

以上、企業の社会的責任やステークホルダー型株式会社会計についての海外の状況については、SDGs、ESGにも言及しながら第6章でさらに詳しく考察する。

---

<sup>174</sup> Flower (2010) p.183.

<sup>175</sup> Flower (2010) p.176.



## 第6章 ステークホルダー資本主義と株式会社会計

### 1. はじめに

本章では、ステークホルダー資本主義のもとでの、日本の会社法会計のあるべき姿について考察することを目的とする。ステークホルダー資本主義とは、株主、労働者、取引先、消費者、地域社会、政府・地方自治体など企業に対する多様なステークホルダーである、マルチステークホルダーを対象とした資本主義のことをいう。ステークホルダー資本主義は、2015年9月25日に国連で全加盟国の合意によって採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に呼応する形で、欧米諸国において唱導されるようになってきた。すなわち「株主資本主義からの脱却とステークホルダー資本主義への転換はSDGsの中でも示唆されている。SDGsコンパスの多様なステークホルダーに向けた企業経営の要請は、マクロ的な視点でいえばステークホルダー資本主義の提唱を意味している」<sup>176</sup>のである。

ところで、日本の会社法会計に関していえば、IFRSによる会計グローバル化の影響下にある、金商法会計に追随する構造へと変化している。従前の商法会計と異なり、会社法会計は金商法会計の計算規定に従うことによって、独自の計算規定を持たなくなってしまったのである。この点については、2006年施行の会社法第431条がそうした変容をもたらしている。つまり、商法に存在していた会計規定を削除し、分配規定だけを残す結果となったのである。これにより日本の会社法会計において、開示規制と分配規制の分離が生じ、金商法会計を主軸とした投資家重視の会計制度が確立したのである。

このような投資家重視の株主資本主義の会計制度からマルチステークホルダーのための資本主義の会計制度へ転換するためには、会社法会計をいかに改革すべきであろうか。そこで以下、まずは商法会計から会社法会計への変遷について見たうえで、ガバナンス改革の代表事例として、イギリスの会社法改正について取り上げる。そして、日本における議論として、1970年代の商法学者である中村一彦の学説を検討する。ステークホルダー資本主義は欧米諸国において提起されているが、類似の議論がかつて日本の商法学界においてなされていたことは注目に値するといえよう。以上を踏まえたうえで、SDGsやステークホルダー資本主義の理念が具現化された会社法会計とはどのようなものを考察したい。

### 2. 戦後日本における株式会社会計の変遷

戦後日本における商法改正に則して、商法会計から会社法会計へいかに変遷していった

---

<sup>176</sup> 小栗（2021）34 ページ。

のかについて、本章に関わる主な論点について確認しておきたい<sup>177</sup>。

日本の商法は、戦前からドイツ商法の影響のもとに債権者保護のための会計を形成していたが、戦後はアメリカをモデルとした証取法の導入以降、証取法との拮抗関係の中で変化していった。

まず 1950 年商法改正において、アメリカ的な株式制度として資本授權制度と無額面株式制度が採用された。そうした改正は株式会社における資本集中を容易にするものとなった。また第三者割当増資の導入により企業集団の中での株式持ち合いを可能とすることで、いわゆる日本型企業システムの主たる特徴である株式相互持ち合いを形成し、法人資本主義<sup>178</sup>を創出した。

1962 年商法改正では、評価益の計上を排することによって、資産評価における取得原価主義の徹底がなされた。また繰延資産の範囲の拡大が図られ、設立費用、新株発行費用、社債発行差金および建設利息のほか、開業準備費、開発費、試験研究費等が繰延計上できるようになった。さらに引当金の計上に関しても、製品保証引当金、返品調整引当金、修繕引当金等の負債性引当金と利益留保性引当金（特定引当金）の設定が容認された。これらの改正により、財産法的思考から損益法的思考へと大幅な転換がなされるとともに、利益留保性引当金の設定により、減価償却と相俟って、高度成長下の企業の高蓄積構造に伴う自己資本の形成を促進した。

1974 年商法改正では、1969 年の企業会計審議会において公表された「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」にもとづき、商法第 32 条 2 項「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」が設定された<sup>179</sup>。これにより商法独自の斟酌規程を導入することで企業会計原則、証取法に対抗する形で、商法優位の会計が確立したのである。

2001 年商法改正では、従前の商法改正とは流れが変わり商法優位から再び証取法優位へ転換しはじめた。新たに規制緩和、市場原理を核としたアメリカ型の株主資本主義が広まり、商法会計の目的である利害調整機能や債権者保護よりも、投資家の意思決定有用性に資する情報提供機能に重きを置こうとする兆候が見受けられるようになった。主な改正内容と

---

<sup>177</sup> 商法改正に伴う商法・会社法会計の変遷について、金融商品取引法会計（証券取引法会計）との関係性において批判的に考察した論考として、西森（2019）参照。

<sup>178</sup> 株式相互持ち合いとは、かつて同じ財閥に属していた銀行や事業会社がお互いに株式を持ち合うことであり（実質的に財閥の復活）、法人資本主義とは「会社本位」を原理とする資本主義である。詳細は、奥村（1992）、奥村（2001）参照。

<sup>179</sup> 商法第 32 条 2 項の規定が設けられるまでの経緯について、嶋は「商法に「公正なる会計慣行に準拠すべし」とする包括規定を設けるべきであるとする提案は、企業会計審議会の側より、62 年商法改正以前から長年にわたり主張し続けられていた。その主張が、ようやく 74 年の改正において実現することとなったのである。この議論の背景には、公正なる会計慣行＝「企業会計原則」と解されることに対する商法の立場からの懸念があったといわれる。」と述べている。嶋（2007）151 ページ。

しては、自己株式規制の緩和（金庫株の解禁）、法定準備金の規制緩和、株式単位の自由化が挙げられる。こうした中で成長経済に終止符が打たれたことに伴い、株式相互持合い、法人資本主義が瓦解していった。

2002年商法改正は、さらに一層アメリカ法制度の影響を受けることとなった。まず資産評価規定等の会計規制の法務省令への委任により、商法上は会社の計算規定について一般的规定を置くのみになった。よって配当限度額や中間配当の算定についても省令委任となった。また連結計算書類の商法への導入も行われた。これにより従来の商法の開示規制が変容し、情報提供を目的とする証取法となんら変わらなくなってしまった。したがって2002年改正により会計制度に関して、商法会計から証取法会計への決定的なシフトがなされたのである。

2005年に商法が改正され、会社法が成立し、翌年の2006年に施行された。新しく制定された会社法は「競争力を高める会社法、IT革命に対応した会社法、証券市場の変化に対応した会社法」<sup>180</sup>と特徴づけられているように、金商法会計優位の英米型会計の影響が濃厚なものとなった。会社法の主な内容としては、資本額の改正、最低資本金制度の廃止、法定準備金の積み立て規制、剰余金の配当等、資本の部から純資産の部への変更等である。こうした改正にはIFRSの影響を受けた、自己責任・規制緩和の思想が通底している。

以上が戦後日本における株式会社会計の主な変遷である。商法会計優位から金商法会計優位の会計制度への変化に伴い、開示規制と分配規制の乖離が生じた。つまり前述の通り、会社法は株主に対する利益分配についての法的規制（分配規制）のみを残し、独自の会計規定（開示規制）を持たなくなってしまったのである。そして利害調整機能から情報開示機能へ、つまり債権者保護から投資家保護へと比重が変わっていったのである。

それならばふたたび投資家保護から債権者保護へと元に戻せばよいのではないかといえ、そのような単純な話とはならない。かつての株式相互持合い、法人資本主義は「メイン・バンク制を中心とする企業資本調達と債権者保護に基づく商法会計に主導」<sup>181</sup>される存在であった。商法の債権者保護は「日本企業の内部留保・資本蓄積の促進に大きく貢献した」<sup>182</sup>のである。過大な減価償却や引当金計上によって企業の現実の利益を明らかにしているとは言い難い、いわゆる公表会計制度<sup>183</sup>は、商法に会計規定を有してはいたが、一部大企業のための会計制度であり、本章が論じるところのステークホルダー資本主義における会計制度とは全く相容れるものではない。

それでは、法人資本主義の会計制度でも株主資本主義の会計制度でもない、多様なステークホルダーの利益を考慮したSDGs時代にふさわしい新たな会計制度とはどのようなもの

---

180 神田（2015）225 ページ。

181 嶋（2007）244 ページ。

182 同上。

183 公表会計制度については、宮上（1965）参照。

なのだろうか。続いて、2006 年会社法改正はじめとするイギリスの動向について取り上げてみたい。

### 3. イギリスにおけるステークホルダー型資本主義と株式会社会計制度の動向

2006 年に改正されたイギリス会社法の主な特徴は、従来判例法（コモン・ロー規則またはエクイティ原則）として形成されていた取締役の一般義務が、制定法として規定されるようになったことにある。具体的にはイギリス会社法 172 条に明記された。「172 条は、企業の責任ある行動に対する厳しい批判の高まりを背景として、政府主導で会社法に追加されたものである」<sup>184</sup>。以下、172 条 1 項の概要をみってみる<sup>185</sup>。

#### 172 条 会社の成功を促進すべき義務 (Duty to promote the success of the company)

(1) 会社の取締役は、当該会社の社員全体の利益のために当該会社の成功 (success) を促進する可能性が最も大きいであろうと誠実に考えるところに従って行為しなければならず、且つ、そのように行為するに当たり（特に）次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (a) 一切の意思決定により長期的に生じる可能性のある結果 (the likely consequences of any decision in the long term)
- (b) 当該会社の従業員の利益
- (c) 供給業者、顧客その他の者と当該会社との事実上の関係 (business relationships) の発展を促す必要性
- (d) 当該会社の事業 (operations) のもたらす地域社会 (the community) および環境への影響
- (e) 当該会社とその事業活動 (business conduct) の水準の高さに係る評判を維持することの有用性 (desirability)
- (f) 当該会社の社員相互間の取扱いにおいて公正に行為する必要性

以上の規定は、「当該会社の社員全体の利益」、すなわち株主全体の利益を取締役は判断しなければならないといているが、従業員や供給業者、顧客、地域社会、環境等を考慮しなければならないと付言しており、インクルーシブ(包含)・アプローチ (Inclusive Approach)

<sup>184</sup> 林 (2020) 51 ページ。

<sup>185</sup> 以下のイギリス会社法 172 条 1 項の邦訳は、中村信男・田中庸介「イギリス 2006 年会社法 (2)」『比較法学』41 卷 3 号、2008 年、203 ページに基づいている。

に基づくものである。

インクルーシブ・アプローチは啓蒙的株主価値（Enlightened Shareholder Value）とも呼ばれ、取締役は株主の利益を第一義的に考えるべきであるが、さらに株主価値を向上させるために、従業員やその他ステークホルダーの広範な利益を考慮する義務があるという考え方である。

これに対して、プルーラリスト（多元的）・アプローチ（Pluralist Approach）がある。プルーラリスト・アプローチとは、株主と株主以外とのステークホルダーの利益を同等とみなし、利益が衝突した場合には、株主以外のステークホルダーの利益を優先させることもありうるという考え方である。インクルーシブ・アプローチとプルーラリスト・アプローチとの違いは、株主を主とするか、同等と扱うかにある。

ステークホルダー資本主義の観点から会社法のあり方を考える場合、インクルーシブ・アプローチよりはプルーラリスト・アプローチの方がより望ましい。もっともイギリスにおける最新の情勢として、EU 離脱国民投票（ブレクジット）後、一般国民、労働者の利益を顧慮するようになり、ステークホルダー重視の考えが強まっている。例えば、キャメロン首相の後任として選出されたメイ首相は、保守党党首選挙において「少数の特権階級のための政治ではなく、普通の労働者階級のための政治を目指す」と主張した<sup>186</sup>。そして当初は労働者の代表を取締役に加えるべきだと訴えた。また 2017 年にイギリス政府によって出された報告書の中で「取締役が株主以外のステークホルダーの利益や、意思決定の長期的な結果を考慮する（取締役の）義務を真剣に考えるようにするために、より有効な施策をとるべきであること、これは、強力な施行により支持された、明瞭かつ正確な報告義務を課することによって最もよく達成できると考えられること、などを指摘している。そのうえで、172 条義務の履行状況が記述的に報告されるようにすべきことを求めた」<sup>187</sup>のである。これを受けて、2018 年にはコーポレートガバナンス・コードの 4 度目の改訂が行われ、ステークホルダーである従業員の意見が経営に反映される仕組みが導入されることになった。そのための具体策として、以下の 3 つの手法が提示されている<sup>188</sup>。

#### ①従業員代表の取締役への受け入れ

従業員を代表して選任された「従業員取締役」を通じて、従業員の視点を経営に反映

#### ②従業員に諮問する正式な会議の設置

労働組合とは別に、従業員から直接意見や助言を求める正式の場を設けて経営に反映

#### ③従業員との対話を担当する非業務執行取締役の配置

「従業員担当取締役」を設け労働組合、従業員との対話を通じてその声を経営に反映

---

<sup>186</sup> 林（2020）52 ページ。

<sup>187</sup> 林（2020）53 ページ。

<sup>188</sup> 小栗（2023）134 ページ。

以上の3つのうち1つ以上を選択し実施することが上場会社に義務付けられ、2019年より実施状況を会社の事業報告書で開示することが義務化されるようになっている。

たしかに、プルーラリスト・アプローチではなく、依然としてインクルーシブ・アプローチを採用しているイギリス会社法は、現段階では「ステークホルダー資本主義」ではなく「ステークホルダー型資本主義」と評価しうる。しかしそうは言っても、インクルーシブ・アプローチの徹底を求める動きは、ステークホルダー資本主義への漸進的な事象といえよう<sup>189</sup>。従前からの株主に対する忠実義務 (fiduciary duties) に加え、株主資本主義に対する批判的世論の高まりが後押ししていると思われる。とりわけ、イギリス会社法 172 条の改正を求める「ベター・ビジネス・アクト (より良い企業法)」の運動は注目に値する<sup>190</sup>。同じく 2006 年に施行された日本の会社法を取り巻く状況とは、対蹠的であるといえよう。

#### 4. 企業の社会的責任と株式会社会計－日本における議論－

商法学者である中村一彦は、富山大学、新潟大学で教鞭をとった経験上、公害問題に関心を有し、法学の立場から企業の社会的責任について論じた秀逸な業績を残している。本章では、数多くの中村の業績の中から『企業の社会的責任－法学的考察』(同文館、1977年)を参考に、ステークホルダー資本主義との関係における中村学説の現代的意義について検討したい。

中村は商法について「企業の、企業による、企業のための法」<sup>191</sup>と解すべきではない。「商法も対象である企業、とくに大企業による市場支配が確立し、企業と一般株主、企業と労働者、企業と消費者、企業と地域住民、大企業と中小企業、支配企業と従属企業、元請企業と下請け企業などの間に相互交換可能性が失われている現代の資本主義体制のもとでは、法

---

<sup>189</sup> ちなみに、イギリス会社法 172 条に対しては「ステークホルダーの利益を考慮せねばならないと規定しているが、その内実は、従来の株主優位を重視し、その限りで株主の利益に貢献するならばステークホルダーの利益を考慮するというものとなっていることが重視されねばならない。よって、洗練された株主価値原理アプローチを用いて、株主優位の原理からの一定の乖離を行っているが、それは極めて消極的で、限定的なものであると判断することが妥当である」(豊島 (2014) 42 ページ) との問題点も指摘されている。

<sup>190</sup> ベター・ビジネス・アクトは、イギリス会社法 172 条改正において、以下の4つの原則を導入すべきとしている (小栗 (2023) 134-135 ページ)。

「株主の利益は社会や環境を良くすることに沿うものでなければならない」

「取締役はすべてのステークホルダーの利害を尊重しなければならない」

「ステークホルダーに便益をもたらすことがすべての会社に義務づけられねばならない」

「会社は社会と環境、利益のバランスを図っていることを情報開示しなければならない」

<sup>191</sup> 中村 (1977) 76 ページ。

律は「資本の、資本による、資本のための企業」に対して、企業の社会的責任の視点からその要求を制限し、制約するための、サンクション概念でなければならない<sup>192</sup>と論じている。

また、ステークホルダーによる「企業参加」についても言及がなされている。この点について中村は「労働者や消費者、地域住民の企業参加を、企業権力の恣意性に対する企業外部からのサンクション・システムと考えるか、統一的組織体である企業内部の構成員としての当然の参加と考えるか、なお慎重に検討する必要がある。筆者は、現段階では後者の考え方に疑問をもつが、それはともかく、社会的責任と機能を備えた新しい「企業」概念の設定が今後の緊急課題と言うべきである<sup>193</sup>と考察している。経済民主主義のあり方、マルチステークホルダー・アプローチからの会社法（会社法会計）の改革のあり方について問い直すうえにおいても、この論点は今日的意義を有している。

商法と会計学の論点について、中村は計算書類の確定や利益処分の決定権を取締役に移すことを批判している。そのうえで、取締役会に対する従業員・株主・消費者などから構成される監視機構の実現を提案するとともに、企業の社会的責任の視点からの「営業報告書」の充実を提起している。例えば、公害防止に関する設備投資などに対する支出のほか、公害の内容、処理状況、寄附総額のほか、重要な寄贈の内容、相手方および金額などまで具体的に示すべきとする。つまり、商法の目的は債権者保護のための配当可能利益の計算だけでは不十分である。一般投資家のみならず、社会一般に対する企業内容の公開という方向へ拡大して、商法改正の問題を検討すべきと説く。

最後に中村は、「責任ある企業社会」<sup>194</sup>の到来のためには、5つの企業責任が求められるとする。具体的には、①株主に対する責任、②債権者に対する責任、③従業員（労働者）に対する責任、④地域住民に対する責任、⑤消費者に対する責任である。この5つの企業責任に関して、株主に対する責任が主といった優劣ではなく、同等に捉えている。

以上、ステークホルダー資本主義における会社法制度のあり方について考察した。このほかに、ステークホルダー資本主義に関連して、労働者の経営参加を明記したドイツの共同決定法がある<sup>195</sup>。またアメリカでは、民主党のエリザベス・ウォーレン上院議員が、企業の取締役の40パーセント以上は従業員による選挙にて選出等を定めた「責任ある資本主義法（Accountable Capitalism Act）」を法案として議会に提出した<sup>196</sup>。これらについてもステ

---

<sup>192</sup> 中村（1977）76 ページ。

<sup>193</sup> 中村（1977）82 ページ。

<sup>194</sup> 中村（1977）281 ページ。

<sup>195</sup> 会社法学者である高橋英治は「従属会社の少数派株主・債権者保護のための「企業結合法」、労働者と資本家の共存を目指す「共同決定法」や「経営判断原則の立法化」の経験など、これからの日本法の発展のために生かすことのできるドイツ法の分野はなお多い」（高橋（2018）406 ページ）と述べている。

<sup>196</sup> 2018年に提出されたが、否決された。しかし「法案の背景にあるベネフィット・コーポレーションの制度は、既に34の州で法制化されており、ウォーレンの対峙する共和党に所属する知事の州においても、これらの法制度化は進んでおり、州レベルの法案は、

ークホルダー資本主義を考察するうえで重要な論点であるゆえ、詳細の検討は今後の研究課題としたい。それでは、ステークホルダーのための資本主義に相応しい会社法会計制度とはどのような内容であろうか。続いて検討する。

## 5. 株式会社会計の改革試論

### 5.1 マルチステークホルダーのための分配会計

マルチステークホルダーのための分配会計を構築するには、付加価値計算書を導入し、貸借対照表の構造を改革することが求められる。

まず、会社のステークホルダーとして、株主の他に従業員、消費者、地域社会、自然環境等をガバナンスと経営責任の対象とすべきことを規定しなければならない。その上で、それらのステークホルダーに対応した新たな付加価値計算書を会社法に導入し、分配会計の役割を明確にした会計規定を再構築しなければならない。

損益計算書は企業の活動を利益創出の側面から示す役割をもっているので、これまで通りに維持することが妥当である。しかし損益計算書は株主、債権者には有用であるが、その他のステークホルダーに対する分配を示すことができないので、付加価値計算書が必要となる。付加価値計算書は損益計算書に代わるものではなく、2つの計算書が一体となって企業の価値創出と分配を表すことが求められる。

新たな付加価値計算書については第5章の図表9のほかに、さらにマルチステークホルダーを意識した図表10のような計算書を会社法会計に導入すべきと考える。

---

全体で88パーセントの支持を取り付けた」(奥平、2020、15ページ)ことは留意すべきである。



図表 10 新たな付加価値計算書

売上高	×××
購入原材料・サービス等	×××
減価償却費	×××
付加価値	×××
従業員への分配（給与・報酬）	×××
株主への分配（配当）	×××
債権者（借入資本）への分配（利息）	×××
地域社会への分配（寄付・投資）	×××
自然環境への分配（環境保全費用・投資）	×××
知的・人的資源への分配（研究開発費・教育訓練費）	×××
政府・自治体への分配（税金）	×××
その他の費用・損失	×××
企業への分配（留保利益）	×××

（出所）小栗（2023）166 ページを加筆修正。

また付加価値計算書には、付属明細書として製造原価明細書や総原価明細書を加えることも必要である。「中小企業要領」でもそうした提案がされている。近年、有価証券報告書における単体会計情報の簡素化の中で製造原価明細書が削除されたことへの対応としても必要な措置である。したがって、以下のように、3つの計算書をワンセットにして開示することが会社法会計改革の重要なポイントとなる。

損益計算書（会社によっては、その他包括利益計算書が加わる）

付加価値計算書

総原価明細書（製造原価明細書）

総原価明細書は、製造原価報告書を発展させた内容となっている。つまり製造原価報告書は原価の形態別分類にしたがい、材料費、労務費、経費を計上するが、製品との関連に応じて直接費か間接費かを区分せず、さらには原価の内訳を詳らかに示さないという課題があった。それに対して総原価明細書は「製品の生産・販売、サービスの提供に係る原価情報を新たな付加価値計算書に計上される項目と合致するような公開を目指す」<sup>197</sup>ものである。

<sup>197</sup> 高野（2022）137 ページ。なお総原価明細書の例については、高野（2023）138 - 139 ページ参照。

また会社法は前述の通り 2006 年の制定以降、企業集団情報の開示を求めるようになり、連結計算書類の作成について、有価証券報告書を提出する上場企業・大企業には義務付けるに至っている。そうした点をふまえれば、単体の計算書類と併せて連結計算書類にも連結付加価値計算書や連結総原価明細書を導入することを求めるべきである。金商法会計における連結財務諸表との関係をどのように調整するか、単体と連結の依拠する基準や評価規程など連単分離の問題を含めてどのようにするかなどはさらなる検討が必要である。

次に貸借対照表の改革についてであるが、新たな貸借対照表の例は図表 11 のようになる。

図表 11 新たな貸借対照表

<p>&lt;資産&gt;</p> <p>I 流動資産</p> <p>  売上債権</p> <p>  棚卸資産</p> <p>II 固定資産</p> <p>  有形固定資産</p> <p>    機械装置等</p> <p>  地域社会・自然環境資産</p> <p>    環境保全設備等</p> <p>  無形固定資産</p> <p>    研究開発資産</p> <p>    のれん</p> <p>III 投資その他の資産</p> <p>  投資有価証券（グリーン投資等）</p>	<p>&lt;負債&gt;</p> <p>I 流動負債</p> <p>  仕入債務</p> <p>  引当金</p> <p>II 固定負債</p> <p>  退職給付引当金</p>
	<p>&lt;純資産&gt;</p> <p>I 株主資本</p> <p>  資本金</p> <p>  資本剰余金</p> <p>  自己株式</p> <p>II 会社資本</p> <p>  利益剰余金</p> <p>III 評価・換算差額等</p> <p>IV 新株予約権</p>

（出所）小栗・陣内（2022）95 ページを元に筆者作成。

以上について特に、利益分配について検討が重要となる。この点について「利益剰余金」を現在の「株主資本」の中に区分するのではなく、新たに「会社資本」という区分を設け、そこに「利益剰余金」を配置すべきであると考え。これは株主を含むステークホルダーに付加価値を分配したうえで生じる利益留保分を、株主の持分とせずに会社を含むステークホルダー全体の持分とすべきと考えるからである。アンソニー (R. N. Anthony) のいう企業主体持分<sup>198</sup>とほぼ共通しているが、会社（企業主体）はステークホルダーのために経営され

<sup>198</sup> Anthony (1984) 参照。

るべきという考え方に立てば、会社持分はステークホルダーのものを見なければならない。

ところで、貸借対照表において会社資本の設定を行うことになれば当然であるが、株資本等変動計算書は、名称を「資本等変動計算書」へ変更するのが適当であろう。

貸借対照表（会社資本に利益剰余金を区分）

資本等変動計算書（会社資本の欄を設け、利益剰余金の変動を記載）

その場合、現在の「剰余金の分配」についての規定はかなりの変更が必要となる。現在のような「剰余金の分配」が規制緩和的な株主中心の分配となっている状態を変えていかなければならない。やはり分配の基本は「利益の分配」であると考えられる。付加価値計算書では付加価値の分配が示されるが、そのベースは収益費用であり利益の分配の変形でもある。剰余金の分配部分への規程に制約を設けることが考えられる。

会社法が分配会計として機能するには、評価規定についても確立する必要がある。分配会計においては取得原価主義を基本とすべきである。その意味で、中小企業会計要領のように「企業会計原則」を会社法や会社計算規則に取り込んで会計規定の基本に置くことも一案である<sup>199</sup>。そこには、金融商品等の時価評価も一部組み込むことも必要であり、どのようなハイブリッド型の財務諸表が可能かについても検討することが課題となる。金商法会計と会社法会計との調整も重要な課題となる。IFRSを受容する金商法会計から様々な新たな会計基準が提起されるが、会社法会計は分配の観点から柔軟に対応していくことが必要となる。

## 5.2 企業集団情報の開示

会社法は、前述のように企業集団情報の開示を求めており、連結計算書類の作成とともに、事業報告においても連結ベースでの会社の現況の開示を求めるに至っている。上場企業・大企業においては金商法における有価証券報告書との一体化が図られつつあり、企業集団情報である連結情報の開示について金商法会計の主導で進んでいる。

企業集団情報の開示が拡大する一方で、必ずしも十分でないのは子会社情報である。会社法において企業集団情報開示を検討するとすれば、子会社情報の充実であろう。国内、国外、事業別の子会社の情報をまとめた財務諸表を開示することが有用ではないか。現状では主要子会社については出資比率と主要な事業内容が事業報告に揭示されるのみであるが、主要子会社については財務諸表を開示すべきである。とりわけ持株会社の場合は主要子会社の財務諸表が不可欠であろう。その他の子会社については、資産、負債、資本、収益、費用、

---

<sup>199</sup> この点に関連する論点は、第7章にて論じられている。

利益、法人税等について一覧表形式で開示することを提案したい。そうした子会社情報は、連結とは異なった視点から企業グループ情報の有用な提供となる。

特に国外の子会社情報について見れば、そこでの法人諸税を明らかにさせることが重要なポイントとなる。OECD 報告「税源浸食と利益移転」(BEPS)では、企業に各国別の租税支払や移転価格税についての報告を求めており、すでに日本の国税庁も含めて各国では制度化している<sup>200</sup>。日本では、前事業年度の連結総収入額が1,000億円以上の多国籍企業グループは「国別報告事項(CbCレポート)」を課税当局に提出する必要がある。国別報告事項とは、多国籍企業が事業を行っている国または地域ごとの収入、利益、納税の金額等のことをいう。NGO タックス・ジャスティスが要求しているように、それを租税当局への内部文書に止めず社会に公開させることが大きな課題となる。それによって、タックス・ヘイブンの租税回避の実態を開示させることができれば、大きな前進となる。会社法が分配会計であるとすれば、そうした税務情報は分配をめぐる重要な情報となるであろう。

### 5.3 ESG 情報の開示

ESG 情報についても会社法における開示が検討されなければならない。ESG 情報開示は金商法のレベルで国際的に取り組まれ、ESG 情報開示の基準設定が国際的に進むと考えられる。ESG 情報開示を牽引するのは金商法の側の改革であるが、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)に対する会社の責任をどう明らかにするかはすでに論じてきたように会社法の改革の課題でもある。その意味で、ESG 情報開示は会社法、金商法がともに進めるべきテーマであるといわねばならない。今後、ESG 情報開示の義務化が進んだ場合、上場会社・金商法大会社については金商法における開示基準に従った報告を会社法においても適用するのが良いのではないか。そうした段階になれば、会社法の事業報告および計算書類に金商法で作成が要請される ESG 情報を取り込むことが考えられる。

問題となるのは、金商法の対象とならない中小企業である。中小企業に対しても金商法の ESG 開示基準を参考にした ESG 情報の開示を求めることが重要となる。その際は、中小企業の負担を考慮した簡易基準が検討されるべきであろう。会社法と金商法との関係の中で適切な ESG 情報の開示について制度化を図ることが今後の検討課題となるといわねばならない。

---

<sup>200</sup> OECD は 2015 年に報告書「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting)を公表し、2019 年 1 月から加盟国に報告書の全面実施を求めている。報告書は、多国籍企業の税逃れに対応するための抜本的改革を提案しており、その実施には各国での広範な税制改革が必要となる。それらが実現すれば、税制面からの会社の改革が進むことになる。

## 6. 小結

以上本章において、ステークホルダー資本主義における会社法会計のあるべき姿について検討した。もっともステークホルダー資本主義における会計制度についても課題が全くないわけではない。かつての経済民主主義論に対する批判<sup>201</sup>には留意する必要がある。ただし、格差と貧困をもたらすグローバリゼーションを見直し、株主資本主義からの脱却を実現するための、会計制度のオルタナティブとして意義を見出すことができるのではなかろうか。付加価値計算書については、社会的企業の会計制度として位置づけようとする見解もある。<sup>202</sup>金商法会計一辺倒から会社法会計の復権を図ることにより、マルチステークホルダーに配慮した、SDGs、ESG の理念が具現化した会計制度の構築が可能となるであろう。図表 12 は、今後の資本主義のステークホルダー志向における、会計制度としての会計のゆくえを示したものである<sup>203</sup>。株式会社においては、資本主義の転換の中で、投資家重視や株主利潤極大化を主目的とした経営から、マルチステークホルダー・アプローチに基づく経営へと変わる。それは、会社法や金商法などの改正をもたらし、会計制度の変化となって現われる。前述の ESG 情報開示のように、証券市場の性格も変化していくことになる。市民社会の要請が投資家の意思決定に反映されるようになるだろう。図表 12 は、上記のような変化を通して、市民社会が証券市場、国家・権力をコントロールする様子を素描している。

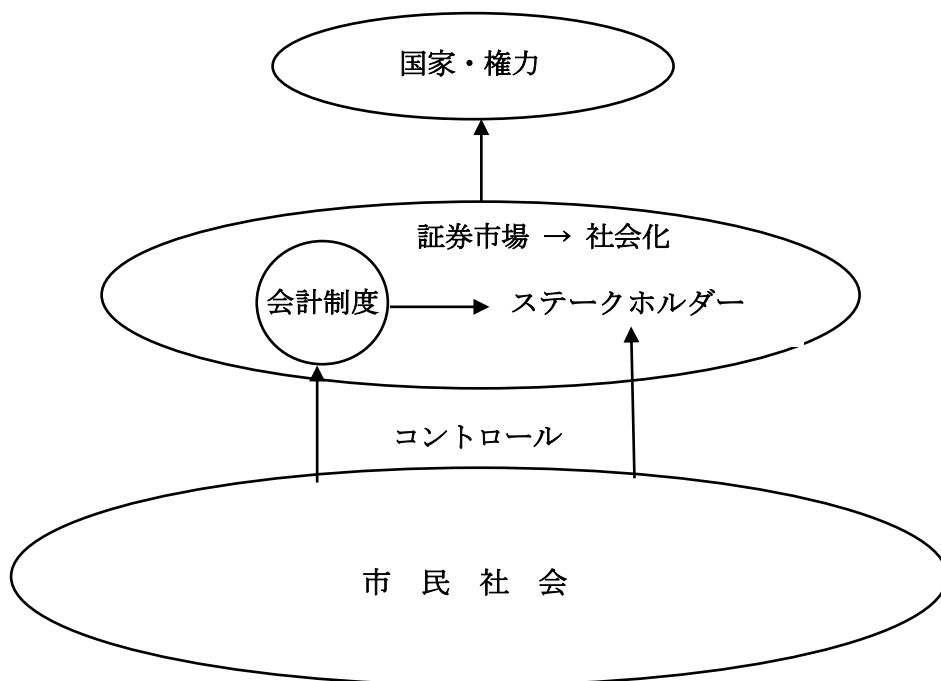
---

<sup>201</sup> たとえば「合理化攻撃の中で、労働組合改良主義化に拍車をかけ、その理論的粉飾をほどこしたのが、「経済民主主義」の主張であった」との批判がある。諫山（1962）52 ページ。

<sup>202</sup> 大原（2013）参照。

<sup>203</sup> 小栗（2022）19—22 ページ。

図表 12 資本主義の転換と会計制度



(出所) 小栗・陣内(2022)19 ページを加筆修正。

次の第7章では、本章における議論も踏まえて、中小企業会計に焦点を当てて考察する。

## 第7章 株式会社会計の再構築と中小企業会計

### 1. 中小企業会計の歴史

本章では、日本の会社法会計と中小企業会計との関係について、すなわち会社法が独自の会計規定を持つに際して、現行の中小企業会計基準を取り込むことができるか否かについて考察する。日本における中小企業会計の歴史を振り返ってみれば、1949年の「中小企業簿記要領」および1953年の「中小会社経営簿記要領」が原点といえる。

「中小企業簿記要領」は、経済安定本部企業会計制度対策調査会が公表したものであり「第1原則「正規の簿記の原則」・第2原則「真実性の原則」・第3原則「明瞭性の原則」・第4原則「事業会計・家計区分の原則」・第5原則「継続性の原則」・第6原則「収支の評価の原則・発生原則」・第7原則「記帳の能率化・負担軽減の原則」<sup>204</sup>が規定されていた。7つの原則が定められているのは「企業会計原則」と同様であるといえよう。

「中小会社経営簿記要領」は、中小企業庁が公表した。同要領の目的として「①経理業務の充実、②経営の改善、③合理化や賃金の借入に必要な体制の整備、④申告納税への利用」<sup>205</sup>が示されていた。

以上の2つの要領の趣旨を受け継いで、現在「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」）と「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」）の2つの会計ルールが併存している。このように中小企業を対象とした会計ルールが2つ存在しているということは、日本の経済、社会において中小企業の存在意義が大きいといえる。そこでまず議論の前提として、日本経済における中小企業の重要性について触れておきたい。

### 2. 日本経済における中小企業の重要性

そもそも中小企業とはなにかについて、企業の分類に基づいて整理しておく。まず企業は「個人」と「法人」に大きく分けられる。前者は、会社という組織形態をとっていない個人商店や、誰かに雇われるという働き方をしていないフリーランスをさし、後者はさらに「公法人」と「私法人」に区分される。「公法人」とは、公社、公庫、公団、公共組合など、特定の行政上の目的を実施するために設立された法人であり、「私法人」はさらに細かく「営利法人」と「非営利法人」に分類することができる。「営利法人」は、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社などが該当する。「非営利法人」は、学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、NPO法人などがある。

---

<sup>204</sup> 坂本（2011）519ページ。

<sup>205</sup> 同上。

一般的に企業といえば、営利法人をさすことが多く、とりわけ株式会社を中心である。その株式会社であるが「株式」の扱いによって、区分することができる。全ての株式を売買することが制限されている会社を「未公開会社」、全ての株式、あるいは一部の株式を自由に売買することが可能な会社を「公開会社」、株式を市場に上場している会社を「上場会社」、株式を市場に上場していない会社を「非上場会社」という。大企業の多くは、公開会社であり上場会社である。

中小企業基本法によれば、従業員数を基準として中小企業に該当するか否かを判断した場合、製造業では従業員 300 人以下、卸売業やサービス業では従業員 100 人以下、小売業では 50 人以下が中小企業であるとされる。日本国内の企業のうち中小企業数は 99.7%であり、中小企業なくして日本経済を語るができない状況である。また中小企業は多くの雇用の受け皿となっており、日本の労働者のおよそ 70%が中小企業で働いているのである。

さらに『2023 年版中小企業白書・小規模企業白書概要』によれば、革新的なイノベーションに取り組むことによって競合との差別化を図ることができている中小企業が、調査対象のうちの 58.2%、国内や海外への販路拡大につなげることができている企業は 49.5%という結果になっている<sup>206</sup>。また地域における経済、社会の成長の一環として「地方の中堅・中核企業は雇用などの面で地方経済の中心的役割を担い、こうした企業において持続的に高い利益を生み出し、若者・女性が活躍できる雇用を創出することは重要」<sup>207</sup>であると、中小企業庁では位置付けられている。

また地方都市を拠点とする企業の多くは中小企業であることにも留意すべき点である。しかしながら 2022 年度予算に見る中小企業対策費は 1、713 億円にすぎず、大規模開発に費やされる公共投資は 6 兆 575 億円であり、中小企業対策よりもはるかに多額である。熊谷重勝は「地方企業のほとんどが中小企業であり、労働者の多くが中小企業で働いている。その労働者の賃金（所得）は、県市民税などをつうじて自治体の財政（歳入）をささえている。一方、地方経済をどんな社会に向けていくかは自治体の予算（歳出）として設計されよう。しかし企業誘致とか巨大ショッピングモール建設のすすめ方をみても、それにかかわる道路行政などは大企業優先であった」<sup>208</sup>と述べている。

このように、中小企業は国内経済、地域経済において欠かすことのできない存在である。中小企業は日本経済の屋台骨といっても過言ではない<sup>209</sup>。そこで、中小企業の経済活動が円

---

<sup>206</sup> 中小企業庁（2023）16 ページ。

<sup>207</sup> 中小企業庁（2023）21 ページ。

<sup>208</sup> 熊谷（2022）29 ページ。

<sup>209</sup> たとえば新潟県内の地方企業 3 社について分析したものとして西森（2023）参照。前稿から 3 社の特徴と取り組みを摘記すると以下のとおりである。

塩沢信用組合は創業 80 年の信用組合である。1953 年 3 月 5 日設立、同年 4 月 1 日営業開始（創業）である。1967 年の出張所開設を皮切りに現在、南魚沼市の本部・本店のほか新潟県内に 4 つの支店を有する。さらに 2023 年には県外にも支店を出店予定である。



塩沢信用組合の取り組みで注目すべき点は「経営の基本方針」にある。出資者である組合員を代表する「総代」を、年齢や性別に関して、組合員全体の構成比と総代の構成比をほぼ同一にして、総代の意見と組合員の総意がイコールになるようにしている。性別構成比について、総代、組合員それぞれみると、総代は男性 65.8 パーセント、女性 34.2 パーセントに対して、組合員は男性 63.9 パーセント、女性 36.1 パーセントであり、ほぼ同一であるといえよう。これは、県内はもちろんのこと国内の協同組織金融機関において初となる取り組みである。

一正蒲鉾は、創業から 60 年近くの食品メーカーである。本社は新潟市内にある。事業内容は、水産練製品・惣菜の製造販売、きのこ類の生産販売である。本社のほかに 11 事業所、7 工場、2 つの関連会社を有している。

一正蒲鉾の注目すべき点は、SDGs の取り組みである。同社の SDGs の取り組みについて「サステナビリティレポート 2021」から具体的にみる。まず、2021 年 7 月に「ESG 経営宣言」を制定し、第二次中長期経営計画のベースとしていることが重要な点である。「ESG 経営宣言」の内容は下記の通りである。

- ・「人と組織を大切にします」
- ・「食の安全・安心と新たな価値をお届けします」
- ・「「海の命」「山の命」を守り、自然の「恵み」を大切に活用します」
- ・「地球温暖化防止に向けた取組みを進めます」
- ・「すべてのステークホルダーの皆さまとの協働を重視した経営を行います」
- ・「透明性の高い健全経営を行います」

以上の「ESG 経営宣言」に基づき「マテリアリティ（重点課題）」が定められている。具体的には「人財の育成」「食の安全・安心 新たな価値の提供」「環境マネジメント強化」「海洋資源を含めた生物資源の有効活用」「社外との協力」となる。そしてマテリアリティに対する取組みを実施し、前期との比較で達成状況を確認している。2022 年 6 月期は「環境：二酸化炭素排出量 4.8 パーセント減」「人財：教育・研修費用 0.5 パーセント減」「人財：女性管理職比率 1.7 パーセント増」「人財：有給休暇取得率 9.1 パーセント減」などと、非財務情報として示されている。

同社は、投資家に対してだけでなく、地域社会における消費者・生活者の価値観、購買行動の大きな変化も見据えて、SDGs に取り組んでいる。

新潟交通は創業 80 年、本社は新潟市にある。関連会社としてバス会社、不動産会社、観光事業会社などを有することにより、事業内容は運輸事業を中心に、不動産事業、旅館事業、旅行事業等々となっている。

事業内容別にみると、運輸事業は修学旅行等、学校関連の需要の回復により前期比増収となったものの、先ほど触れたように依然としてコロナ禍の影響を受けており、コロナ前の売上までには戻っていない。不動産事業は、万代シテイのリニューアル工事の完了、行動制限の緩和に伴う客の増加により、テナント料収入、駐車場収入ともに増収となった。旅行事業、旅館事業等は、コロナ禍の影響を引き続き受けており、コロナ前の水準には回復していない。本業のもうけである営業利益は 6、600 万円のマイナスであり、二期連続の赤字となった。

以上のような厳しい経営状況が続いている同社であるが、他の企業と異なる点は、企業 PR にもなっているとおり、公共性の高いサービスを提供している点にある。つまり地域の交通を支えているという、公共性を有した企業なのである。赤字だからバス路線を縮小するようなことを安易に実施すれば、バスを利用して生活している市民にとっては死活問題であろう。

また関連情報として 2022 年 7 月に JR 東日本が地方路線ごとの収支を公表した。新潟

滑に実施できるために、中小企業会計はいかにあるべきか。「中小指針」「中小会計要領」の現行の2つの会計ルールの検討から始めたい。

### 3. 「中小企業の会計に関する指針」について

「中小指針」は、2005年8月1日に公表された。「中小指針」公表に至るまでの経緯として、2002年6月の「中小企業の会計に関する研究会報告書」における中小企業庁の指針打ち出しに呼応して、日本税理士会連合会が2002年12月に「中小会社会計基準研究会報告書」を、日本公認会計士協会が2003年6月に「中小会社の会計のあり方に関する研究会報告」をそれぞれ公表した。その後、中小企業庁が「中小企業の会計の統合に向けた検討委員会」を設置して、3つの報告を統合し「中小指針」公表に至ったのである。

まず「中小指針」の構成についてであるが、以下のとおりである。

図表 13 「中小指針」の構成

#### 【総論】

目的

対象

本指針の作成に当たっての方針

本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

#### 【各論】

金銭債権

貸倒損失・貸倒引当金

有価証券

棚卸資産

経過勘定等

固定資産

金銭債務

引当金

退職給付債務・退職給付引当金

県は8路線11区間が赤字ということであった。もちろんバス会社も鉄道会社も赤字の財務内容を改善するという企業努力は必要であるが、会社内部のみならず、利用客である市民も重要なステークホルダーとして、地方公共団体等と一緒に主體的に関わらなければいけない問題である。新潟交通についてもBRT事業を今後どうするのかなど、地方行政や市民生活にも深く関わってくる大きな課題がある。その点において、地方公共団体も新潟交通の株主になることを検討すべきではなかろうか。

税金費用・税金債務

税効果会計

純資産

収益・費用の計上

リース取引

外貨建取引等

組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）

個別注記表

決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示

（出所）日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」

まずは「中小指針」の「総論」についてみてみたい。

「目的」として、中小企業である株式会社における計算書類の作成義務が定められ、特に「中小指針」は、会計参与設置会社を想定していることが注目に値する。なぜならば、会計参与制度の新設により、公認会計士もしくは監査法人だけではなく、税理士もしくは税理士法人についても監査業務の一端を担うことができるようになり、中小企業の会計制度の適正化を図ることを意図しているからである。

「対象」は、「金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社」と「会計監査人を設置する会社及びその子会社」を除く株式会社としている。また「特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。」と規定している。「中小指針」は中小企業を対象としているために、対象の定義は当然といえよう。

「本指針の作成に当たっての方針」では「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。」とし、中小企業であっても公開大企業と変わらない会計処理を認容している。そして「会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。」と明記している。「一定の場合」とは、原則は認められないということである。この点が、税務会計（法人税法会計）による会計処理がメインである多くの中小企業の会計実務と「中小指針」との乖離であると指摘される部分である。

続いて「各論」における特徴についてみていく。とりわけ「有価証券」「棚卸資産」「税効果会計」「組織再編の会計」の4つに着目したい。

「有価証券」については「（1）売買目的有価証券（2）満期保有目的の債券（3）子会社株式及び関連会社株式（4）その他有価証券」の4つに分類する。そして「市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。」と「中小指針」は規定している。中小企業には上場企業や公開会社

がほとんど存在しないにも関わらず、「中小指針」は時価評価、減損処理の適用を要請しており、複雑な内容となっている。

「棚卸資産」についても「棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金銭的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。」として、「有価証券」同様、時価評価の適用を求めている。また「棚卸資産について、災害等による時価の下落に応じて簿価を切り下げ、かつ、その金額について重要性があるものについては、注記等により帳簿価額切下額を表示することが望ましい。」と規定して、こちらも「有価証券」同様、減損処理を要請している。しかし減損処理は、中小企業の実状に合った会計処理とはいえないのである。

「税効果会計」は「中小指針」に記載のとおり「一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）が生じた際に、将来その一時差異が解消されるときに課税所得が減少し、それに伴い税金費用が減少することにより純利益が増加する場合には繰延税金資産を計上する。また、一時差異が解消するときに課税所得が増加し、それに伴い税金費用が増加することにより純利益が減少する場合には繰延税金負債を計上する。」のである。「組織再編の会計」は、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換、株式移転等の、企業の組織再編が行われた場合に適用される、企業結合会計及び事業分離会計をいう。「税効果会計」「組織再編の会計」ともに、原則として中小零細企業にとって縁遠く、中小企業会計の中に規定するのは果たして妥当なのか、疑問に思わざるを得ない。

以上のような「中小指針」を準拠して、計算書類を作成している中小企業はどれくらいであったのだろうか。中小企業庁「中小企業の会計に関する実態調査」（2010年）に基づいた河崎照行の指摘によれば「中小指針への準拠度については、「準拠している（一部準拠を含む）」企業は45.1%であり、そのうち、「完全に準拠している」企業は15.9%にすぎなかった<sup>210</sup>のである。そして「同調査では、中小指針に対する要望として、「税務と一致した会計基準」を望む企業が21.7%、「税務会計で十分である」とする企業が14.7%、「極力簡便な会計処理」を望む企業が34.4%であり、約7割超（70.8%）の中小企業が中小指針に不満を示していた<sup>211</sup>ことにも言及している。

前述したように、会計実務において税法基準をベースとする中小企業にとって「中小指針」は決して使い勝手が良かったとはいえない。そのような状況下、新たに「中小会計要領」が2012年2月に公表されるに至ったのである。

#### 4. 「中小企業の会計に関する基本要領」について

まず「中小会計要領」の構成は、下記のとおりである。

---

<sup>210</sup> 河崎（2016）22 ページ。

<sup>211</sup> 同上。

図表 14 「中小会計要領」の構成

I. 総論
目的
本要領の利用が想定される会社
企業会計基準、中小指針の利用
複数ある会計処理方法の取扱い
各論で示していない会計処理等の取扱い
国際会計基準との関係
本要領の改訂
記帳の重要性
本要領の利用上の留意事項
II. 各論
収益、費用の基本的な会計処理
資産、負債の基本的な会計処理
金銭債権及び金銭債務
貸倒損失、貸倒引当金
有価証券
棚卸資産
経過勘定
固定資産
繰延資産
リース取引
引当金
外貨建取引等
純資産
注記
III 様式集
貸借対照表
損益計算書
記載上の注意
株主資本等変動計算書（横形式）
株主資本等変動計算書（縦形式）
個別注記表

## 製造原価明細書

### 販売費及び一般管理費の明細

(出所) 中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」

「中小会計要領」の「総論」の主な特徴は、以下のとおりである<sup>212</sup>。

「目的」では「「中小企業の会計に関する指針」と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象」としている。よって、金融機関、取引先、株主等の中小企業における限定された利害関係者への情報提供を目的とすること、会計と税制との調和を図ること、中小企業の負担を軽減するために、計算書類等の作成を最低限に留めることなどが「中小会計要領」を徹底する考え方となっている。

「企業会計基準、中小指針の利用」では「本要領の利用が想定される会社において、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「企業会計基準」という。）や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを妨げない。」と定めている。これは「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（会社法 431 条）における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として「中小会計要領」のみならず「企業会計基準」と「中小指針」も該当するため、併用を認めるという趣旨である。

「国際会計基準との関係」は非常に重要な点である。「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。」と規定する。「中小指針」は IFRS の影響を受け、それゆえに中小企業の会計実務の実態と乖離し、思うような普及が出来なかったのは前述のとおりである。そこで「中小会計要領」は、国際会計基準、会計グローバルイズムの影響を遮断し、中小企業の会計実務の実態に沿うようにしたのである。

「記帳の重要性」として「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。」と定めている。2005 年の会社法の制定において「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」（会社法 432 条 1 項）と明文化された。これをうけて「中小会計要領」は「中小指針」とは異なり、「総論」において正規の簿記の原則を規定したとされる。

次に「各論」のポイントは以下のとおりである。

「収益、費用の基本的な会計処理」を「資本、負債の基本的な会計処理」よりも先に規定していることは重要である。「中小会計要領」は企業会計の会計観として、収益費用アプローチを採用しているといえる。

<sup>212</sup> 以下、中小企業の会計に関する検討会（2012）参照。

「有価証券」については「(1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上する。(2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。(3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。」と規定している。「中小指針」との違いは、有価証券の評価を原則、取得原価と明記している点が挙げられる。よって、その他有価証券の期末評価は「中小指針」は時価評価であるが「中小会計要領」は取得原価評価となる。有価証券の減損処理については「中小会計要領」にも規定があり「中小指針」と内容に差異はないといえる。

「棚卸資産」については「(1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。(2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。(3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。」と定めている。「中小指針」では期末における時価が取得原価を下回った場合は正味売却価額とされるが「中小会計要領」では低価法の選択適用が認められている。棚卸資産の減損処理については「中小指針」と同じく「中小会計要領」にも規定がある。

「税効果会計」「組織再編の会計」の規定は「中小会計要領」には存在しないことも留意する必要がある。「中小会計要領」は非上場・非公開の中小企業に相応しい会計処理を規定した内容となっている。この点については、IFRSの影響を受けた「中小指針」とは異なっているといえる。

## 5. 「中小企業の会計に関する指針」と「中小企業の会計に関する基本要領」との違い

「中小指針」と「中小会計要領」それぞれの成立過程、特徴等を踏まえて論じる。まずはIASBが作成した中小企業版IFRS (IFRS for SMEs) について触れておきたい。

中小企業版IFRSは、中小企業にも公開大企業と同様の国際会計基準を適用するために作成されたのである。小栗崇資によれば、以下の4つのIASBの戦略的意図の推察が可能である<sup>213</sup>。

(1) 中小企業会計基準は国際会計基準の補完物や従属物ではなく、2大基準として完全な国際財務報告基準と並ぶ重要な基準であること。

(2) IASBの想定する中小企業の規模(従業員50名、売上10億円)は、小企業や零細企業ではなく中規模に近い企業であり、それらは投資対象となる可能性をもち、将来、資本市場に参入する可能性をもった上場企業予備軍として期待されること。

---

<sup>213</sup> 小栗 (2014) 274 ページ。

(3) そのためには国際的な比較可能性をもち、上場の際には IFRS への移行が容易であることが求められること。

(4) IFRS の役割がグローバルな金融・資本市場のインフラ形成であるとするれば、国際中小企業会計基準にはこのグローバルな金融・資本市場の土台を大きく拡張し活性化する役割が求められること。

以上より、IASB は中小企業を「投資対象」となり得るか否かによって選別し、グローバル化の視点でしか中小企業の存在価値を捉えず、各国内における地域社会に根差した中小零細企業は念頭にないと言ってよい。したがって、中小企業版 IFRS は各国の中小企業の状況と相いれない点多々あるなどして、日本を含めて先進諸国の多くは、積極的に中小企業版 IFRS を導入しようとしていないのが実状である。

もっとも、IFRS の影響を企業会計基準を通して間接的に受けて、公表されたのが「中小指針」である。「中小指針」の形成方法は「トップダウン・アプローチ」と呼ばれる。トップダウン・アプローチとは、J-GAAP、IFRS、US-GAAP といった公開大企業に適用される会計制度の中から中小企業にとって適当な会計基準を選別して形成されたのである。よって前述のとおり、税効果会計や組織再編の会計などが規定されているのである。

これに対して「中小会計要領」の形成方法は「ボトムアップ・アプローチ」という。ボトムアップ・アプローチは、中小企業における会計実務等の特徴、独自性に鑑みることから出発し、公開大企業の会計制度へと下から積み上げて形成していくのである。よって IFRS 等との連続性はないが、中小企業固有の会計制度として独立して存在しているといえる。そのため「中小会計要領」は収益費用アプローチ、取得原価主義、確定決算主義に基づいているのである。「中小会計要領」は、IASB の戦略的意図、IFRS の影響を遮断し、中小企業の日々の会計実務に合致した制度であると評価できよう。

それでは「中小指針」の普及率、利用度については前述のとおりだが、ボトムアップ・アプローチにより成立した「中小会計要領」の会計実務等における普及、活用状況はいかがであらうか。「中小指針」と比較して簡便な内容であること、2013 年 4 月から「中小会計要領」を採用している企業に対する信用保証料率割引制度の開始などにより、普及率、活用に期待されたが、今日においてもなお、税務会計ベースの会計実務が主である事実は否定できない。この点に関して、山下壽文の「中小会計要領」批判が原因を付いているように思われる。以下、山下の批判を引用する<sup>214</sup>。

① 中小要領を利用する想定する中小企業の経営者に理解しやすく、必要な事項を簡潔に記載したものであるといいながら、必要な事項とは考えられない社債の発行や外貨建取引

---

<sup>214</sup> 山下 (2012) 65-66 ページ参照。



等の事項を取り上げている。

②「必要な事項を簡潔に記載」しすぎて、経理能力に乏しいといわれる中小要領を利用する想定する中小企業の経営者や経理担当者に対応できない。

③会計処理は各論の各項目、注記は各論「注記」、貸借対照表の表示は「様式集」というように説明がバラバラで分り難い。各論の各項目の説明と様式は重複してもよいので、秩序だてて説明すべきだった。

④企業会計基準の実務指針のような会計処理事例を提示すべきであった。

⑤中小要領は、策定方法にボトムアップ・アプローチを採っているというが、実際には大企業向けの「企業会計原則」等を中小企業の属性および税務会計を考慮して簡素化するトップダウン・アプローチを採っており、それを安易に簡素化したことが上述の多くの問題を生じる一因となっている。これにより、中小要領は、中小企業にとって、中小指針とは別の意味でハードルが高いと言わざるを得ない。

以上が、山下による「中小会計要領」についての問題点の指摘である。この山下の主張は「中小会計要領」の普及、活用状況の現状分析に止まらず、中小企業会計自体の会計制度上の位置付けを考えるうえでも重要な問題提起であると思われる。そこで次に「中小指針」「中小会計要領」両方含めた日本の中小企業会計制度のあり方について、会社法会計、金商法会計と関わらせて、会計制度の設計という視点から試論を提起したい。

## 6. 会計制度論から考える中小企業会計のあり方

前述の山下の批判の②および⑤から、「中小会計要領」の制度上の位置付けが明瞭でなく、中途半端であると考えられる。この点は「中小指針」も同様である。つまり、現在の日本の会計制度の主軸をなす金商法会計は、大企業を対象とした投資家向けの会計制度であり、大企業以外の中小企業の受け皿として、2つの中小企業会計が定められたに過ぎないのである。とりわけ「中小会計要領」は、会計グローバリゼーションとはほとんど無縁である中小零細企業に対するセーフティネット的機能が期待された「飛び地」に存在する例外的規定である。

こうした会計制度の現状は「会計制度の二分化と会計基準の複線化」<sup>215</sup>と評されている。会計制度の二分化とは、大企業の会計制度と中小企業の会計制度との二分化という意味である。会計基準の複線化とは「中小指針」と「中小会計要領」とが並存状態であることを指している。これでは中小企業会計のルール化を定めたとしても、複雑で分かりにくく、現場の会計実務に浸透し難いであろう。

---

<sup>215</sup> 河崎 (2019) 383 ページ。

また「中小指針」「中小会計要領」共に該当することであるが、法的拘束力を有しない。たしかに会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に両方とも含まれるが、法律でないことはもちろん、判例によって法的拘束力を認められた慣習法ともいえないのである。それゆえに、日本の中小企業会計の制度上の位置付けが曖昧で、会計実務に対する影響力があまりないとも思われる。

そこで、さしあたりの試論として、「中小指針」を金商法会計へ「中小会計要領」を会社法会計へ統合、収斂することを提起する。「中小指針」は IFRS の影響を受けた内容であることにより、金商法会計と親和性を有するといえよう。金融商品取引法（以下、金商法）は大企業を対象としており、中小企業は対象外ではないかとも思われるが、中小企業は幅が広い。上場予定で投資対象となりうる中小企業は意思決定会計を基調とし、金商法会計の対象となるといえる。

第6章で「企業会計原則」を会社法や会社計算規則に取り込むことにより、分配会計としての会社法が機能すると論じたが、「中小会計要領」が会社法の計算規定に組み込まれることによって、取得原価主義、確定決算主義を基調とした会社法会計の再構築を図ることができるのではないだろうか。「中小会計要領」を会社法会計に統合するにあたって、会社法や会社計算規則に会計規定を設け、そこに「企業会計原則」を組み込んではどうであろうか。また、会社法は中小企業のみならず大企業も法規制の対象としているため「中小会計要領」との統合は妥当ではないといえそうだが、公開大企業であっても、投資家のためだけに決算書作成を行っているわけではない。むしろ IFRS の影響、会計グローバリズムを遮断している「中小会計要領」の規定、思考こそ、中小企業のみならず、ステークホルダー資本主義における公開大企業にとっても非常に重要となってくるのではないか。

さらに会社法が独自の開示規制を有することにより、現状では変容してしまっている、日本の会計制度のトライアングル体制に関して、会社法会計を主軸として復権させることが可能となると思われる。

以上の試論からすれば、「中小指針」と「中小会計要領」は消滅することになるが、それぞれ金商法会計、会社法会計へ統合、収斂することにより「会計制度の二分化」「会計制度の複線化」といった状況が解消され、明確で分かりやすく、使い勝手の良い会計制度の創出へと繋がるのではないだろうか。

## 7. 小結

本章では「中小指針」「中小会計要領」という日本の中小企業会計規定の検討により、会計制度のあり方、会社法会計の再構築のための一つの方策として一石を投じた。もっとも「中小会計要領」は前述のような課題があるとはいえ、IFRS の影響を遮断したローカル性の強い中小企業本位の規定であることは間違いない。中小企業家同友会全国協議会による

「2023 年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」をみれば「人的保証に依存しない金融制度の確立を」「中小企業憲章の理念に沿った中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を」「持続可能で循環型経済社会の形成と SDGs・エネルギーシフトの推進を」「中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化」<sup>216</sup>といったことが記載されている。投資対象となり得る中小企業を目指すなどといった類の記載は一言もないのである。

また 2010 年 6 月 18 日、民主党政権において閣議決定された「中小企業憲章」の基本理念には「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統芸能や文化の継承に重要な機能を果たす。」<sup>217</sup>と記されている。中小企業憲章から中小企業にとって相応しい会計制度について考えてみても、IASB による中小企業会計基準の適用は現実の経済と乖離していると言わざるを得ない。

河崎照行は「会計文化の「ローカル性」、西洋文化と東洋文化の相違」<sup>218</sup>といった視点から、中小企業会計のあり方について論じている。もちろん会計グローバリズムとの関係を考えるうえで、会計文化という切り口から議論することも重要である。しかしそれだけではなく、生産や流通を支える土台としての中小企業の役割、日本における企業全体の 99.7%を占め、労働者全体の 70%を生み出している中小企業の社会的存在等々に鑑みた、中小企業会計制度の設計が望まれるといえるのではないか。そして中小企業だけの論点ではなく、大企業にも当てはまる論点なのである。全ての企業が会計制度のあり方について共通認識を有しているという前提により、会社法会計の復権へと繋がると考える。

---

<sup>216</sup> 中小企業家同友会全国協議会（2022）参照。

<sup>217</sup> 中小企業庁（2010）参照。

<sup>218</sup> 河崎（2019）384 ページ。

## 終章 各章の要点と本研究のまとめ

### 1. 各章の要点

2部7章構成による本論文を通して、トライアングル体制の変容を分析したうえで、会社法会計の再構築を提起することによって、株式会社会計制度の変遷と再生について論じてきた。

それでは、序章を含む各章の要点を押さえることにより、本論文を振り返ってみたい。

序章では「明治期の西洋式簿記の導入」「第二次世界大戦後のアメリカ的会計制度の導入」「IFRS導入」の、日本の3つの会計制度の転機に触れた。3回目の転機であるIFRS導入が今日の日本の会計制度に与えた影響は大きく、トライアングル体制の変容をもたらしたといえる。そして株式会社会計制度について議論する前提として、会社法会計について論じ、分配会計の意義について確認している。

第1章では、IFRSの影響が強くなった現代社会において、各国は会計制度についてどのように対処しているのかについてみた。まず1つ目の論点である「各国のIFRSへの対応」および2つ目の論点である「会計制度の構造」については、ドイツ、フランスの「連単分離」とのスタンスが注目すべき点である。アメリカの影響を強く受けている日本の会計制度を考えるうえで「連単分離」は検討に値する。3つ目の論点である「国家と会計制度の関係」は、ジンマーマン＝ヴェルナーの議論における「残余的福祉国家」と「制度的福祉国家」との対比を通して、とかく民間ベースで考えられる会計制度について、国家の積極的な役割を見出すことができた。

第2章では、商法・会社法会計と証取法会計（金商法会計）との関係について論じている。1950年の商法改正から2005年の会社法制定に至るまでの、商法改正に即して、わが国の会計制度が商法会計優位から金商法会計優位へとシフトしていった。その結果、日本の会計制度の大きな特徴の一つであるトライアングル体制が変容してしまったのである。投資家重視の会計制度から多様なステークホルダーに配慮した会計制度への転換のためには、会社法会計が独自の会計規定を持ち、金商法会計偏重から脱却することが望まれる。

第3章では、商法・会社法会計と法人税法会計との関係について論じている。確定決算基準をめぐる議論を踏まえて、確定決算基準を維持し、会社法会計、金商法会計、法人税法会計の3者からなるトライアングル体制を再構築すべきとの結論に至った。なぜならば確定決算基準は、納税額を納税者自身で決定できるという申告納税方式による「納税者の権利」でもあるからである。政府・自治体への納税も会計上の分配の一つであり、分配会計としての会社法会計の再構築を検討するうえにおいて、確定決算基準は今日的意義を有している。

第4章では、上村学説の検討を通して公開会社法会計の是非について検討した。会計ディスクロージャーの観点から「公開」自体については異論はない。しかし、会社法と金商法を

一体化した公開会社法を制定すべきという考えは些か性急である。何よりも公開会社法は、金商法と中身は変わらないのである。したがって、子会社情報の充実、労働者の視点からの開示規制、中小企業会計の明確化といった視点からすれば、金商法とは分離した形での会社法会計の充実を図ることが妥当である。

第5章では、「会計における正義」について、フラワーの議論を概観したうえで、分配会計の今日的意義および付加価値計算（付加価値計算書）の今日的意義について検討した。ステークホルダー型の会計制度の検討において、現行の株主中心会計である損益計算書だけではなく、付加価値計算書の導入を図るべきであろう。付加価値計算書の導入により、フラワーが述べている会計の報告機能、分配機能、情報機能の3つの機能の連携が可能となる。付加価値計算の再考によって、情報会計一辺倒となった日本の会計制度を変える契機ともなりうる。

第6章では、ステークホルダー資本主義と株式会社会計について、法学的考察と会計学的考察の両方を行った。法学的考察では2006年のイギリス会社法改正、商法学者中村一彦の学説検討を通して、ステークホルダー型会社法の意義を見出した。会計学的考察では、社会的責任という視点からの会社法会計の改革として、会社法会計規定として新たに付加価値計算書、総原価明細書、株主資本等計算書改め資本等変動計算書の導入を提起した。また非財務情報として、会社法においても金商法同様、ESG情報開示について言及した。

第7章では「会計制度の二分化と会計基準の複線化」と称される、わが国の中小企業会計制度の簡便かつ明確化について検討した。中小指針を金商法会計へ、中小会計要領を会社法会計へと統合、収斂することは一考に値するのではないか。取得原価評価に基づく計算規定を会社法に組み入れることによって、会社法会計の復権へと繋げることができるのではないだろうか。

## 2. 本研究のまとめ

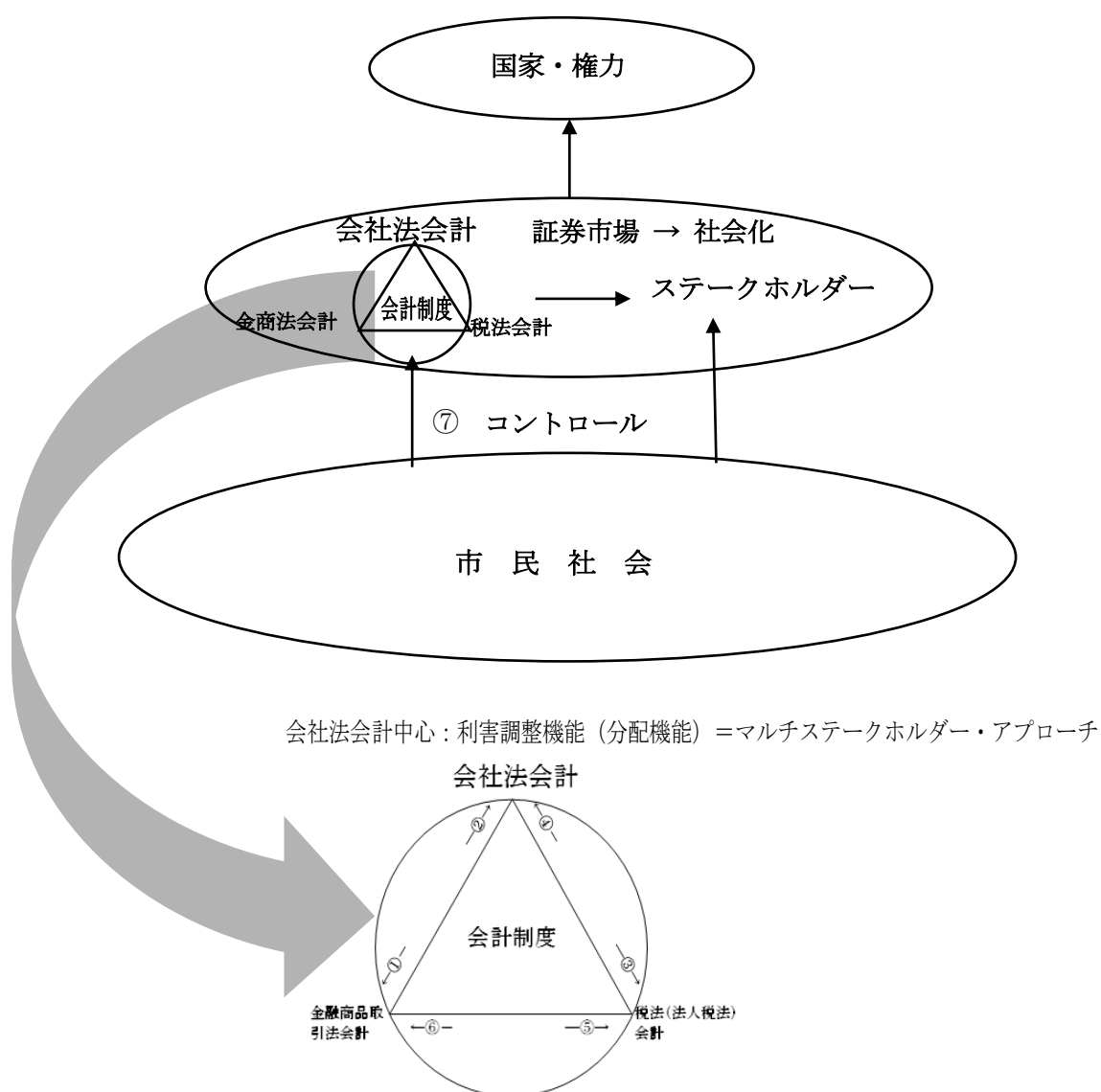
本論文において、トライアングル体制の変容による株式会社会計制度の変遷と、ステークホルダー資本主義に相応しい株式会社会計制度の再生として、会社法会計を再構築すべきであることを中心に論じてきた。序章において日本の3つの会計制度の転機について言及しているが、会社法成立、金商法成立から15年ほど経った現在、会計制度の4回目の転機が訪れているといえる。それは「ステークホルダー資本主義への転換」である。IFRSやUS-GAAPの影響を受けた、金商法会計中心による投資家重視の会計制度は、優勝劣敗、弱肉強食による新自由主義経済を支え、促進するものに他ならない。しかし新自由主義経済の影響が強まるほど、社会における格差と貧困が深刻化し、貧困層の増大によって資本主義経済自体の基盤が揺らいでいる状態となっている。

このような経済状態を改善し、資本主義を改革するためには、新自由主義からステークホ

ルダ－資本主義への転換が求められているといえよう。そこでの会計制度は、多様なステークホルダーの利益を考慮することが必要となる。そのためには、まずは利害調整機能、分配会計を従前有していた会社法会計の復権が不可欠である。

そこで、会社法会計を中心とした株式会社会計制度の再生が、ステークホルダー資本主義の会計制度を考えるうえで重要となる。以下の図表 15 は、本論文を通して導き出すことができた、ステークホルダー資本主義における株式会社会計制度である。図表 15 の内容に基づいて筆者の主張を述べることによって、本論文の締め括りとしたい。

図表 15 ステークホルダー資本主義における会計制度



(出所) 筆者作成

図表 15 で会社法会計のフォントサイズを他の 2 つより大きくしたのは、会社法会計中心のトライアングル体制の構築を目指しているからである。かつての商法会計優位のトライアングル体制と同義に思われるかもしれないが、内容は異なる。前述のとおり、商法会計は債権者重視の観点から配当可能利益計算を主としていたが、会社法会計は多様なステークホルダーを考慮することから、本質的に異なるのである。また当然ではあるが、会社法会計が独自の計算規定を持つことになる。会社法は第 5 章、第 6 章で論じた付加価値計算書や新たな貸借対照表、第 7 章で論じた「中小会計要領」の規定も包含した会計規定を有することになる。まさに債権者保護重視だけではない、ステークホルダーのための分配会計である。

続いて会社法会計と金商法会計の関係についてである。矢印①は、会社法の分配会計規定が金商法会計に影響を与えていることを示している。ステークホルダー資本主義においては、マルチステークホルダーの利益を考慮することから、会計においても「分配」が重視されるのである。一方、矢印②は金商法会計から会社法会計へ向かっているが、これは金商法会計の情報提供機能（情報会計）が会社法会計へ影響を与えていることを示している。「分配」がステークホルダー資本主義の核となる要素といえるため、会社法の分配会計が第一義的に考えられるが、分配の内容を公に示す必要があることから、情報会計も重要であり、分配会計と情報会計は不即不離といえる。ただし会社法会計中心の会計制度であることから、情報会計は分配会計に対して、あくまで補完的な位置付けである。投資家への情報提供重視の金商法会計優位の会計制度から転換した、ステークホルダー資本主義における会計制度は、「分配」が主、「情報」が従である。

矢印③、④は、確定決算基準を媒介とした会社法会計と法人税法会計との関係を示している。詳細は第 3 章で論じているとおりであるが、確定決算基準は申告納税権という納税者の権利を意味すること、中小零細企業の大多数が、会計実務の中心は税務会計であることなどから、確定決算基準自体もステークホルダー資本主義における重要な要素である。ちなみに、確定決算基準によらない、時価主義に基づいた税額計算である分離主義は、取得原価主義を基調とする会社法会計中心の会計制度では採用しえない。会社法会計によって作成された計算書類に基づいて課税所得計算、税額計算がなされることが、会社法会計と法人税法会計との関係性を意味する。つまり、会社法会計なくしては法人税法会計が成り立たない関係といえる。したがって、会社法会計と法人税法会計との関係は、会社法会計が主、法人税法会計は従であり、法人税法会計は課税所得計算、税額計算という面において、会社法会計の補完的役割を果たしているのである。

矢印⑤、⑥は、金商法会計と法人税法会計との関係である。矢印③、④と基本的に同義である。金商法会計が対象とするのは上場大企業であるが、連単分離がなされることにより、とりわけ個別財務諸表は、会社法の分配会計に影響を受けることから、確定決算基準の影響を受けることになる。

矢印⑦は、地域社会や市民といったステークホルダーによる市民社会が、トライアングル

体制全体に影響を与えている、下支えしていることを示している線である。市民社会は多様な価値観を尊重した公共圏である。ステークホルダー資本主義では、市場原理とは一線を画した市民社会による影響が会計制度についても及んでいるのである。

以上が本論文を通して導かれたあらたな株式会社会計制度の試論である。3つの法体系による会計制度の枠組み自体は従前からの発想であるが、この点についてはトライアングル体制を時代遅れの無用なものとして解するのではなく、再構築すべきであるとする。



## 引用・参考文献

### ● 欧文

- Anthony,R., (1984) ,*Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin. (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房,1989年)。
- Flower,J., (2010) ,*Accounting and Distributive Justice*,Routledge.
- Esping-Andersen,G., (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*,Polity Press.  
(岡沢憲芙・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房,2001年)。
- Haller, A. and Staden, C. V., (2014) , “The value added statement – an appropriate instrument for Integrated Reporting”, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.27 No.7.
- Harvie, D., Lightfoot, G., Lilley, S. and Weir, K., (2020) , “Social investment innovation and the ‘Social turn‘ of neoliberal finance”, *Critical Perspectives on Accounting*.
- Lawrence, A.T. and Weber, J., (2020) , *Business and Society: Stakeholders, Ethics, Public Policy*, McGraw-Hill Education.
- Rawls,J.,(2001),*Justice as Fairness:A Restatement*,The Belknap Press of Harvard University Press. (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義—再説—』岩波書店,2004年)。
- Roberts, R.W. and Bobek, D. D., (2004) , “The politics of tax accounting in the United States: evidence from the Taxpayer Relief Act of 1997”, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.29.
- Sunder, S., (2016) , *Rethinking Financial Reporting Standards, Norms and Institutions*, now Publishers Inc.
- Zimmermann,J,Werner,J.R.and Volmer,P.B, (2008) ,*Global Governance in Accounting Rebalancing Public Power and Private Commitment*,Palgrave Macmillan.
- Zimmermann,J. and Werner,J.R., (2013) , *Regulating Capitalism? The Evolution of Transnational Accounting Governance*,Palgrave Macmillan.

### ● 和文

- 青木脩 (1997) 「社会関連会計と付加価値会計」『中京大学経済学論叢』第9号, 29-39 ページ。
- 秋峯晴男 (2012) 「確定決算基準の現状と課題 (2・完)」『山梨学院大学現代ビジネス研究』第5号,3-20 ページ。
- 新井清光・白鳥庄之助 (1991) 「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」『JICPA ジャーナル』第435号, 28-33 ページ。
- アリストテレス (高田三郎訳) (1971) 『ニコマコス倫理学 (上)』岩波書店。
- 安藤英義 (2001) 『簿記会計の研究』中央経済社。
- 飯塚真玄 (2020) 「かくして「中小会計要領」は誕生した—日本商工会議所の決断により、確定決算主義は堅持された」河崎照行編『会計研究の挑戦—理論と制度における「知」の融合』中央経済社]所収,315-346 ページ。

- 五十嵐邦正 (2014) 『会計制度改革の視座』 千倉書房。
- 諫山正 (1962) 「経済民主主義」論の帰結—ドイツ労働運動敗退の教訓『社会主義』第 134 号, 48—55 ページ。
- 石川純治 (2010) 『変わる会計、替わる日本経済—「情報会計」の時代』 日本評論社。
- 石川純治 (2014) 『揺れる現代会計—ハイブリッド構造とその矛盾』 日本評論社。
- 石川純治 (2018) 『基礎学問としての会計学—構造・歴史・方法』 中央経済社。
- 伊藤邦雄 (1996) 「会計制度のアーキテクチャー革新」『企業会計』中央経済社, 第 48 巻第 9 号, 18—29 ページ。
- 伊藤邦雄・上村達男 (2007) 「新春対談 ガバナンス・法・会計の今後のゆくえ」『企業会計』第 59 巻第 1 号, 101—114 ページ。
- 伊藤秀俊 (1981) 「会計情報公開制度と労働組合—フランス社会責任会計制度を通して」『賃金と社会保障』第 821 号, 36—41 ページ。
- 猪熊浩子 (2015) 『グローバリゼーションと会計・監査』 同文館出版。
- 今福愛志 (2008) 『企業統治の会計学—IFRS アドプションに向けて』 中央経済社。
- 今宮謙二 (2000) 『投機マネー』 新日本出版社。
- 伊豫谷登士翁 (2021) 『グローバリゼーション—移動から現代を読みとく』 筑摩書房。
- 岩井恒太郎 (2012) 「わが国の IFRS 導入と法的な対応の可能性—「連単分離」と「複数会計基準」による円滑な受容を求めて」『立教経済学研究』第 66 巻第 1 号, 85—110 ページ。
- 岩崎勇 (2010) 「会社法会計の到達点と問題点」『経済学研究』第 77 巻第 4 号, 17—31 ページ。
- 岩浪貞芳 (2003) 「我が国の会計機能の特徴—トライアングル体制における会計の機能」『現代社会文化研究』第 28 号, 65—82 ページ。
- 上村達男 (2000) 「商法会計の動向—公開株式会社法会計のあり方をめぐって」『企業会計』第 52 巻第 2 号, 47—53 ページ。
- 上村達男 (2002) 『会社法改革—公開株式会社法の構想』 岩波書店。
- 上村達男 (2021) 『会社法は誰のためにあるのか—人間復興の会社法理』 岩波書店。
- 宇佐美誠・児玉聡・井上彰・松元雅和 (2019) 『正義論—ベーシックスからフロンティアまで』 法律文化社。
- 内野一樹 (2015) 「実証会計学批判—統計的推論をめぐる議論を中心にして」[丸山恵也・熊谷重勝・陣内良昭・内野一樹・関智一『経済成長の幻想—新しい経済社会に向けて—』創成社]所収, 214—226 ページ。
- 内野一樹 (2022) 「付加価値会計の再構築とパーパス会計」[小栗崇資・陣内良昭編著『会計のオルタナティブ—資本主義の転換に向けて』中央経済社]所収, 103—118 ページ。
- 浦野晴夫 (1994) 『確定決算基準会計—日・米・独の確定決算基準主義と国際会計基準の新たな視点』 税務経理協会。
- 浦野晴夫 (1996) 『会計原則と確定決算基準主義—減価償却・国際会計基準・棚卸資産評価・逆基準性』 森山書店。
- 浦野広明 (1998) 『納税者の権利と法』 新日本出版社。

- 江部秀義（2006）「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（1998年）の意義『現代社会文化研究』第37号,209-224ページ。
- 大石桂一（2015）『会計規制の研究』中央経済社。
- 大澤真幸・塩原良和・橋本努・和田伸一郎（2014）『ナショナリズムとグローバリズム—越境と愛国のパラドックス』新曜社。
- 大島和夫（2010）『企業の社会的責任—地域・労働者との共生をめざして』学習の友社。
- 大塚章男（2011）「コーポレート・ガバナンスにおける今日的課題—権限集中と利益調整原理」『筑波ロー・ジャーナル』第10号,51-80ページ。
- 大西清彦（1999）『財務公開思想の形成—20世紀初頭におけるアメリカの動向をめぐって』森山書店。
- 大原昌明（2013）「社会的企業の会計問題に関する考察—付加価値概念の活用を視野に入れて」『北星学園大学経済学部北星論集』第52巻第2号,35-53ページ。
- 小栗崇資（2003）「国際会計基準とグローバル会計規制」[小栗崇資・熊谷重勝・陣内良昭・村井秀樹編『国際会計基準を考える—変わる会計と経済』大月書店]所収,11-25ページ。
- 小栗崇資（2014）『株式会社社会の基本構造』中央経済社。
- 小栗崇資（2016）『コンパクト財務会計—クイズでつける読む力』中央経済社。
- 小栗崇資（2020）「積み上がる内部留保<sup>①</sup>—年間増加分に課税も一案」『日本経済新聞』3月5日朝刊。
- 小栗崇資（2020）「連結会計・単体会計の分離の歴史と構造」『駒澤大学経済学論集』第51巻第3号,3-21ページ。
- 小栗崇資（2021）「企業・経済の変革とSDGs」『経済』第310号,26-40ページ。
- 小栗崇資・陣内良昭（2022）『会計のオルタナティブ—資本主義の転換に向けて』中央経済社。
- 小栗崇資（2023）『社会・企業の変革とSDGs—マルクスの視点から考える』学習の友社。
- 奥平旋（2020）『社会的企業の法—英米からみる株主資本主義の終焉』信山社。
- 奥村宏（1992）『会社本位主義は崩れるか』岩波書店。
- 奥村宏（2001）『株式相互持合いをどうするか』岩波書店。
- 小野武美（2021）『企業統治の会計史—戦前期日本企業の所有構造と会計行動』中央経済社。
- 加古宜士（2002）「グローバルスタンダードとトライアングル体制」『企業会計』第54巻第1号,18-23ページ。
- 神島裕子（2018）『正義とは何か—現代政治哲学の6つの視点』中央公論新社。
- 河崎照行・万代勝信編著（2012）『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社。
- 河崎照行編著（2015）『中小企業の会計制度—日本・欧米・アジア・オセアニアの分析』中央経済社。
- 河崎照行（2016）『最新 中小企業会計論』中央経済社。
- 河崎照行（2019）『会計制度のパラダイムシフト—経済社会の変化が与える影響』中央経済

社。

神田秀樹 (2015) 『会社法入門 新版』岩波書店。

企業分析研究会 (2018) 『現代日本の企業分析—企業の実態を知る方法』新日本出版社。

北野弘久 (1981) 『納税者の権利』岩波書店。

金融庁 (2007) 「資料2 (参考②) 公開会社法要綱案 第11案」(2022年2月18日)

<[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/s\\_group/siryoku/20090318/08.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/s_group/siryoku/20090318/08.pdf)>

櫛部幸子 (2016) 『中小企業会計基準の課題と展望』同文館出版。

熊谷重勝 (2022) 「中小企業労働者の生活条件と独占資本」『社会主義』第726号, 21-29ページ。

黒川行治 (2017) 『会計と社会—公共会計学論考』慶應義塾大学出版会。

栗山直樹 (2007) 「CSR推進における企業・労働組合・NGOのパートナーシップの国際的展開—労働におけるマルチステークホルダー・アプローチの萌芽」『創価経営論集』第31巻第1・2号, 35-50ページ。

久保田秀樹 (2014) 『ドイツ商法現代化と税務会計』森山書店。

國部克彦 (2017a) 「会計と正義—近くて遠い関係」『税経通信』第72巻第7号, 149-155ページ。

國部克彦 (2017b) 『アカウントビリティから経営倫理へ—経済を超えるために—』有斐閣。

齊藤拓 (2006) 「ベーシックインカムとベーシックキャピタル」『Core Ethics』第2号, 115-128ページ。

堺貴晴 (2015) 「確定決算主義を前提とした中小企業会計の構築」『中小企業会計研究』, 創刊号, 53-80ページ。

坂本孝司 (2011) 『会計制度の解明—ドイツとの比較による日本のグランドデザイン』中央経済社。

酒井克彦 (2016) 『プログレッシブ税務会計論Ⅱ—収益費用と益金損金の関係』中央経済社。

酒井治郎 (2006) 『資本制度の会計問題—商法・会社法に関連して』中央経済社。

榊原英資・水野和夫 (2015) 『資本主義の終焉、その先の世界—「長い二十一世紀」が資本主義を終わらせる』詩想社。

潮崎智美 (2010) 「Ⅱ西日本部会統一論題 グローバルな会計基準設定とIFRS導入」『国際会計研究』臨時増刊号。

敷田礼二・近藤禎夫 (1976) 『原価公開—経済民主主義への布石』新日本出版社。

敷田禮二・山口孝編 (1987) 『批判会計学の展開』ミネルヴァ書房。

品川芳宣 (2013) 『中小企業の会計と税務—中小会計要領の制定の背景と運用方法』大蔵財務協会。

嶋和重 (2007) 『戦後日本の会計制度形成と展開』同文館出版。

末永英男 (2016) 『法人税法会計論 第8版』中央経済社。

鈴木一水 (2017) 『税効果会計入門』同文館出版。

鈴木和哉 (2011) 「グローバリゼーションと企業会計—誰のための「国際会計基準」

か?」[熊谷重勝・内野一樹編著『社会化の会計—すべての働く人のために』創成社]所収, 68-82ページ。

- 醍醐聰（2005）『労使交渉と会計情報—日本航空における労働条件の不利益変更をめぐる経営と会計』白桃書房。
- 高沢修一（2017）『法人税法会計論 第3版』森山書店。
- 高野学（2022）「新たな付加価値計算書と原価計算」[小栗崇資・陣内良昭編著『会計のオルタナティブ—資本主義の転換に向けて』中央経済社]所収,135-148 ページ。
- 高橋英治（2018）『日本とドイツにおける株式会社法の発展』中央経済社。
- 高橋英治（2020）『ヨーロッパ会社法概説』中央経済社。
- 滝西敦子（2011）「米国会計基準設定におけるルールに基づくアプローチと原則に基づくアプローチ—概念の整理」『同志社商学』第62巻第5・6号,138-150 ページ。
- 武田昌輔（2009）『法人税回顧六〇年—企業会計との関係を検証する』TKC出版。
- 田中里美（2017）『会計制度と法人税制—課税の公平から見た会計の役割についての研究』唯学書房。
- 田中久夫（2005）「会計にいう「トライアングル体制」の崩壊」『作新経営論集』第14号,1-28 ページ。
- 田中久夫（2006）「株式会社における配当規制の変遷—新会社法成立による利益配当規制から剰余金配当規制への変化」『作新経営論集』第15号,1-24 ページ。
- 田中弘（2011）『複眼思考の会計学—国際会計基準は誰のものか』税務経理協会。
- 田中弘（2001）『会計学の座標軸』税務経理協会。
- 千葉準一（1998）『日本近代会計制度—企業会計体制の変遷』中央経済社。
- 中小企業家同友会全国協議会（2022）『2023年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言』
- 中小企業の会計に関する検討会（2012）『中小企業の会計に関する基本要領』。
- 中小企業庁（2010）『中小企業憲章』。
- 中小企業庁（2023）『2023年版 中小企業白書・小規模企業白書概要』
- トッド,Emmanuel./ 聞き手 朝日新聞（2016）『グローバリズム以後—アメリカ帝国の失墜と日本の運命』朝日新聞社。
- 富岡幸雄（1993）『税務会計論講義』中央経済社。
- 富塚嘉一（2002）『会計が変わる—企業経営のグローバル革命』講談社。
- 豊島勉（2014）「英国におけるコーポレート・ガバナンス—洗練された株主価値原理の検討」『修道法学』第55巻第1号,1-51 ページ。
- 長久保如玄（1998）『制度会計学の基本問題』森山書店。
- 中村一彦（1977）『企業の社会的責任—法学的考察（改訂増補版）』同文館出版。
- 中村直人（2019）「公開会社法の今後の進展—持続可能な世界の構築のために」[尾崎安央・川島いづみ・若林泰伸編『上村達男先生古希記念 公開会社法と資本市場の法理』商事法務]所収,3-34 ページ。
- 西川登（2019）『簿記会計等雑稿』ヘイワプリントシステム。
- 西村勝志（2000）「商法会計の基本課題とその視点（大原純一教授退官記念号）」『愛媛経済論集』第19巻第3号,87-99 ページ。
- 西森亮太（2018）「会社法会計の現代的理解—トライアングル体制における金融商品取引法会計との関係を中心に」『日本商学研究学会第14回全国学術大会学術報告論文集』3-6 ページ。

- 西森亮太 (2019) 「グローバル化における会計制度に関する一考察—ジンマーマン＝ヴェルナーの議論をめぐって」『立教経済学論叢』第 86 号, 17-32 ページ。
- 西森亮太 (2019) 「商法・会社法会計と金融商品取引法会計との関係についての批判的考察—商法改正およびトライアングル体制の変容を通して」『商学研究』第 13 号, 1-18 ページ。
- 西森亮太 (2020) 「分配的正義についての会計学的考察—フラワーの議論を手がかりとして」『会計理論学会年報』第 34 号, 124-134 ページ。
- 西森亮太 (2021) 「商法・会社法会計と法人税法会計との関係について—確定決算基準の今日的意義」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』第 51 号, 127-136 ページ。
- 西森亮太 (2022) 「公開会社法についての会計学的考察—上村学説の検討を通して」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』第 52 号, 139-148 ページ。
- 西森亮太 (2022) 「ステークホルダー資本主義と会社法会計」[小栗崇資・陣内良昭編著『会計のオルタナティブ—資本主義の転換に向けて』中央経済社]所収, 227-240 ページ。
- 西森亮太 (2023) 「会社法会計と中小企業会計の再構築についての一考察」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』第 53 号, 137-146 ページ。
- 西森亮太 (2023) 「新潟企業の分析—地域社会における企業の役割」[篠田昭, 菅原陽心監修『多様性を考える～人・地域・文化』新潟日報メディアネット]所収, 118-125 ページ。
- 日本公認会計士協会 (2010) 「会計制度委員会研究報告第 12 号「臨時計算書類の作成基準について」の改正について」『会計・監査ジャーナル』第 22 巻第 2 号, 93-109 ページ。
- 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 (2021) 『中小企業の会計に関する指針』。
- 野中郁江 (2005) 『現代会計制度の構図』大月書店。
- 野中郁江・三和裕美子編 (2021) 『図説 企業の論点』旬報社。
- 野間敬和 (2010) 「第 34 回法令ニュース 民主党の公開会社法」『プロパティマネジメント』第 11 巻第 1 号, 66-68 ページ。
- 林順一 (2020) 「イギリス企業の CG コード対応にみる従業員とのエンゲージメント」『企業会計』第 72 巻第 1 号。
- 平松一夫監修 (2018) 『IFRS 国際会計基準の基礎 第 5 版』中央経済社。
- 藤井光男・丸山恵也編 (1985) 『日本的経営の構造』大月書店。
- 藤本孝一郎 (2011) 「公正価値測定の検討」『城西短期大学紀要』第 28 巻第 1 号, 31-35 ページ。
- 正井正作 (1990) 『共同決定法と会社法の交錯』成文堂。
- 松尾隆佑 (2019) 『ポスト政治の政治理論—ステークホルダー・デモクラシーを編む』法政大学出版局。
- 宮上一男 (1965) 『企業会計の理論』森山書店。
- 三宅伸吾 (2010) 「最新労働事情解説 公開会社法構想の動向—監査役への従業員代表選出義務化(民主党案)の背景とその内容、今後の行方」『労働法学会研究報告』第 61 巻第 15 号, 24-38 ページ。
- 民主党公開会社法プロジェクトチーム (2010) 「公開会社法(仮称)制定に向けて」『別冊商事法務』第 347 号, 405-407 ページ。
- 森川八洲男 (1986) 『制度会計の理論』森山書店。

- 森田哲弥・宮本匡章編（2008）『会計学辞典（第5版）』中央経済社。
- 矢内一好（2020）『税務会計基礎概念史』中央経済社。
- 弥永真生（2000）『商法計算規定と企業会計』中央経済社。
- 弥永真生（2012）「「中小会計要領」の会社法における位置づけ」『企業会計』第64巻第10号, 40-45 ページ。
- 弥永真生（2013）『会計基準と法』中央経済社。
- 弥永真生（2015）『リーガルマインド会社法（第14版）』有斐閣。
- 弥永真生（2016）「商法会計から会社法会計へ」『企業会計』第68巻第1号, 52-58 ページ。
- 弥永真生（2022）『中小企業会計とその保証』中央経済社。
- 柳裕治（2011）「税務会計研究における確定決算主義」[安藤英義・古賀智敏・田中建二『体系現代会計学第5巻 企業会計と法制度』中央経済社]所収, 295-329 ページ。
- 山地秀俊（2012）「日本の会計制度の変遷と「近代化」概念の再検討ー西洋式複式簿記・アメリカ式証券市場会計そしてIFRS」『国民経済雑誌』第205巻第6号, 1-28 ページ。
- 山下壽文（2012）「わが国の中小企業会計基準の展開ー「中小企業の会計に関する基本要領」をめぐって」『佐賀大学経済論集』第45巻第4号, 49-72 ページ。
- 山下壽文（2020）『戦後税制改革とシャープ勧告ーシャープ税制施行70周年を顧みて』同文館出版。
- 山下友信・神田秀樹編（2017）『金融商品取引法概説 第2版』有斐閣。
- 山田浩一（2000）「税効果会計の導入と確定決算主義」[若杉明編『コーポレート・ガバナンスと企業会計』ビジネス教育出版社]所収, 278-291 ページ。
- 山田博文（2016）「戦後の資本蓄積と財政金融支配ー経済・財政・金融政策を利用した資本蓄積様式の探究」[渡辺治ほか『戦後70年の日本資本主義』新日本出版社]所収, 150-167 ページ。
- 山田康裕（2006）「会社法成立による資本会計への影響」『彦根論叢』第361号, 139-160 ページ。
- 山田康裕（2010）「グローバル・ガバナンスの会計基準設定」『會計』第178巻第2号, 230-244 ページ。
- 山本吉宣（2008）『国際レジームとガバナンス』有斐閣。
- 弓削忠史（2003）「トライアングル体制の基本的な問題点」『九州共立大学経済学部紀要』第92号, 55-67 ページ。
- 弓削忠史（2004）「トライアングル体制について」『九州共立大学経済学部紀要』第96号, 73-92 ページ。
- リュアノ=ボルバラン,J.C.アルマン,S./ 杉村昌昭訳（2004）『グローバリゼーションの基礎知識』作品社。
- 若杉明（1979）『人間資産会計』ビジネス教育出版社。
- 若杉明（1999）『会計ディスクローチャーと企業倫理』税務経理協会。

若杉明 (2009) 『企業会計の基礎的考え方』東京リーガルマインド。  
若杉明 (2012) 「資本会計制度の変遷」『LEC 会計大学院紀要』第 10 号, 69-86 ページ。  
若杉明 (2017) 『経済社会環境の変化と企業会計』ビジネス教育出版社。  
和田博志 (2016) 「分配的正義と財務会計」『税経通信』第 71 巻第 13 号, 166-173 ページ。  
渡邊泉 (2016) 『帳簿が語る歴史の真実 通説という名の誤り』同文館出版。  
渡辺治 (2001) 『日本の大国化とネオ・ナショナリズムの形成-天皇制ナショナリズムの模索と隘路』桜井書店。  
渡辺和夫 (2007) 『財務会計変遷論』同文館出版。

●その他

一正蒲鉾株式会社「2022 年 6 月期 決算短信」<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00463/30dae44a/8a7a/4565/bb87/927c2e065ddb/140120220804512501.pdf> (2022 年 7 月 30 日閲覧)。  
一正蒲鉾株式会社「サステナビリティレポート 2021」<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00463/e2354b2d/4f93/4bef/8fbf/70b82f5123a9/20211210191629970s.pdf> (2022 年 7 月 30 日閲覧)。  
塩沢信用組合「2022 Disclosure」  
[http://www.shiozawa.shinkumi.jp/pdf/discllo/discllo\\_2022.pdf](http://www.shiozawa.shinkumi.jp/pdf/discllo/discllo_2022.pdf)  
内閣官房ホームページ「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf) (2022 年 12 月 20 日閲覧)。  
新潟交通株式会社「令和 4 年 3 月期 決算短信」[https://www.niigata-kotsu.co.jp/ir/pr\\_docu/r040513\\_tanshin.pdf](https://www.niigata-kotsu.co.jp/ir/pr_docu/r040513_tanshin.pdf) (2022 年 12 月 20 日閲覧)。  
『新潟日報』2022 年 8 月 6 日。  
『新潟日報』2022 年 2 月 22 日。  
『日本経済新聞』2018 年 8 月 23 日朝刊「英、企業統治「従業員重視」に」。